平成 28 年

第2回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小国町議会平成28年第2回総務文教福祉常任委員会会議記録				
日時	平成28年3月14日 午前10時00分開議午後2時59分閉会			
場所	小国町山村開発センター 501 号室			
出席委員 及び議長	松﨑 俊一 穴見まち子 大塚 英博 北里 勝義 児玉 智博 時松 昭弘 渡邉 誠次			
事務局職 員	小田 宣義 次井 桂子			
説明員	別紙座席表のとおり			
会議に付した事件	議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について			
会 議 の 経過概要	平成28年度に係る予算についての審議を行う。 所管課:会計管理室・議会事務局・監査委員事務局・総務課 政策課・税務課			

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 総務文教福祉常任委員長

平成28年 第2回 総務文教福祉常任委員会

平成28年3月14日(月) 午前10時00分~ 小国町山村開発センター 502・3号室

	久 野 税務係長		小 田 議会事務局長	穴井 書記
田 邉	菅 尾		佐々木	中島
まちづくり係長	徴収係長		管財係長	財政係長
佐々木	橋本		木 下	佐藤
政策課審議員	税務課審議員		総務課審議員	総務係長
清高 政策課長	北里 税務課長	北里町長	松 岡 総 務 課 長	佐藤 会計管理室長

大 塚			時松昭
北里			児 玉
	議長渡邉	委員長 松﨑	副委員長 穴見

議事の経過(h.28.3.14)

委員長(松﨑俊一君) 皆さん、おはようございます。

総務文教福祉常任委員会の開催通知を申し上げましたところ委員全員並びに議長の参加をいた だきまして誠にありがとうございます。

梅の花もですね、咲きほこりまして、春らしくなってきたというふうに思っております。それから卒業式、それからこのあと入学式が来ればですね、春本番になると思いますが、あとちょっと心配なのがですね、インフルエンザ、それからノロウイルスなどの感染症ですね、こういったところにも気を付けていきたいというふうに思っております。

それではですね、早速ではございますが、委員会のほうを開催したいと思います。

先立ちまして、北里町長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

町長(北里耕亮君) 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回の総務文教福祉常任委員会ということで、ありがとうございます。この委員会は、3月7日初日の本会議において付託されたものでございます。平成28年の小国町一般会計予算及び特別会計予算それぞれの部分の審議であろうというふ10うに思っています。

本日は、総務課、それから会計管理室、そして議会事務局、そして税務課、そして政策課ということで、課長、それから審議員、そして係長ということで出席をさせていただいております。

私がいつも言うことでありますが、議員の皆さんからいろんな意見を賜りまして、今後に反映していきたいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

委員長(松崎俊一君) ただいま出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから 総務文教福祉常任委員会を開催したいと思います。

(午前10時00分)

委員長(松﨑俊一君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。 本日は、3月7日の本会議で本委員会に付託されました議案第24号 平成28年度小国町一般 会計予算について、議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議 案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第27号 平成28年度 小国町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第28号 平成28年度小国町地方改善施設 住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、議案第29号 平成28年度小国町坂本善三美術 館特別会計予算についてとなっています。

皆さま御存じのとおり、総務文教福祉常任委員会は、分野がかなり広く、大変広くなっておりますので、本日と明日の2日間の審議となります。

付託されました案件につきましては、明日の審議終了後に採決したいと思います。どうかよろ しくお願い申し上げます。 本日の担当課につきましては、先ほどありました会計管理室、議会事務局、監査委員事務局、 総務課、政策課、税務課の各課長、審議員及び担当係長の出席をお願いしております。

なお、税務課長のほうから税務課の橋本審議員のほうがですね、確定申告が明日までということで、ちょっと出入りがあると申しますか、忙しいときには抜ける可能性があるということで申出をいただいておりますので、先に申し上げておきます。よろしくお願いします。

はい、それでは、本常任委員会に付託されました議案第24号 平成28年度小国町一般会計 予算を議題といたします。議案第24号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する 当初予算についての総括説明があればお願いしたいと思います。それから併せて資料等があれば 配付を願いたいと思います。

総務課長(松岡勝也君) おはようございます。それでは、総務常任委員会の中で、まず総務課のほうからですね、よろしかったでしょうかね。概略説明をさせていただきたいと思います。今回は総務課のほうの予算につきましては、一般会計予算の冊子と、それと総務課の資料としまして右肩に(6)と書いてあります。この中には、工事請負費の調書と委託業務の調書と補助金の調書と負担金調書を説明書きが款項目、委託それぞれの工事関係委託名、補助金等とその内容と予算と財源内訳と予算書のページが取られておりますので、一緒に御覧になっていただきたいというように思っております。

それでは、予算書のほうで、まず、説明をさせていただきます。まず、歳出のほうで、総務課 に関係するところをちょっと説明いたします。

予算書の5ページでございます。総務課に関係するところの歳出といたしまして、左から総務費とあります。この中の項で総務管理費、4番の選挙費と統計調査費でございます。その次、6ページでございます。6ページの款の消防費の消防費、それと款の公債費の公債費と12の諸支出金、特別会計繰出金と7ページの予備費の項の予備費と。これが総務課に属する分でございます。

それでは、歳出のほうから概略説明をさせていただきます。 2 9 ページをお開き願いたいと思います。

委員長(松崎俊一君) 課長、座ってからお願いします。

総務課長(松岡勝也君) わかりました。まず29ページからでございます。総務管理費の一般管理費ということでございます。総務費の一般管理費につきましては、御覧のとおり報酬費、給料、職員手当、共済費、賃金等が主な費目になってございます。

それで、30、31ページでございます。31ページの中では、委託料といたしまして、主なものでございます。公会計の整備業務委託料、それと、今回役場の庁舎の長年の老朽化と雨漏りがしております。その関係で、今年工事費も計上しておりますけれども、委託料100万円。それと、14番の中では、主なものとしまして、今年交流無停電の電源装置のリース料、それと1

5の工事請負費900万円を今回28年度新たに計上させていただいております。

つづきまして、32ページをお開き願いたいと思います。32ページでは、目の財産管理費でございます。財産管理につきましては、町有林及びまた水上の町有林、また南小国との南北共有財産の管理費を計上しております。具体的には33ページでございます。委託料で町有林の樹木剪定管理委託料160万円、南北共有林の下刈り等の管理業務委託料236万円、下のほうから、公有財産の台帳整備業務委託料、町有林保全管理委託料ということで528万円ということで、公有財産の管理台帳等も管理しながら町有財産の管理をしていくというもので計上させていただいております。33ページの下ほどで、19の負担金及び交付金、これは南北の共有林の売払い交付金ということで117万6千円を見込んでおるところでございます。

それでは続きまして、34ページでございます。34ページにつきましては、一番上の財政調整基金の積立金ということで、利子の収入につきまして積立てをするというところでございます。それでは、ページ36ページでございます。総務課に関係するところでは、5の公平委員会、これは1万3千円の負担金でございます。6の交通安全費これにつきましは、小国地区の交通安全協会への負担金128万1千円が主なものでございます。その次の7の諸費でございます。主なものとしましは36ページの19の負担金及び交付金、阿蘇広域行政事務組合事務負担金1千360万9千円でございます。

それと37ページでございます。これは、公立病院、一ヶ町村、小国町の一ヶ町村の負担金でございます。老人保健施設の負担金147万8千円、公立病院建設元利償還金の負担金2千679万4千円、交付税措置に係る公立病院の交付金9千651万6千円、同じく公立病院の建設改良の負担金371万7千円。それと防犯灯の電気料の補助金、これは各団体、組のですね、防犯灯に対する20%の補助金でございます。それと中ほどちょっと下ですが、地域活動交付金、これは各行政区の組のほうに交付しているものでございます。693万円。それと公立病院の繰出基準の負担金7千469万5千円ということで、この諸費につきましては負担金関係が主なものでございます。

続きまして、ページ39ページをお開き願いたいと思います。目の10でございます。電算施 設費でございます。主なものといたしましては、役務費ですね、インターネットの回線使用料、 それと委託料としまして、庁舎内ネットワークの年間保守100万円。

続きまして、40ページでございます。使用料及び賃借料といたしまして、電算機の使用料870万円、サーバー機器のリース料が184万9千円。それと19の負担金補助及び交付金といたしまして、トライエックスの負担金が802万2千円となっております。これは、鹿児島県の町村会への負担金でございます。

続きまして、ページ飛びまして44ページでございます。目の社会保障税番号制度費、これはマイナンバー関連でございます。主なものとしまして、負担金補助及び交付金といたしまして、

個人番号カード関連事務交付金70万6千円。これは国庫の支出金となっております。中間サーバーのプラッドホームの負担金142万6千円ということで、負担金関係の主なものでございます。

続きまして、ページ48ページでございます。選挙費でございます。まず、目の1の選挙管理 委員会費でございます。2のほうは今年7月に予定されております参議院選挙の費用を計上いた しております。

続きまして、49ページ統計調査費でございます。今年は経済センサスの基礎調査が行われます。これにつきましての予算を計上いたしております。

続きまして、総務関連です。ページ飛びまして、82ページでございます。消防費でございます。非常備消防費といたしまして、これは消防団の費用弁償並びに旅費関係、需用費が主なものでございます。また負担金補助及び交付金ということで、一番大きいものは、阿蘇広域行政事務組合の消防本部の負担金といたしまして1億2千147万円というものでございます。また熊本県の消防補償等の組合の負担金861万3千円。その下ですが、消防団員等の福祉共済負担金111万円が主なものでございます。その他、その次の一番下の行でございます。消防施設費という目でございます。主な内容といたしましては、83ページの15の工事請負費、河川水計の修繕工事ということで200万円を計上いたします。これは、志賀瀬川に付けます河川水計修繕でございます。その下の備品購入ということで、消防の機械関係の消火栓設置関係の備品136万4千円、その他負担金補助及び交付金ということで、消火栓設置工事負担金100万円を計上させていただいております。

続きまして、83ページの災害対策費といたしまして、主なものといたしましては、役務費の 通信運搬費、そのほか委託料といたしまして、移動系の無線機の保守点検、また全国瞬時の警報 システムの保守委託料でございます。

続きまして、84ページのほうの負担金補助及び交付金といたしまして、県の防災行政ネットワークの通信の負担金といたしまして379万円。中ほどの県の防災消防ヘリコプターの負担金45万8千円、一番下の隣地安全対策立木等の撤去事業補助金といたしまして90万円が主なものでございます。

続きまして、101ページでございます。公債費でございます。公債費の目といたしまして元金が償還金利子及び割引料ということで、財務省の起債の償還が3億4千98万4千円、簡易生命保険資金6千466万7千円。全体といたしまして、償還関係で4億5千490万6千円というふうな元金の償還でございます。

102ページをお開き願いたいと思います。公債費の利子でございます。一番大きい利子といたしましては、財務省の財政融資資金3千595万3千円。全体といたしまして、利子、償還が3千968万4千円というふうな公債費になっております。

その下の特別会計繰出金でございます。主なものといたしましては、国民健康保険特別会計繰出金8千万円、介護保険特別会計繰出金1億3千153万8千円、ほか坂本善三美術館の特別会計、農業集落排水の特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金、合わせて3億2千949万5千円の特別会計の繰り出しというふうになっております。

総務課関係の歳出の主なものは一応説明いたしまして、昨年の肉付け、6月補正の肉付け後に対しまして、マイナスの1.3%の28年度予算というふうになっております。額といたしまして2千100万程度の前年度の肉付け後より下がっておるというような予算の総務課に関係する割合というふうになっております。

それでは、歳入のほうをですね、説明させていただきたいというふうに思います。

歳入の14ページからをお開き願いたいというふうに思います。総務課関連で歳入といたしまして、主なものとしまして、14、15ページにつきましては税関係、またいろんな譲与税関係、交付金でございます。一番大きいございますのは16ページの上から3つ目の地方交付税でございます。28年度見込み23億8千900万円ということで、開会冒頭でお話しましたように、昨年の国勢調査で人口がやっぱり減っております。そういった関係等を含めまして、昨年より50万円程度減が見込まれる交付税というふうな状況でございます。

その他、総務課関連の歳入で主なものとしましては、総務課使用料といたしまして17ページでございます。土地使用料、これは公有地の使用料といたしまして368万円でございます。

18ページでございます。手数料、これは総務課手数料といたしておりますけれども、これは全般的な各課の手数料の収入でございます。その下の国庫負担金といたしまして、これも総務課以外の部分が国庫の分が主なものでございます。その下の今度は国庫補助金というところであります。この中で総務課に直接補助金として挙がっておりますのが、総務課国庫補助金といたしまして、社会保障税番号制度補助金ということで70万6千円が挙がっております。その下の国庫委託金も総務課関連で中長期の在留者の移住者委託金、自衛官関係の委託金があります。

それでは20ページでございます。県の補助金といたしまして、主なもの、総務課関連という ことでありますと、県の補助金につきましては、主なものは熊本県の権限委譲事務市町村の交付 金でございます。ほかはそれぞれの担当課の県補助金が主なものでございます。

22ページでございます。県の委託金、この中では総務課委託金といたしましては、統計調査の委託金、工業統計、商業統計、経済センサス、統計関係の委託金でございます。その下の財産運用収入ということで、利子及び配当金でございます。財政調整基金の積立金利子244万円ということで、主なものでございます。

23ページをお開き願いたいと思います。中ほど財産売払い収入ということで、不動産の売払収入、町直営林の立木売払収入453万6千円、南北共有林の売払収入205万2千円が主なものでございます。

24ページをお開き願いたいと思います。主なものといたしましては、8番の財政調整基金の 繰入金ということで8千346万9千円。これが28年度の財調からの繰り入れでございます。

そのほか、総務課関連の歳入といたしまして、26ページをお開き願いたいと思います。雑収いたしまして、関連では中ほど、南北共有の管理の収入138万円、熊本県市町村の振興会の市町村交付金320万円が主なところ。そういった雑入となっております。

27ページの町債でございます。一番上の臨時財政対策債1億6千万円。そのほか町債につきましては、別途資料を付けておりましたけれども、過疎債のソフト関係、起債関係を各課、総務、民生、農林水産、その中関係するところの起債をここで計上させていただいております。起債につきましては、対前年度より1億2千万ほどですね、起債の額が大きくなっておるというところでございます。

以上で、総務課関連の歳入歳出の主なところを説明させていただきました。以上でございます。 議会事務局長(小田宣義君) おはようございます。それでは、議会費並びに監査委員費について 御説明を申し上げます。

予算書は28ページをお願いいたします。議会費でございます。本年度は支出額が7千647万8千円ということで、昨年より701万5千円の減となっております。この主な理由といたしましては、議員共済負担金の減額が主な要因でございます。議員共済負担金につきましては、昨年4月に統一地方選挙が実施された関係で、対象となる議員の皆様への一時金や年金の支給が増えたため、総務省令による負担率が一時的に上がっておりました。今年からは通常の負担率になりますので、この差が出ているところでございます。ほかの支出につきましては、議員12名の報酬、職員の給与、職員の手当、共済金等が6千877万8千円ということで、議会費全体の約90%を占めております。以上、議会費についての説明を終わります。

続きまして、監査委員費になります。予算書はちょっと飛びまして49ページをお開きください。監査委員費です。支出が1千12万8千円ということで、大きなものとしては、監査委員の報酬2名分、代表監査委員が年報酬で30万円、議員選出が年報酬で23万円の計53万円。これに、職員の給与、職員の手当、共済費等で913万9千円計上されておりまして、監査委員費の約90%を占めております。監査におきましては、毎月の例月出納監査及び決算審査が主な仕事になります。昨年の実績で見ますと、この例月出納検査及び決算審査で約50日間監査を行ってもらっています。監査委員につきましては、昨年とほぼ変わらない金額で計上しております。以上で、議会費と監査委員費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

税務課長(北里康二君) おはようございます。

当初予算の税務課所管となります平成28年度、まず37ページ、歳出のほうでございます。 地籍調査費でございます。本年度予算額として1億146万3千円ですが、うち地籍調査業務委 託料、翌ページ38ページの13番になります一筆調査、それから測量ですね、8千210万円 ということで、これは予算ベースで対前年度費の64%増ということで、昨年度は主に閲覧だと か認証にも力を入れながらですね、若干事業が少なくなっていましたけれども、戻して、今年度 は増になっております。対象地区は、黒渕及び上田のほうになります。一筆調査及び地籍測量、 それから閲覧ですね、そういった事務になります。

続いて、44ページです。税務総務費でございますが、比較しますと、少しお金が1千100万円ほど減になっておりますけれども、これは職員の人件費の計上関係でございますので、通常の業務でほとんど例年通りの業務と税務総務費ですね、資料で配付しております予算資料の中に、13委託料、それから工事請負費、それから負担金と例年のとおり挙がっております。2の徴収賦課費、45ページの最後から翌ページに入りますけれども、対前年度比ですね、130万円という増がございますけれども、これにつきましてはですね、全体では少し下がっているんですけれど、13の委託料、番号制度による申告支援システムの対応のための業務委託料というのが、これちょっと新規といいますか、今年度あるということになります。税務課関係の委託料、工事請負費、負担金及び補助金というのは先に配付させていただきました税務課資料の中にございます。

歳出、以上簡単ではございますが歳出の概略説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。歳入はもう町税ということで、14ページをお願いいたします。町民税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税と。これはですね、これまでの決算状況の推移から、それぞれその数字を計上し、若干といいますか、増という形で歳入を見込んでおります。平成26年度に地方税法の一部を改正する法律というのがございまして、実は、1年間先送りになっていた分がございます。それは27年度分以降の軽自動車税について適用されるということですので、本年度原付自転車及び二輪車、バイクですね、軽自動車税に係る税率が運用開始が1年延期されていましたけれども、ちょっと新しい税率になりますので、この影響というのは若干で、27年以前に購入している軽自動車等はそのままですので、約100万円ぐらいの、ここは増かなと。主に、原付自転車、それから小型特殊というようなところがあります。

続きまして、20ページのほうですね、歳入、はい、ここはもう先ほどの歳出と重なってきますけれども、地籍調査費事業補助金でございます。事業費のベースで国、県合わせまして75%の補助率ということで、全体のこの委託料だけでなく事務費も入りますので6千408万7千円の歳入を計画しております。

続きまして、22ページでございます。県の支出金、県の委託金ということで、徴収費委託金ということで、県民税を住民税と一緒にですね、徴収を行っておりますので、これに対して県からその徴収の委託金として900万円の歳入ということがございます。

以上、簡単ですけれども、税務課に所管します歳入歳出予算概要の説明を終わらせていただき

ます。

政策課長(清髙泰広君) おはようございます。それでは、政策課関係の予算説明をさせていただ きます。

歳出のほうからですが、ページ数では、34ページから36ページまで、総務費、総務管理費の企画費でございます。本年度予算が1億1千536万6千円ということで、前年度当初に比べまして8千766万9千円の増になっております。この主な理由は3つございまして、まずは地域おこし協力隊の経費でございます。地域おこし協力隊の経費を3人分計上しておりますが、昨年は1名分、平成27年度も地域おこし協力隊は3名おりますが、27年度は、この企画費から1名、環境モデル都市費から1名、そして先行型の交付金、地方創生の先行型交付金で1名の合計3人おりました。今年度は地域おこし協力隊としては4名を予定しておりまして、うち3名をこの企画費、そしてもう1名を加速化交付金を利用して地域おこし協力隊を雇用しようと思っております。大体一人当たり400万円まで特別交付税の対象になるということでございますので、地域おこし協力隊の報酬及び、その生活とか活動に関する費用として、例えば、役務費の社会保険料とか使用料の住宅賃借費とか、こういったものまで含めて地域おこし協力隊の経費として計上しております。

2番目の増額の要因が、8の報償費でございます。これはふるさと給附金の謝礼を大幅に4千500万円計上しております。それと、あと19の負担金及び交付金の地方バス運行等特別対策補助金3千200万、これは、昨年までは諸費のほうで組んでおりましたが、政策課が主幹ということですので、今回はですね、目を諸費から企画費に移したものでございまして、この3つの合計で、約8千700万円の増となっております。

それ以外に、主な支出としまして、13の委託料として乗合タクシーの運行委託料、あるいは19の負担金補助及び交付金の中で、小国郷の地域公共交通整備等事業補助金ということで、これにつきましは、小国郷の地域公共交通会議が本年度も小国号ライナー、小国町から大津までのですね、バスの試験運行をまた予定しておりますので、この経費を計上させていただいております。

続きまして、環境モデル都市推進費でございます。環境モデル都市推進費は、本年度549万3千円ということで、前年と比べて500、すみません、43ページでございます。43から44ページにかけてです。環境モデル都市につきましては、環境モデルとしての構想計画に基づいて本年度もソフト事業を推進していきますが、この中の、先ほど言いましたように、地域おこし協力隊分が減額になりましたものですので、昨年に比べて519万7千円の減となっております。続きまして、76ページ、地域エネルギー費でございます。地域エネルギー費は、当初では、主なものとしましては、急速充電器町内に今4カ所ありますが、急速充電器の保守と電気料関係で、委託料152万1千円と使用料20万8千円を計上しております。これにつきましては、あ

とで、収入のほうで説明しますが、日本充電サービスというところから権利金という形でお金が入ってくる予定になっております。それとあと本年度から進めております公共施設の低炭素化事業ということで、小国町役場、公立病院、老人保健施設へのバイオマスボイラーの導入の設計管理業務委託を13番の委託料及び公立病院の部分につきましては、その設計の部分の公立病院負担分を補助金という形で町から流す予定にしております。これにつきましては、委託料の200万円のうち3分の2が国からの、そして公立病院の補助金299万1千円は総設計費の3分の2相当額を補助金として受け入れますので、それを公立病院へ間接補助という形で流すものでございます。

それじゃあ、収入のほうの御説明をさせていただきます。20ページでございます。14の県支出金、県補助金、総務費県補助金ということで、上から2つです。土地利用規制等対策事業費補助金4万7千円と熊本県地方バス運行等特別対策補助金、これは歳出のほうでありました地方バス運行等の補助金に対する県からの補助金ということで、500万円でございます。

続きまして、23ページでございます。16寄附金、寄附金、一般寄附金ということで、ふる さと寄附金を5千万円計上させていただいております。

続きまして、26ページ、諸収入、雑入、雑入でございます。26ページの一番下から2番目です。充電器、これは急速充電器でございますが、この利用権利金ということで、日本充電サービスから153万7千円のお金をいただくことになっております。

27ページの最初です。二酸化炭素排出対策事業等補助金として373万9千円。これでバイオマスボイラーの導入の経費に充てる予定でございます。以上、政策課関連の予算を説明させていただきました。

申し訳ございません。歳出のほうで1つ説明が抜けておりました。77ページ地域エネルギー 費の24です。投資及び出資金ということで、本年度電力小売の新会社の設立を予定しておりま して、この出資金として340万円を計上させていただいております。以上、終わります。

会計管理室長(佐藤登喜子君) おはようございます。座って説明します。会計管理室3カ所ございます。まず、支出のほうから40ページを御覧ください。会計管理室、主なものは、主なものというか、昨年に比べまして4万円の減でしております。通常の業務の中で決算書を作りますので、それで消耗品で10万円ほど、それから、手数料36万円ございますけれど、皆さんから収めていただいた税金の納付書のカウントということで、こちらのほうをOCRの読み取りということで肥後銀行のほうに払っております。

それから後ろのほうになります。102ページ、公債費の中に一時借入金利というのがございます。町の方にお金が、現金が少なくなりますと条例で5億円は借りていいということになりますので、その一時借入金の利子をこちらのほうから払っております。

収入のほうです。25ページです。諸収入、預金利子がございます。普通預金の利子とそれか

ら現金がちょっと余裕がありましたときに、一時預け、定期をしまして、その利子のほうの収入がこちらのほうに挙がっております。以上です。

委員長(松﨑俊一君) もう皆さん終わりましたか。はい。それでは、これより議案第24号につきまして質疑に入りたいと思います。

まず、歳出から追っていきたいと思います。ページが28ですね。28ページの議会費にいきます。28、それから29の一部、議会費です。質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 次、総務費、総務費の中の一般管理費が29ページから、ページでいきますと32ページまでですね。32ページの27公課費の公用車重量税までが総務費となっております。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) 質疑漏れ等ありましたら、またおっしゃってください。

それからですね、次、総務費の財産管理費、3の財産管理費が32ページから34ページの最初、10行ちょっとですね。

- 3番(北里勝義君) ちょっとすみません。ちょっと前いいですかね。
- 委員長(松﨑俊一君) はい。いいです、大丈夫ですよ。
- 3番(北里勝義君) すみません。31ページの15の工事請負費ですね。庁舎屋根修繕工事、これはどんな工法で、雨漏り対策だろうと思うんですが、どんな工法でやられるんですか。
- 総務課長(松岡勝也君) 工法といたしましてですね、今、厚手の鉄板で今もう老朽化しているものに関して、その上にもう1つ鉄板ではない、鉄板質ではありますけれども、薄手のですね、ものをそのまま、ある程度水勾配を取りながらですね、かけていくという工法で、今年の予算で一応設計をいたしまして、それから発注していくということですけれど、工法的には今から設計はいたしますけれど、基本的には今の屋根を生かしながら施行していくというような考え方で思っております。
- 3番(北里勝義君) じゃあ、13の委託料の中で、この設計の委託料が100万円出ていますけれども、これは100万円は管理まで含めたところの委託ですか。これも純然たる設計費だけですか。
- 総務課長(松岡勝也君) 管理も含めたところで一応100万円を計上しております。はい。
- 5番(児玉智博君) すみません。私もちょっと前の分になるんですけれど、29ページまで戻っていただいて、職員手当等の中に、特別職期末手当435万8千円というのがありますが、特別職と一言で言っても、いろいろあると思うんですけれど、ここに出ている特別職というのは、どういう特別職で何人いらっしゃるんですか。
- 総務課長(松岡勝也君) この分につきましては、町長と副町長分でございます。

- 5番(児玉智博君) では、やはりこの割合としては、町長、副町長ですから、報酬審議会で大体 75%分ぐらいだから、今度58万2千円の月額の給料になったと思うんですけれど、こちらも 同じような考えでよろしいですかね。
- 総務課長(松岡勝也君) 給料のですね、割合に応じた額になっております。
- 委員長(松﨑俊一君) はい。よろしいですか。
- 5番(児玉智博君) はい。
- 10番(時松昭弘君) 2番の給料ですけれど、町長の給料が940万8千円というふうになっています。これはボーナスまで含んだやつですか。
- 総務課長(松岡勝也君) これは、月額給料のかけるの12カ月分でございます。
- 10番(時松昭弘君) じゃあ、ということになりますとですね、副町長の報酬が698万4千円 というふうになっています。これプラスの特別職の期末手当ということが合算していいわけです よね。そういうふうになりますと、町長よりか多いんじゃないですか。金額が上回りませんか。
- 総務課審議員(木下勇児君) 給与のほうは町長、副町長1人ずつ年間の給与が掲載されておりますが、特別職期末手当、こちらにつきましては町長と副町長合計の額が記載されております。
- 10番(時松昭弘君) 合計の額ですか。
- 総務課審議員(木下勇児君) はい。435万8千円というのは、町長と副町長、両方の合計額になっております。
- 10番(時松昭弘君) これは、先ほどの説明では副町長だけとかいう説明があったでしょう。
- 総務課長(松岡勝也君) いや。先ほどの答弁では、町長と副町長の分としてお答えしたところで すけれども。
- 10番(時松昭弘君) 両方含めてですね。
- 総務課長(松岡勝也君) 含めてです。はい。
- 10番(時松昭弘君) はい。
- 委員長(松﨑俊一君) 一般管理費、32ページまでよろしいですか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松崎俊一君) はい。財産管理費が32ページの中断から33、34ページのはじめまでになりますね。
- 5番(児玉智博君) 委託料の公有財産台帳整備業務委託料という部分についてなんですが、この 公有財産というと、もういわゆる学校とか道路とかの行政財産から普通財産までを含めた、要は 土地、建物の公有財産ということなのか、それともそういう動産も含めた上での台帳を整備して いくのかをちょっと説明していただけないでしょうか。
- 総務課長(松岡勝也君) 公有財産の整備委託料でございます。これはすべてですね、町のもちろん山も入りますし、廃校になった学校の財産、土地等を全部含めたですね、行政財産以外のもの

- を含めたものの管理委託でございます。これは、公会計整備に伴いまして、連携したですね、この業務に関連することによって委託を続けておると。まだ、整備の途中でございます。はい。
- 5番(児玉智博君) つまり、不動産ということになりますよね。
- 総務課長(松岡勝也君) はい。不動産でございます。
- 5番(児玉智博君) では、大体その台帳に記載される内容というのはどういうことなのかというところが気になるんですが、150万円というと、相当な額になると思うんですよね。だったら、やっぱりそういう測量とかをやって、その面積まで出して、その評価額も出して、そういう部分まで記載していくということになるから、この150万円も委託料がかかるということですか。
- 総務課長(松岡勝也君) 内容的には、もちろん住所、字、地番まで入れて、それに地図を載せまして、これが地籍調査等が進むことによって、それも変更しながら、また、航空写真とのリンクもさせて、また、先ほど言いました評価額ですね、評価も載せていきながら、町が持っている財産が幾らになるかというところ及びまた売却資産等のどこを売却するのか、保有するのかといったことを含めてですね、管理していく台帳でございます。
- 5番(児玉智博君) では、今からそういう委託料だから、今からの入札とかになっていくと思う んですけれど、150万円というのは大体妥当な額ということで、そうなんですかね。
- 総務課長(松岡勝也君) ここ始まりまして何年か委託料、委託で整備していく年度が何年かたっておりますけれども、賦存量が段々減ってきておりますので、全体的な当初の見積り計画を取っておりまして、それから再度、年度年度にまた見積りを取って、それから委託契約をしておるというところですので、賦存量は段々減ってきております。はい。
- 委員長(松﨑俊一君) 財産管理費のほうは、よろしいですか。
- 2番(大塚英博君) 33ページのですね、公共施設のところ、総合管理計画作成支援業務委託料 というのは、何か計画があるんですかね。委託料の中の真ん中ぐらいなんですけれど。153万円という予算が付いています。
- 総務課長(松岡勝也君) 先ほどの財産管理台帳とまた別でございまして、これは、国がインフラの長寿命化計画ですね。特に公共道路、橋梁等いろいろあります。建物もございます。そういったところの長寿命化に伴った管理計画を作った上で、これから先の建物計画、予算化を義務付けたということで、28年度までにですね、これを整備しなければならないということで、ちょっと若干遅れておりますけれども、本年度でこれを作っていきながら、各課、建設課等が持っている長寿命化計画も抱き合わせたですね、一つの管理計画を策定していくものでございます。
- 2番(大塚英博君) 学校なんかのもう今廃校になっているところも入っているんですか。それは。 総務課長(松岡勝也君) はい。そういった先ほども言いました財産管理台帳の建物に関しても、 それも取り込んで、それを何年後にどうしていくかというところをですね、その辺を、何年後に 建て替える、そういったところのですね、計画としてやりますので、そういった廃校になった学

校も入っております。

- 議長(渡邉誠次君) 今の質問の続きというかあれですけれど、国としては多分除去も含めて、集 約化とか複合化とか転用とか、いろいろ考えられていると思うんですね。その中で除去事業につ いても、多分地方債の特例措置とかがあって、多分そういうふうになっていくんでしょうけれど、 小国町だけでなくて、これは公共施設と総合ということなので、やっぱり近隣の、どちらかとい うと考え方的には公共交通みたいな考え方になるかもしれないんですけれど、周りの、例えば南 小国とか、産山まで含まれるのかどうかわかりませんけれど、そういったところも少しは話合い を持っていきながら、公共施設の在り方を考えたほうがいいんじゃないかという考え方もあると 思うんですけれど、いかがですかね。
- 町長(北里耕亮君) はい。御意見のとおりに、使い方というのは幅広いアイデアというか提案というのも考えられると思います。その中においては、今御意見があるような、広域的にですね、何か共同で使えるようなものとか、関連性があるものとか、そういった部分もないことはないというふうには、私は思っておりますので、いろんなアイデアのもとでですね。ただ、基本的には、例えば学校の跡地のというような話題がありましたら、一環して私は地域のですね、集落の方、地域の住民の方の御理解を得た使い方ということで、今までも各それぞれの協議会に御意見を流して、地域の方のアイデアもいただきながらというのをしております。ですから、お仕着せで、自治体のほうからですね、こういう使い方をという一方的ではなくて、アイデアが幾つかあれば、それを選んでいただいたり、逆に地域から挙がっていただいたりとかいう中に広域的な使い方ができるのであればですね、そういった部分も一つの考えの中に入れていきたいというふうには思っております。以上です。
- 議長(渡邉誠次君) すみません。どちらかというと、国のほうとしては、できるだけスマートに したいという方向で多分話が進んでいるように思われるんですけれど、それは、どちらかという と小国町としても応えていくような形になりますかね。どちらかというと、全体的に縮小するよ うなイメージというか、トータルコストの縮減というか。
- 町長(北里耕亮君) ちょっとすいません。論点が間違えていました。今ある現在の、各それぞれ の公共施設をどういうふうに今後使っていくかという部分で、広域的にという意味。
- 議長(渡邉誠次君) も、含めてですね、どちらにせよ、国としては、多分、今あるいろんな管理がかかっておる公共施設がたくさんあるところを、できるだけ縮小して、いろいろ共有化をしていったり、集合させて使っていきなさいという方向性で多分話が来ているんじゃないかなと思うんですけれど、そこら辺も含めて町の考えというか、この公共施設等総合管理計画ということで10年間にわたる計画を立てていかれると思うので、その辺は、多分計画を立てたら、それにのっとって進んでいくような形になるとは思うんですけれど。
- 総務課長(松岡勝也君) 先ほどちょっと申し上げましたように、インフラの長寿命化計画をこれ

は日本全国の市町村に作りなさいと。10年以上ということの計画で、先ほど一応言われましたように、交付税の充当が75%ということと、2分の1が特別交付税に措置されますということで、これが28年度までということで期限が国のほうから言われております。

これを作るのに、やはり人口減少の中に公共施設を点在させるんじゃなくて、ある程度集約化して利便性をよくした計画を作っていきなさいというか、そういった国の考え方ですので、新たに例えば崩した場合、そういった将来の人口も見込んだところに、動きやすいところに集約化していって、人の移動を余りさせないとか、そういった集約化計画を、このインフラの長寿命化と併せて施設整備計画もやっていきなさいというような考えで指導をしておりますので、そういった計画を作っていく必要があるというふうに思っております。

町長(北里耕亮君) はい。この答弁は非常に大事になっていくかと思いますが、私の考えとしては、今コンパクトシティというような概念がありましてですね、やっぱり利便性だけ、だけっているわけではないんでしょうが、考えまして、周辺に存在するものを閉ざしていきながら、中心にですね、寄せていくという概念がありますが、なかなか私は、それは、一概によろしいのかなという部分を持っております。そこに存在する各、例えば小国町であれば、大字という部分が一つの単位になりまして、そこに集会場であったり、何か基本の部分があれば、そこを核としていくという考え方も、これは残していくべきであろうとは思っております。

ただ、どうしても集約しなければいけない案件も当然出てきますけれども、一概にいろいろ検 討もせずにどんどん中央に寄せていくという部分ではなくて、慎重に検討しながらですね、それ は考えていくべきではないかなというふうな思いをしております。

というのも、そこの集落の背景には、やはり田畑や山林がありますので、そういった部分の維持あたりもなかなか、その世帯が中央によっていくような将来背景になるのもいけないというふうに思いますので、そこはやっぱり慎重にですね、考えていきたいというふうに思っております。 委員長(松崎俊一君) じゃあ、ここで暫時休憩といたします。

11時15分からお願いします。

(午前11時05分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

5番(児玉智博君) ちょっと先ほど休憩前の続きなんですが、町長は、そういう公共施設なんか を国の流れとしては、中心のほうに寄せていくという考えだけれども、なかなかそのまんまじゃ なくて、やっぱりあと地域の実情なんかに応じて残していくものは残していくというような答弁 をされました。その立場は非常に重要だと思うんですが、大事だと思います。今の答弁のとおり だと思うんですよね。であれば、保育園もやっぱり地域に残していくと。ここにこそやっぱり町 長のその理念を貫くべきだと思うんですが、いかがですか。

町長(北里耕亮君) はい。多分、保育園の話題に移るんじゃないだろうかというふうには思って おりまして、それは学校もですね、小学校統廃合のときにも、本当はやっぱり地域にあるべきだ とは思いつつも、そのときもやはり複式学級の事柄や様々な課題があり、苦渋の決断により今に なっております。

保育園ももちろんですね、そういう状況のもとで地域にあるのがいいというふうには思いますが、学校のときと同じように様々な課題や、より子どもたちのためにどういった部分がいいかと考えるとということで検討中でありまして、まだ一定の方向性は示そうとしつつも、少し時間がたっているのも事実であります。様々な意見がありますので、後日一般質問も出ていると思いますので、このあたりで閉じたいと思いますが、私の思いとしては、何も検討もせず、何も考えずに中央に中央にという部分ではないということを御理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

委員長(松﨑俊一君) 財産管理のほうよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松崎俊一君) 次がですね、ページが34ページの4企画費からですね、企画費が34ページ、35ページ、36ページの上段まであります。
- 5番(児玉智博君) まず、企画費の中のですね、報償費の小国町空き家活用奨励金について質問します。この空き家活用という部分で、それは、昨年度からかな、住まいとして移住者に貸し出すものであったりとか、また、空き店舗何かを活用してそういう新たに商売をする人に貸し出すというような、二本立てでやっているのかなというふうに思うんですが、実際その成果というか、それがどれほど出てきているのかちょっと気になるんですが、それはお示しいただけますか。
- まちづくり係長(田邉国昭君) 空き家活用奨励金についてお答えいたします。人口減少対策に取り組むということで、移住、定住に取り組む中で、空き家バンクを整備しております。空き家バンクの登録のときに、登録していただいた方にお礼という形で1万円を支払う。その空き家に移住者が入居されたとき、お礼という形で、契約できたときに5万円を支払うということで、空き家活用奨励金という制度を設けております。

昨年の8月に、この空き家バンクの制度を始めまして、現在までに登録の件数は今15件あります。今ちょうど年度末でもありますので、異動の時期などに、また空き家バンクへの登録が進めばということで、今回覧板で空き家バンク募集のお知らせをもう一度しております。この活動を行って、できるだけ空き家バンクの登録件数を増やしていくことを目的としております。地域おこし協力隊の方や集落支援員の方などに、その空き家バンクの登録件数を伸ばすための活動を順次行っていただいております。

5番(児玉智博君) じゃあ、15件登録があるけれども、まだ契約にまで至った部分はないということでした。

まちづくり係長(田邉国昭君) 空き家バンクの登録件数が15件のうち、この中から既に入居されている物件は6件あります。

5番(児玉智博君) 6件ですか。

まちづくり係長(田邉国昭君) はい。

5番(児玉智博君) 失礼しました。じゃあ6件はできたということですね。やはりですね、もう ここから見わたしただけでも、その空き家が15件なんていうことはないと思うんですよね。そ ういう中で、今後、まだこれから増えていくのかというところが非常に気になる部分であって、 空き家を持っていらっしゃる方というのが町内にも、あるいはまた町外にも、ちょっと私の知り 合いの中にもいるんですけれど。ただ、貸し出すとなると、やっぱり今の現状じゃなかなか人に 貸せるような状況じゃない。やっぱりここに手を加えれば何百万かかかって、それはもうとても、 それを取り戻すぐらいの家賃を設定しても、そんな人が借りるような家賃にはならないし、人が 借りやすい家賃にすれば、元を取ることは無理だというようなですね。老朽化という部分がやは りあると思うんですよね。そういう中で、やっぱり住宅リフォーム助成制度と、自分が住んでい る家に対するリフォームについては、町は補助金を出していますけれど、そういう部分もやっぱ り考えていかないと、この登録というのはちょっとこれからも伸ばしていくことはできないんじ やないかと。もう既にちょっと頭打ちの状況じゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。 まちづくり係長(田邉国昭君) 空き家バンクの登録の件数を伸ばすために、まず、やり方がどん なことに問題があるかというのをいろいろ聞き取りを行ったりしています。空き家の件数として は、100件以上小国町内にあると思うんですけれど、貸し出す、空き家バンクに登録する際に 問題となる点としては、やはり貸し出すのに、空き家にはなっているんですけれど権利が誰のも のかというのがはっきりしていない案件が多いようです。空き家の中に、まだ仏壇があったりす る場合というのに、なかなか貸せるようなところまで話の折り合いが付かないというところが問 題が多いようでそのままになっている。古くなって税金などの問題もあるので、いつかどうかし たいというふうには思われているというふうに言われます。もう一押しできるようなことになれ ばということで、この空き家バンクへの登録のときの空き家活用奨励金という制度と、移住者の ために改修を行ったときに、空き家改修補助金の制度を設けております。この制度を利用して、 できるだけ空き家を有効に活用していただこうというふうに進めておりますが、結局先ほどの集 落支援員の方などに1件1件と言いますか、回っていただく必要があるのかなと思っております ので、空き家の情報などを集めて、そういう家に聞き取りの調査に行ったりする活動を続けてお ります。空き家改修の補助金の制度についてですが、空き家を人に貸す場合については、改修費 用の2分の1、上限を30万円としております。その空き家を移住者に向けて売買、売り買いす る場合の改修の補助金として改修費用の2分の1、上限を50万円としております。

3番(北里勝義君) 3番、北里です。35ページの19の負担金補助及び交付金の中で、先ほど

の説明で小国郷地域公共交通整備等事業補助金100万円、これは、大津までの実証運行をまた28年度も引き続きやるということだろうと思うんですが、大体時期も昨年と同じ時期なのか、それから昨年されてどのように検証というか、評価しているのかをお尋ねいたしたいと思います。政策課長(清髙泰広君) 昨年は11月に行いまして、1カ月間でした。非常に乗っていただいた方には評判よかったんですが、実際の問題としては、利用者の数は思ったよりは伸びておりません。それと、もう一つ、前回の実証運行のときにですね、町外から小国に行きたいのにこれを利用したけれどもなかなか使いづらいみたいな意見を幾つかいただきました。そういったことを含めまして、本年度はこちらから行く人のため、そして、町内に観光でとか、用で町外から来る人、両方の、2つの視点を加味しながらですね、ちょっとダイヤを決めまして、できれば、この予算が取れましたら、早い時期に着手しましてですね、運行を行っていきたいなと思っております。

2番(大塚英博君) 先ほどの児玉議員との関連でございますけれども、空き家のことなんです。この中にはですね、小国町の空き家の改修事業補助金という名目で立てておりますけれども、これは本当いうと、空き家の活用定住促進事業じゃないかなという感覚もします。その中で、幅広くするとですね、極端に言うと、仲介手数料の補助金であったり、家財の処分の補助金であったり、所有者等のですね、改修補助金であったり、また利用者の改修補助金であったりですね、引っ越し補助金であったり、移住奨励金とか、よそから来たときの移住定住奨励金という非常に幅広く捉える補助金として、この枠をもう少し広めていくことも大事かなという。その中に、多分、今単独で、小国町だけで単独でやっていると思うんですけれども、これはやっぱりこれから先県とか町の補助とか、そういうものもひっくるめてもう少し幅広く、ここにある90万円という金額ですけれども、これをもっともっと先ほど言われたように、空き家をたくさん持って、それを何とか利用しなければいけないという思いがありますので、それに対しては、やっぱり仏壇があるなら、その仏壇も撤去しなきゃいけないという費用であったり、そういう家財処分補助金とか、そういうふうな中で、例えば、限度額を10万円とか、そういうふうなことで、もう少し政策課のほうでこの件については、県とかそういうところと補助金を何とか取り出すような形で、もっと幅広く取り上げていただければと考えていますけれども。

町長(北里耕亮君) 有り難い御意見で、もちろん予算の部分もありますので、この分野は力を入れていきたいというふうな思いをしておりまして、予算額もかけたいところではあったんですが、もちろん少ないより多いほうがいいという部分ではあるんですけれども、あんまり、ほかの自治体では、お手盛りというと言葉がちょっと適正ではないんですが、何でもすべてにわたって出してあげますよという地域もあるやとは思いますが、我が小国町としては、人と人とのつながりだったり、本当に小国町が好きで、小国で仕事をしたいとか、そういう条件が総合的にやっぱり整って、いい方にですね、おいでいただきたいという部分もありますもんですから、そういうマッチング作業というか、マッチングのそういう部分を非常に大事にしております。御意見の一つと

して、先ほど言われたような幅広いですね、引っ越しとか、いろいろ御意見言われましたそういう部分も、今後、深めてまいりたいと思いますが、余りそれを全部すべて何でも出します、どうぞという部分の気持ちでもあるんですが、そこは頃合いというかバランスを見ながらですね、考えていきたいというふうには思っております。御意見としては承りたいというふうに思っております。以上です。

- 5番(児玉智博君) それではですね、次、委託料の乗合タクシー運行委託料についてお尋ねしたいと思うんですが、室原線が廃線になってから、もう1年たとうかというところなんですけれども、やはりいまだにですね、周辺に住んでいる住民の方たちの中からは、今までは時間になればバスが来ていたけれども、やはり前日までに予約しないとならないから、急な用事ができたときなんかに利用できないから大変不便だというような意見を聞くわけですよね。それで、やはりですね、予約を前日までというような形にしないで、せめて当日朝までとか、そういうふうな改善というのは今後できないものでしょうか。
- 政策課審議員(佐々木忠生君) 乗合タクシーの予約、前日ということで確かに私どもも住民の方から何とかちょっと対応できないかというような御意見は伺っております。ただ、その当日予約と申しますとですね、何分にも各タクシー事業者のタクシーの配備、それから人員の配備、そういうところでなかなか厳しいような状況というものも事業者の方からもお聞きしております。今後はですね、そういう乗務員の確保等も含めたところで、まず、そちらの体制を整備した上で、今後また予約システムについてもですね、併せてちょっと検討させていただきたいなというふうに思っております。
- 5番(児玉智博君) それと、もう1点が、お隣の県境またいで合併前の中津江、上津江地域ですね、そこを走っている日田市営バス、ワゴン車、ハイエースやなんかで運行している部分があります。そこは、基本的に本線はバス停を設けて、そのバス停ごとに停車しているんですが、ちょっと支線のほうに入っていくとですね、頼んだ人の玄関口まで車を付けて、乗せてあげているんですよね。非常にやはり小国町の乗合タクシー利用者からも、自分の家を通り過ぎてまで、乗り場までわざわざとめて、自分はまた戻らないといけないというような、何とかならないんだろうかという御意見も聞くわけですけれども、そういう対応というのはできないんでしょうか。
- 政策課長(清髙泰広君) 基本的には、これは乗合タクシーということでデマンド式で、それぞれ の個々にとめるシステムではございませんので。やはりそこは現在の乗合タクシー制度を利用し ている中ではですね、なかなか厳しいところがございます。ただ、実際問題としては、タクシー 会社さんたちの御厚意で少しは柔軟な対応はしていただいておりますが、町としてはですね、こ れ以上個々の家庭にとめることはちょっと今のところでは、現在の制度の中ではとめることはちょっと難しいです。
- 5番(児玉智博君) その柔軟な対応と言われますけれど、やっぱりまじめな運転手さんほどです

ね、やっぱり曲がったことは駄目だということでやられると思うんですよね。基本的に、やっぱり考えた場合に、乗り場を設けるというのは、バスとか定期便ですよね。定期便だから、やっぱり時間までに行っていないと乗れないというのだったらわかるんですけれど、予約をするんだから、別に制度上そうなっているのかもしれないけれど、だったらそういう制度を見つけて、やっぱり利用者の要求に応えていくというのが町のやるべきことなんじゃないかなというふうに思うんですよね。これがやっぱり最後の最終形態じゃなくて、やっぱり乗合タクシーも、そうなった場合は乗合タクシーとは言わないのかもしれないけれど、やっぱりいろんなニーズに応えた制度にですね、是非変えていっていただきたいなというふうに思いますので、是非その検討をしていただきたいのと、最後にもう一つ伺いたいのが、やっぱりですね、お年寄りの方たちは携帯電話の番号を押すのは、自分は間違うんじゃないかと、やっぱりはらはらしながらですね、毎回予約されている方がいるみたいなんですけれども、是非ですね、固定番号の46から始まる番号だったら、数字を4つ覚えれば済む話ですから、その改善というのも是非やっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

政策課長(清髙泰広君) 確かにいろいろと私たちもいろんな御意見をお伺いしておりますので、 今年度、地方創生のですね、先行型でそういった交通体系の検討も交通会議で行っておりますし、 またいろいろとコンサルさんたちと、今そういった部分もですね、協議しております。先ほど言 われたように、乗合タクシーが最終形というわけではございませんで、新たな利用形態の、皆さ んがますます利用形態がよくなるような仕組みは今後とも検討していきたいとは思っておりま す。

それと、携帯電話の問題につきましてもですね、御意見をお伺いしておりますので、いつの時 点かでやはりそこは改善していくというかですね、先ほどの乗り合いの予約のシステムと併せな がらですね、できるだけいい方向に改善していきたいと思っております。

委員長(松﨑俊一君) はい、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松﨑俊一君) それでは、ページが36ページ中段からですね、公平委員会費、交通安全 費、諸費とあります。36ページから37ページまで。
- 10番(時松昭弘君) 37ページ全国森林環境税創設促進連盟の負担金2万円とありますが、この状況というのはどんなふうになっているんですかね。
- 町長(北里耕亮君) これは日本全国、大変加入されている自治体も多いんですが、総会というような加入者そろってですね、全国で総会というのも開かれております。ただ、私のほうは、なかなか機会があんまりなくて、ちょっと行けていない部分でありますが、そういう総会資料であったり、要望のこういった国に対しての要望をしますとか、何か要望があればないですかというようなヒアリングというか、調査票が届いております。

今現在の部分でありますが、まだこれが存在するということは、明確に森林環境税というような部分で創設はされておりません。ただ、非常に促進の部分で国会の中でも大変いい議論になりつつあるということは伺っております。何か補足はありませんか。よろしいですか。はい。以上でございます。

- 10番(時松昭弘君) 10番です。今ですね、この2万円で創設促進の負担金が2万円あります。 恐らく全国の自治体が、かなりの自治体が加入しておるだろうと思います。ただ、熊本県におい てはですね、今みどりの環境税というのがみどり税という形で、一応500円の金額を県民税の 中から今徴収をして、そのお金がですね、やっぱり一応山のほうにまた還元できるというような 状況になっておるわけです。ただ、各県の単位でやっておるところとやっていないところ、そし てまた全国的にはですね、今国家予算の中でもいわゆる今回の中でも、山に対する予算というの が、非常にだんだん減少しておるような状況があるわけですよ。こういった促進連盟あたりに、 町長ももちろん参加をする機会があると思いますけれどもですね、こういったことをやっぱり強 く森林環境税、あるいはそれに見合うものをですね、強くやっぱり要望していただきたいという ふうに思いがあります。と申し上げますのも、昨年ですね、9月ですか、失礼いたしました、8 月に、実は農水省の林野庁のほうに一応参加をして、この要望をですね、森林組合のほうからも 要望をしております。というのが、これは環境税を、例えば一個人から、例えば100円とか2 00円とか一応設定をしていただいて、全国の法人ですね、法人からもこういった環境税をする と。特に、資本金に対して幾らという形で決めてもらえないかというような話を、一応、代議士 等にも要望はしてあります。というのが、これはなかなか国が議案として提出するんじゃなくて、 これはもう議員発議でやっぱりやっていかないとできないということで、国会議員あたりにも一 応お願いをしておりますので、こういったことはですね、是非ともそういう機会があったときに は、強くやっぱり言って、発言をしていただいて、早めにこういった創設をしていただきたい。 そうすることによって、小国町のですね、山林あたりが、小国町も環境モデル都市という形で、 スローガンを掲げて今やっておるわけですから、そういったこと辺に、やっぱり連動するような 形で促進をしていただきたいというふうに思います。はい。
- 町長(北里耕亮君) はい。御意見のとおりであろうというふうに思います。やはり、森林をじゃ あ維持していく、整備していく。じゃあ、財源はどうするかと。今御意見があるようになかなか 財源、国のほうもですね、財源を見つける部分で苦労しております。そういう中でこういった部分を森林環境税という部分を、日本全国の中で、都市部というのをねらうだけではないとは思いますが、大都市圏あたりの方々にも理解を得てですね、十分なる財源を確保しながら、そして国の方も動いていただきたい。私も、しっかり今後は、またそういう要望なり活動なりもやっていきたいというふうに思っております。

御意見のとおりに、議員発議という今ありましたが、確かこれは、促進議員連盟というのもあ

ったんではないかなというふうには思っております。執行部というか、こちら行政のほうと議員 団というかですね、そちらのほうと併せてですね、こういった活動をして、しっかりやっていけ ればというふうに思っています。以上です。

委員長(松崎俊一君) あとはよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) 次37ページの地籍調査費、次の38ページまでですね。

5番(児玉智博君) 説明の中で、今度28年度の地籍調査が黒渕と上田ということで説明がありました。広さで言えばですね、面積で言えばどれぐらいの面積になるのかということと、あとは、大体今から調べていく部分でしょうけれども、住宅地がその中に何%ぐらいあって、あとは山林、あとは農地ですね。その割合というのがある程度めどが立っていれば説明いただきたいんですが。

税務課審議員(橋本修一君) 28年度のですね、この面積の予定ですけれど、6.25平方キロメートルのところで、今予定をしております。地目ですけれど、住宅地はその黒渕地区はダム周辺とかですね、もちろん上田のほうも山の上ですから住宅地はありません。ほとんどが森林、原野になっております。以上です。

委員長(松﨑俊一君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 次ですね、39ページで9番の防災情報は、これは産業課所管になります。 次の10番の電算施設費、それから次のページ11の会計管理費、ここまでいきたいと思います。 39ページ電算施設費、40ページ会計管理費。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) それでは、ページ少し飛びまして43ページ、15の環境モデル都市推進費、43ページからですね、44ページの4段目まであります。まずここまで行きたいと思います。環境モデル都市推進費。

よろしいですか。

5番(児玉智博君) これ44ページ。

委員長(松崎俊一君) はい。43、44の2行目、3行目ですかね。

5番(児玉智博君) それではですね、環境モデル都市推進費の44ページのほうになりますけれども、木の駅プロジェクト推進事業補助金について質問をしたいと思います。木の駅プロジェクトというのは、要するに今木魂館のところに皆さん木を持っていって、それを薪にしてやっていくということで、あと、それに対して通貨が支払われるというところだと思うんですけれども、のちに出てきますけれども、今年度は公立病院のですね、ボイラーのほうもやられていくというふうに思います。やはりですね、基本的にやっていく中で、きちんと燃料となる木の確保という

のは今後できていくんだろうかというふうに思うんですよね。要するに、薪になる木の取り合いになってしまって、どちらか不足してしまえば、結局重油に頼らざるを得ないというような状況になっていくと思うんですよね。その辺のやはり見通しというのは、きちんと立てているんだろうかということが気になるんですが、いかがですか。

じゃあ、最初私が答えますので補足をお願いいたします。木の駅プロジェク 町長 (北里耕亮君) トの部分はお話のとおりに木魂館のバランの博士の湯というお風呂の重油を使う代わりにです ね、その薪ボイラーでする部分であります。当初は、やはり私自身も心配がありまして、薪が集 まるかなというふうな思いをしておりました。特に、今年の年明けてからも、大半多くですね、 持ってきていただいて、しかも、その出荷される方々を見れば、北里周辺だけにとどまらず、各 大字それぞれから宮原の方も大変多くの方がですね、持ってきていただいております。以前も議 会のほうからも、チップボイラーも整備するのに、その素材というか、チップは集まるのだろう かという御質問もあったやに記憶しておりますが、そのあたりのところについても、やはりこち ら執行部側としては当然考えていかなければいけないし、整備しても、物がなければ何もなりま せんので。この公立病院のバイオマスのチップボイラーのチップについては、既存の民間の、当 面はですね、チップを利用していきたいとは思いますが、このあたりのところ国の補助事業もま た見付けなければいけないんですけれども、この町がですね、このチップの製造をする、そうい った部分も将来は是非整備していきたいというふうな思いにかられているわけでございます。た だ、それが来年とか再来年には、なかなかすぐはできないので、当面の部分については既存のチ ップ会社のほうから搬入を考えているという部分であります。ちょっと補足があれば、お願いし たいと思います。

政策課長(清髙泰広君) ほとんど町長が今言われたとおりでして、木の駅プロジェクトのほうは、 大体1年間の必要量230立米ぐらいが現在のところ集まっておりますので、このペースで毎年 かければ、何とか確保できるんじゃないかと考えております。あとチップのほうにつきましては、 町長が言われたとおりですね。まず、公立病院とそのほかの施設関係で、大体年間1千400ト ンぐらいのチップを必要としておりますが、これにつきましては、現在の供給先で何とか対応い ただける量と考えております。ただ、言われたように、今後これを広域に展開する、あるいは南 栄さんあたりがですね、今後量を絞ってきたときにですね、対応できるようには、やはり自前の チップ製造施設が必要と考えております。

町長(北里耕亮君) それからもう一つ、これは正式ではないのですが、お声をいただいているのが、公立病院は小国町と南小国町で組織されている施設でありまして、南小国にあるそういうチップを製造する企業体が1社あります。どういう対応ができるかというのはこれからの協議ではありますけれども、非常にやっていきたいという、興味があるという部分で、実際その機械も持っていらっしゃいますので、そういう対応ができるということであればですね、それは前向きに

検討ができるものではないかなというふうには思っております。以上です。

- 5番(児玉智博君) ちょっとチップの部分についてはですね、またあとのほうでありますので、 そのときにお尋ねしたいと思うんですが。それでは、現在のところでは230立米、年間必要な のは毎回、毎年ですね、今後も確保できるということで確信をされているということですね。
- 政策課長(清髙泰広君) そうですね、昨年の4月から今年の2月までで、大体230を超す量が 出てきましたので、もうちょっとこの制度、仕組みを知っていただければですね、このくらいの 量は確保できると思いますし、今後増えてきたときに、今度はまたそれをいかにうまく活用する かというのを、また考えてくる必要があるかもしれません。以上です。

委員長(松﨑俊一君) よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) それではですね、ページのほうで44ページの社会保障税番号制度費、それから総務費の税務総務費、それから賦課徴収費、これがですね、46ページまであります。44ページから46ページまでを審議したいと思います。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松﨑俊一君) 漏れがあったときはですね、またあとからお願いしたいと思います。
 - 次に、ページは48ページ、総務費の選挙費ですね、選挙管理委員会費、それから参議院選挙費、それから統計調査費、監査委員費、これは50ページの途中までですね。48、49、50、こちらをまいりたいと思います。
- 5番(児玉智博君) ちょっと参議院選挙費に関連しての質問なんですが、今県知事選挙が行われていまして、期日前投票所というのが今回はこの1階のロビーにですね、設けられております。今まで3階の部屋で行われていたと思うんですが、今回はちょうど確定申告の時期と重なったために1階に移されたのか、それともやっぱりなかなかお年寄りなんかが上がってくるのが大変だから1階に移されて、参議院選挙のときも1階でするようにするのかというところを確認したいんですが。
- 総務課審議員(木下勇児君) ただいまの期日前投票の会場の件ですが、4年前の県知事選挙も1階のロビーのほうでやっております。今回またロビーのほうでやっております。先ほど言われましたように、3階が確定申告のほうが期間がダブりますので、この期間のみ1階で実施しているというのが現状です。ほかの選挙は基本的に3階のほうが押さえられれば3階のほうで実施をしております。1つは、県知事選挙は投票が1つしかありません。ほかの国政選挙等々については2つ、3つの選挙をやらなくてはなりませんので、今のロビーでは、ちょっと非常に会場的に無理が生じるというふうに、現在事務局のほうでは思っているところです。そういうことで、基本的には3階のほうで、確かに高齢者の方、エレベーターがあるとはいったもののですね、3階ま

で上がっていただくよりは1階で入ってすぐ終わるというのは利便性の部分はあるんですが、併せて会場のほうが、ちょっとそういった国政選挙になると厳しいというのが現在の状況なもんですから、現在は3階のほうを中心に期日前は考えております。

5番(児玉智博君) なかなかですね、選挙で投票回数の問題なんかもですね、あるかと思うんですが、やはりですね、選挙管理委員会の使命というのは、一つは公正な選挙を行っていくということが大事ですので、そういうところを担保するために、やっぱり3階のほうでしたほうがいいというのもあるのかもしれません。

ただ、もう一つは、やっぱり投票率を上げるということもですね、大事な仕事だと思うんですよね。その点でいくならば、やっぱり気軽に立ち寄れるし、訪ねてきた人がですね、ああそうか、今選挙があってたなというふうに認識するためには、やっぱりそういう1階のロビーのような人通りのあるところでやることも一つの啓発につながるんじゃないかと思いますので、期日前投票所というところも、もうちょっと場所を今後検討していく必要があると思うんですがどうでしょうか。

総務課審議員(木下勇児君) 児玉委員のおっしゃる部分、十分わかります。そういったことを十分検討は選挙管理委員の中でも話題が出てきます。今回場所が変わった時点でもですね、そういった話題も出ました。ただ、いかんせん1階については、特に期日前の投票者数がどんどん年々、選挙ごとに増えてきているというのが現状です。その中で、特に最終、前日ですね、選挙の前日、その前の日2日間は約5、600人の方が見えます。1日で。そういうことで、とても下の会場でやるという、逆に交付のミスだったりとか、混雑して逆に待ち時間を長くするとか、そういった状況が想定されるというのが今のところの現状なもんですから、そういったものも総合的に含めて今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

委員長(松﨑俊一君) 48、49、50、よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) それでは、ここで暫時休憩したいと思います。 次は1時から再開したいと思います。

(午前11時59分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

- 委員長(松﨑俊一君) ページ50ページまではよろしいですかね。次が、ページが飛びまして、 76ページ、77ページ、6の商工費の4地域エネルギー費に入ります。
- 5番(児玉智博君) それではですね、地域エネルギー費の中の公立病院の低炭素化工事設計管理 業務委託料に関連してですが、要するに、チップボイラーを取り付ける工事の管理委託が出てお りますけれども、要するに、民間からチップを買い受けるようにしているという答弁が先ほどの

質問に対してあったわけです。ということは、つまり、小国の木じゃなくて、要はよそから持ち 込まれて粉砕されたチップを使うこともあり得ると、そういうことになると思いますが、よろし いですか。

- 町長(北里耕亮君) はい。現在が小国町内にある企業体のチップ製造会社、製紙会社の関連会社でありますけれども、状況を見ますと、小国町内から出された部分も数多くある部分であります。 100%ではないというふうには聞いておりますが、そのあたりのところは、行政が公立病院関係、老健施設のチップボイラーをやるので、そのあたりのところの協定ないし覚書なり、そういう部分の話合いで、小国町内で出されたものをここに使えることができるかどうかの検討といいましょうか、協議といいましょうか、そういった部分は積極的にしていきたいというふうに思っております。以上です。
- 5番(児玉智博君) それでも結構ですね、私も見ていると、朝早くから丸太を積んだ運搬車が工場に持ち込んでいるんですよね。やっぱりそれは小国以外から入ってきたトラックでの持込みもかなりあると思うんで、それを明確に区別することができるんだろうかと。まあ、それはできないことはないだろうけれども、相当難しい、難しいというかですね、間違わないようにするためにはそういうマニュアルも企業さんのほうで作らないとならないし、ましてですね、やっぱりそういう協定を結ぶんであれば、町が、それがもう、そのマニュアルが間違いなくやられているかというチェックをですね、常にできる状況を担保しておかないとならないと思うんですよね。それが、本当に可能なのかちょっと確認したいんですが。
- 町長(北里耕亮君) 今の段階で決まっておれば一番いいんですが、そのあたりのところは少し遅れているかもしれませんけれども、最初に話したとおりに、そういう小国町内で産出されたものを使っていくということを限りなくですね、可能にしていきたいというふうには思っております。その中で課題が幾つか見えてくると思いますし、そういった部分で、その課題がまた出てくればですね、そこでまた検討していきたいというふうには思っております。あと、要は、量がどれぐらい小国町内から出されたものがそろえらえるかという部分でありますので、今日の部分を持ち帰りというか、内部でその企業体と、今現在小国町内から出されているものがどれぐらいの量なのかというのをまた早急につめていきたいというふうに思っております。
- 5番(児玉智博君) じゃあ、それではですね、年間そのチップボイラーだけで、そのボイラーの 機能ですね、すべて賄おうとした場合に必要となるチップの量ですね。それと、そのチップの単 価は幾らぐらいで譲ってもらうようになるのかをお答えいただけますか。
- 政策課長(清髙泰広君) 今回計画しております病院と老人保健施設、それと役場あたりまで入れましてですね、大体年間1千400トン程度のチップが必要と見込んでおります。今のところキロ10円程度で買えるんじゃないかということで考えております。
- 5番(児玉智博君) では、それではですね、費用面ですね。重油で運転した場合と、それとこの

チップでやった場合の経費、コスト、これはどう変わってくるんでしょうか。

- 政策課審議員(佐々木忠生君) 昨年末ですね、ちょっと全体の計画をちょっと病院委員会とかに 説明いたしました資料に基づきましてですね、ボイラーを導入した場合どのくらいの削減が見込 めるかというような部分でですね、公立病院で約250万円ほど、それから老健のほうで240万円、それから町のほうで50万円ほどという部分で、経費的に見たときに、そのくらいの削減 が見込めるんじゃないかなというふうに出しております。それから、その当時がですね、重油の料金が90円、それからチップを、先ほど課長のほうが10円と言いましたけれども、当時、キロ12円ぐらいで計算をさせていただいております。
- 5番(児玉智博君) この、じゃあ、当時試算したときの重油が90円ということでしたが、なかなか燃油価格というのは現在ですね、だいぶ、ちょっと私が今重油の単価が分からないんです、知らないんですが、ガソリンとかはですね、だいぶ下がっていると思うんですよね。それで、やっぱり変動するものだからですね、そのまんまなかなか完成したあとも同じぐらいの効果になるかがわからないと思うんですけれども、それはそうですよね。
- 政策課長(清髙泰広君) 完成してですね、そのときに、その当時の重油価格で比べないとですね、 実際にどれだけ削減できたかはちょっとわかりません。
- 5番(児玉智博君) ならですね、やっぱり重油の機能も残していくというふうに私は思うんですけれど、確かそういう説明だったと思うんですよね。だから、やっぱりそうなら、有利なほうで、利用していくというふうな考え方ですかね。
- 政策課長(清髙泰広君) もともとこれは低炭素化社会づくりということがありますものですから、 基本はですね、やはりバイオマスチップを燃やすことによって二酸化炭素の排出量を抑えるとい うのも大きな目的になっておりますものですから、極端にですね、赤字になるような、赤字にな るというかですね、重油とチップの差額が不利になるような状態になれば、そこでは考えなけれ ばいけないかもしれませんが、やはり基本はチップを燃やすということがですね、大前提だと思 います。
- 委員長(松﨑俊一君) ほかよろしいですか。
- 3番(北里勝義君) ちょっと関連になりますけれども、76ページの委託料ですね、公共施設低 炭素化工事設計管理業務委託料、もらった説明書の中で、公共施設ということで役場庁舎、それ から、山村開発センターが説明の中に挙がっておりますけれども、この山村開発センターについ ては、先ほどいただいた過疎自立促進計画の中で29年から3カ年で改築という計画が載ってお りますけれども、そこら辺の整合性、その29年から一応計画に載っていますので、それを見据 えての設計ということですか。
- 政策課長(清髙泰広君) 基本的に、バイオマスボイラーでお湯を生産して、それを既存の導管で お湯を供給する形になりますものですから、開発センターの部分までお湯を持ってくる形で、既

存の現在あるボイラーにつなぎ替える形になります。ですから、また新しく開発センターのほう にですね、新しい設備をおけば、それにつなぐだけの話だと考えております。

- 3番(北里勝義君) じゃあ、今1つのボイラーで、庁舎と開発センターをやっているんで、その分を変えて、開発センターが新しくなってもそれを使っていくということですかね。
- 政策課長(清髙泰広君) はい。基本的にはそう考えております。
- 委員長(松﨑俊一君) もうよろしいですかね。
- 5番(児玉智博君) それでは、すみません。その更に下の地域エネルギー費の新電力会社の出資金について質問いたします。既に、熊日でもですね、1面で報道はされておりますが、このほかにですね、新電力会社に出資する企業であったりとか、個人もいるかもしれませんが、その出資割合とどういう企業とともに一緒にやっていくのかという説明をお願いします。
- 政策課長(清髙泰広君) 現在のところ出資金1千万円の会社を想定しておりまして、その3分の1を町が負担する。それとあと残りの3分の2のうちですね、3分の1は町内のいろんな事業者さん、個人さんを想定しております。残りの3分の1をどうするかといいますと、それにつきましては、新電力、既にですね、全国で展開しております新電力会社さんと一応提携してですね、そことうまくやっていけたらと思っております。というのが、やはり、新電力は既存の電力会社とも競合する話でございまして、非常に電力の需給調整とか、いろんな専門的な技術が必要ですので、そういったノウハウを持つですね、新電力会社さんと一緒にやることによって、間違いない事業が展開できるんじゃないかと思っております。
- 5番(児玉智博君) その3分の1と、町が3分の1、町内の出資する企業なんかが合わせて3分の1、新電力会社が3分の1というふうに同じ割合で株式を持ち合うことになるんですよね。やはりですね、私は、この新電力会社をつくる意味というのは、やっぱり第一に町民の人たちが安くですね、電気を供給してもらえるようになることというのが、やっぱり一番重要だと思うんですよね。そして、もう一つが、やっぱり再生可能エネルギーを利用した電力で生活をやっていくということがあると思うんですけれども、であれば、やっぱり私としては、町がですね、ある程度ほかの人たちよりも株式の保有率を高くしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、なぜ同じ割合の持ち株になるんでしょうか。
- 政策課長(清髙泰広君) 基本的に、おおよそ3分の1ということで、できれば一番筆頭株主といいますか、一番出資額が多いのは町のという形にしたいなとは思っております。ただ、その金額の差額はそんなに大きくですね、町が全体の2分の1を占めるとか、そういったことは今のところ想定しておりません。
- 5番(児玉智博君) でですね、この新電力会社というのが、町内の太陽光であったりとか、地熱によって発電された電気を買って、それを町内に供給していくと、契約した人に対してですね、 していくというふうになっていくと思うんですが、やはりですね、売る側とすれば九電に売るよ

りも、少しでも高く買ってくれるところに売りたいというのはこれは当然だと思うんですよね。 町民にしてみれば、やはり九電から電気を買うよりも安く供給してくれるところに契約したいと 思うのが当然だと思うんですよね。余り再生可能エネルギーを使いたいというふうに思う人とい うのは少数だと思います。というか、もともと小国町自体が杖立発電所とか小国発電所のそうい うクリーンな電力によってですね、賄われていますので、その辺の魅力というのは余り大きくな いかなというふうに思っているんですが、それは、可能なのかと。高く買って安く売るというの がこれは両立することなんですか。

- 政策課長(清髙泰広君) 基本的にはですね、新しく供給社を開発するにしても、あるいは需要家を開発するにしても、やっぱり有利な部分がないとですね、なかなか買わせていただけませんものですから、やはりできるだけ買い取るほうもですね、九電の買取価格よりもキロあたり1円でも高く、もしかすると0.何円かもしれませんが、そういう形に。あるいは、売るほうもですね、九電の価格よりも安く供給したいと思っております。ただ、これもですね、いわゆる特に売るほうというのは、やはりかなり九電もいろんな種類がありますし、使い方によって価格が変わってきております。そういった意味で有利になる事業者さん、事業家もいればですね、ほとんど九電さんとですね、変わらないという方もいらっしゃいます。ここあたりは見積りをしてですね、どちらを選んでいただくかたという形で全部の人が満足できるようにですね、価格設定は多分会社の経営上ですね、難しいかなとは思っています。
- 5番(児玉智博君) じゃあ、それでは、基本はやっぱりアンペア数とかによってですね、それは 九電と契約してもアンペア数を落とせば安くなったりとか、やっぱりたくさん使うからアンペア 数を上げたら、急に高くなったりとかしますし、またその動力とかにもなってくるとまた全然違 ってくるんだと思うんですけれど、基本は、やっぱりその九電と契約するよりも安くなる人は間 違いなくそれは出てくるんですよね。であれば、買取価格ですよね。その新会社が電力を買い取 るときに高く買って安く売るのができるのはなぜなのかというところをちょっと説明してもらえ ませんか。
- 政策課長(清髙泰広君) まず再生エネルギーにつきましては、固定買取価格制度というのがありますものですから、これは九電さんもそうなんですけれども、高く買って安く提供する。その差額については国といいますか、電力調整機構がですね、保証するもんですから、固定買取価格制度(FIT)との部分は十分安く、普通の電気料金で供給できます。

それと、一般的な電気は、流通しております電気の単価が決まっておりますものですからね。 その市場価格に連動する形になっております。

何で、それで九電より安く提供できるかと言いますと、一つは設備投資とかする必要がなくてですね、既存の九電の電線を使う、あるいは既存の、メーターから既存の電気メーターを使うし、 九電が検針もしていただける形になっています。そういった意味で、それとかあるいは九電さん みたいに過剰に投資する必要がない部分がかなりあります。それともう一つ、九電さんの場合は、すべてのお客さんを満足させるためにということで、安い、あんまりもうけのない顧客とかも同等に供給する必要があるんですけれども、新電力会社は、そういった会社にとってもメリットがない、相手方にとってもメリットもない会社には、もうお互いに多分メリットがないからですね、契約して、無理に供給するということがないということで、いろいろですね、そういった運営上のコストを九電さんよりも下げることができることからですね、一般的に安く提供できるということになっております。

- 5番(児玉智博君) 大体その仕組みはわかったんですが、ただ、それで、この会社で大体小国町でどれぐらいの販売先の契約が得られると見込まれるかというところをちょっと確認したいんですよね。というのが、つくったはいいけれど、さっき言われたけれど、契約の内容によっては、そんなに変わらないという人も出てくるだろうというふうにおっしゃったわけですよね。そうであれば、あんまり安くなるパターンの人が少なければ、売り先が見付からなくてですね、収入は出なくなるだろうし、また、その供給先もですね、ある程度めどが立っているのかと。電気を売ってもらえなければ、その売る分もないんで、商売として成り立たないと思うんですが、その辺の見通しというのは、しっかりと立てられているんでしょうか。
- 政策課長(清髙泰広君) 新電力、町内で作られる再生エネルギーすべて買い取るというわけじゃ ございません。逆に言いますと、太陽光発電とか、あるいは風力発電とかも想定していますが、 こういうところは非常に電力のできる時間帯とできない時間帯というのもものすごく差がありま すものですから、すべての供給するエネルギーをそういったところから、現在の状態では、確保 することはできません。それで、足りない分は九州電力とか、あるいは市場から買い取って、トータルで常に安定した電力を供給する体制を作る必要がございます。そういった意味では、需要 家がある程度決まって、需要家に必要なだけの電力を再生エネルギーなり、九電から集める形に なります。ですので、余分に仕入れたからあまる電気ができてくるというわけじゃなくてですね、逆に言うと需要に必要なだけの電力をですね、それぞれの方面から調達してくるという考え方の もとにですね、やっていきたいと思っております。

ですので、初年度は大体公共施設を中心にしますと、4千キロワット契約、電力のほうで、4 千キロワットぐらいからスタートしていってですね、少しずつ増やしていきたいなと思っております。

- 5番(児玉智博君) 公共施設からというところであれば、初年度は、まず民間、一般の方との契約はやらないということになるんですかね。
- 政策課長(清髙泰広君) 幾つかですね、事業者さんにはですね、既に内々に相談あたりしていますが、一般家庭まで広げるのはもうちょっと先かなと思っております。
- 5番(児玉智博君) であればしばらく先と言って、それが本当にそのときがくるのかという気が

ちょっとしてきたんですが、やっぱりですね、私はやっぱり個人として期待するのは、少しでも やっぱり暮らしを、町民の人たちの暮らしを支えられることができればというふうに思ったんで すが、今ずっと説明を聞いていると、やっぱり太陽光とか風力は、その気候なんかの条件によっ て安定しないから九電から買い受けてというと、要は、九電からそのまま買うのか、それとも九 電の中に新電力会社が入っているのかというところで、余り町民にとってのメリットというのが、 ただそこに一手間加えただけになってしまうんじゃないかなと思うんですよね。その再生エネル ギーで、太陽光とか、風力は余り買わないというふうになると、残っているのは地熱発電しかな いと思うんですよね。地熱発電所が確かに今1基ですね、わいた会とか、あとバイナリー発電も 中にありますけれど、それだけだったら、到底町内の電力というのは賄えないだろうし、ちょっ と今聞いていると、この新電力会社というのがちょっと絵に描いた餅のように思えてきているん ですけれど、どうでしょうか。

町長(北里耕亮君) そのあたりのところは、ここの協議を、検討会をするのにですね、それは検討会というのは正式な部分ではなくて、内部でプロジェクト的にこの検討をするのに、その専門の経験がある会社とも協議をしたわけでございますが、初年度については、今言うように公共施設と、あとただ諦めるのではなくて、既存の風力発電であったり、地熱も一種あるんですが、そういった部分にも積極的に話していこうという話をしております。

ただ、供給と需要とあれば、発電があるほうを供給、町民のほうを需要というふうに例えれば どちらが先行しても、どちらが大きくずれてもバランスがとれませんので、こちらがこれぐらい そろえたら、こちらをそろえると。それが逆になるケースもあるんですが、少しずつ両方同じよ うな歩調で進めていきたいと。

この部分については、議会の皆様方も注目をいただける部分、案件であろうと思いますし、第三セクターでありますので、しっかり事業の計画であったり、進捗状況であったり、そういった部分は報告をしていかなければならないというふうに思っております。出資金の部分について、当初予算で組みましたのは、ちょっとメディアのほうの1面の部分には、こちら側も執行部もとまどいはあったんですけれども、まず会社を設立しまして、そして実際登記をして、運営をしてという部分で計画的にやっていきますので、あのあたりのところで、また議会に報告をしっかりやっていきたいというふうに思っております。まず、もくろみとしては、課長が言う、もう少し明確にですね、供給側ですね、供給側もそろえていかないといけませんので、そのあたりのところはしっかり供給側にアクションというか営業をして、電力をこちら側の新電力会社に売っていただくような、そういう協議を積極的にやっていきたいというふうに思っております。補足ありますか。いいですか。

委員長(松﨑俊一君) 委員のほうから、何かありますでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松崎俊一君) それではですね、次にまいりたいと思います。ページが少し飛びます。8 2ページ、8の消防費ですね。非常備消防費、それから、2の消防施設費、それから3の災害対策費、ページでいきますと82から83、それから84の上の段ですね。2、4、6、7行ですか。そこまでいきましょう。
- 5番(児玉智博君) では、非常備消防費について質問しますが、小国町消防団が担う任務ですね、 は大体基本的に消防というから火事への出動が基本だと思うんですけれど、それ以外にも想定さ れている消防団活動というのが、規則や条例にも定めてあると思うんですが、それらをすべてち ょっと述べていただけますか。
- 総務係長(佐藤則和君) それでは消防団のですね、公務と言われる部分について御説明申し上げます。まず、議員さんが言われましたとおり消火ですね。消火、火災の折の出動、あと防災、これは土砂災害とかですね、水防、こういった防災、一般的な防災といわれる活動ですね。その折の人命救助等も含まれるかと思います。それと、あとは災害の、火災の予防とかですね、そういった啓発活動ですね。そういったもの。それと非常時に備えた訓練ですね。主な活動はそれになるかと思います。
- 5番(児玉智博君) その防災の中には、人命救助というのも含まれていると思うんです。だから こそですね、行方不明者の捜索というのも通常行われていると思うんですよね。だから、それが ここに基づくのかなというふうに理解しましたが、やはり、この消防団というのがこれから見て もわかるように、広域消防であったりとか、あるいは警察なんかとの連携というのがかなり必要 なものなのかなというふうに思いました。

そこでですね、今月あたまに行方不明になった町内の方が、いったんは救助されたけれども、 残念な結果に亡くなってしまったという出来事がありました。通常ですね、やはり人命救助とい うのは、その御家族やなんかから申出があって消防団が出動するというふうに思うんですが、そ の辺の手続がどのようになっているかお願いします。

総務係長(佐藤則和君) それではお答えいたします。先ほど人命救助という話を申し上げましたけれども、消防団の人命救助はですね、あくまでも火災、防災、これに限定されております。ですので、単に行方不明者の捜索というのは消防団の活動には入っておりません。これに勝手に出動してですね、公務災害等に申請しても公務災害が下りらないという規定になっております。消防団がですね、行方不明時に出動できるのは、先ほど議員さんが言われましたとおり、まず、家族がですね、警察に捜索願いを提出すると。警察がある程度の対応したけれども、これはもう山狩りとかですね、小国町広域のこれはそういう人探しとかいうことで、行方不明者を全面的に探す必要があると判断した場合に、そのときに文書なり、署員が出向いてですね、消防団を出動させていただけないかと要請なりですね、そういった行為が初めてあってですね、それで、町長、消防団長の判断により出動命令が出たときに、初めて公務となるということになっておりますの

で、行方不明者が出たから、消防団が自動的に出ていくというシステムではないということでございます。

5番(児玉智博君) つまりは、警察との連携というふうなことになるんだと思うんですが、基本的に、やっぱり今回の出来事をずっと見ているとですね。やっぱりずっと3日間へリコプターが飛び回って、町内の人が何だろうなと思っていたりとかする中で、結果として発見される2時間ほど前に警察が詳しい状況を発表したと。それまでは、発見される日の7時半の定例の町内放送で京都ナンバーのワゴンRを探してほしいという内容で、余りやっぱり警察もですね、いろんなことを想定したんだろうけれども、情報共有ができていなかったし、それができていたらもしかしたらと。何世発見されたときは意識があったわけですから、あと1日早ければなというようなですね、やっぱり気がしたわけですよね。そこでやっぱり今回が事故にあった人が小国町で生まれ育って、またそして家族と住んでいれば、同じような判断になったんだろうかという気がしてならないわけですよね。というのが、やっぱり家族と住んでいれば、その晩うちに帰ってきていないとかいう状況が分かって、やっぱり事故にあった可能性が高いなということで、もうちょっと道沿いを探すこと何かに力を入れてればなというふうに、非常に私はですね、これは残念でならないわけです。

何が言いたいかと言えば、やはり、もうちょっと警察との連携というのを、今後強めていかないと、移住者を受け入れていこうというふうな地域創生でやっていこうとしているんであれば、そういう警察との連携を常日頃から持っていくような体勢をとっていないと、今回のようなことが、もう二度とないという保証はないわけですから。やはりですね、今回の出来事を本当に痛ましい事故だということで、我々が本当に胸を痛めるだけじゃなくて、今回のことから、ちょっと教訓を導き出して、やっぱり同じようなことが起きた場合にはもっと連携できるような体制を日ごろからやっぱり作っていかないと、本当に消防団もかかえているけれども力を発揮することができないんじゃないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

総務課長(松岡勝也君) 今回のですね、ヘリコプターが非常に低空飛行でかなり捜索があったということで、朝の定時放送ではですね、京都ナンバーの捜索という放送のみの警察からの依頼でありました。しかし、その奥ですね、情報を行政側には伝えることなく、それのみでお願いしますというような警察の依頼であって、それから先の情報はまだできませんと、行政側にはまだ伝えられませんということで、逆に、その放送をしたことによって、今度は町民から問合せがずっときたわけなんですよ。ですから、逆にこちらから電話をかけまして、中身を教えていただけないですかと。しかし、いや、まだここまでしか発表できませんということの警察の情報でありました。しかし、何回もですね、電話がかかってくるもんですから、やはりこちらも問い合わせたら、逆にかかってきて、しかし、その時点でも、まだ捜索のやはり事件性ということだろうと思うんですよ。この動き方などを見ますと。ですから、なかなか一般の町民等に本当の情報を警察

のほうは、車が単なる落ちたということの想定はしていなかったと思うんですよ。ですから、こちらのほうから問い合わせた。しかし、消防のほうの活動も少し匂わせるような話もしていたときに、やはりちょっと打合せをしないと、ちょっと簡単には電話先ではできませんということで、その最終日の夕方5時になりましたけれども、役場で警察と消防団長と話をしている途中に発見されたということでしたので、なかなかこちらからも情報提供は投げかけておりましたけれど、なかなか県警本部が主導で動いていたようですので、小国署だけの動きもなかなか情報が出せなかったということが、今回の捜索と行政の連携といいますけれど、警察は警察で動いている、個人情報等、また生命の捜索ということで、なかなか情報を出していただけなかったということだろうと思いますので、今後ですね、そこ辺のところも、今度署長も代わりましたので、また新たなこういったことを反省しながら、協議はしたいなというふうには思っております。

- 町長(北里耕亮君) 今課長が答えましたのと補足ですが、私自身も住宅のところで鑑識で1番から何番何番というドラマで見るような光景を見まして、何があったんだろうと、私自身もちょっと思った次第でありまして、聞いても、総務課に聞いても、もう警察のほうは詳しく何も明かさないと。そうこうしていると、すぐ南小国の町長から電話がありまして、その両町同士のほうがかえって連携がありまして、どういうふうな対応をするかということと、あとは、その消防団の要請をするかもしれないので準備だけしておいてくださいというようなことが、少しちょっと両町にあって、なかなか明確にですね、じゃあ、したほうがいいのか、しないほうがいいのかという部分がありますね。結論を言いますと、御意見の通りに今回の部分の事例を、また十分考えながらですね、しっかり今後そういうふうに対応ができるようにしていきたいというふうに思っております。以上です。
- 5番(児玉智博君) やはりですね、仮に、あれが事件であったとするならですね、やっぱり加害者がいるわけですから、その加害者が潜伏しているかもしれないのに町民に何も知らせない、知らせられなかったということも問題になってくると思うんですよね。やはり今回見れば、今回の警察の捜査が失敗だったというのは、もうその結果を見れば、最悪の結果が出てしまったわけですから、やはりそれも明らかなんだと思います。やはり、私が町に望むことは、やっぱり残念だったねで、ここで終わらせるじゃなくて、やっぱり警察に対してものを言っていくと。亡くなったのはですね、何も通りがかりの人じゃくて町民の人が亡くなったわけですから、やはり町民の命とやっぱり財産を守るというのは、町の務めだと思いますんで、そこはやっぱりですね、町もしっかりときぜんとした対応で警察に、抗議をしろとまでは言いませんけれど、やっぱり意見を言うことは必要なんじゃないかなと思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

委員長(松﨑俊一君) 82ページ、83ページ、84ページ、ほかはございませんか。

3番(北里勝義君) 3番北里です。83ページのですね、15の工事請負費、河川水位修繕工事 200万円。いただいた資料によると天神橋に設置されている水計ということですが、これを電 波式に変えるということなんですが、設置の位置あたりは天神橋の同じところに付けるんですか。 総務係長(佐藤則和君) 専用回線がですね、現在天神橋と役場とつながれておりますので、それ が一番経済的でもあるあし、志賀瀬川は結構小国町でも大きい河川ですので、どうしてもあそこ には必要だというふうに考えております。

- 3番(北里勝義君) じゃあ、同じところの志賀瀬川に付けるということですけれど、この水計に ついては、町が設置している水計がほかにあと数箇所あるかと思うんですが、こういうところも 最終的には電波式に変えるということですか。
- 総務係長(佐藤則和君) 御覧のとおりですね、1カ所200万円ということで、決して安くはございませんので、全部で5カ所ということで、全部一遍にやれば1千万円という話になろうかと思いますが、特にここの志賀瀬川がですね、議員さん御存じのとおりフロー式になっておりまして、今の水計がですね。河川の堆積物が毎年ずっと河川の流れが緩やかなものですから、そのフロー式の管に詰まるということで、ちょっと今不具合を起こしているということで、あとの箇所はですね、なかなかそういう4カ所につきましては、そういった堆積物が今のところですね、支障になっていないということで、ここだけがどうしても去年から支障がありましてですね、データの不具合が多ございますので、ここだけを取りあえず検討しております。

委員長(松﨑俊一君) ほかに質疑よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) それではですね、ちょっとまたページが飛びます。101ページ、102ページ、11の公債費、元金、利子、それから12の諸支出金、繰出金、13の予備費までいきたいと思います。101ページ。

よろしいですか。

はい。それではですね、一般会計予算の歳出が終了いたしましたが、これまでの質疑漏れはご ざいませんでしょうか。歳出のほうですね。総務に関わります。

- 5番(児玉智博君) 職員給料に関しての質問になりますので、どこということじゃないんですが、職員で男女別ですね、正職員の男性と女性のそれぞれの人数と、あと非正規の方の男性女性の人数をちょっと答えていただきたいんですが。
- 総務課長(松岡勝也君) ちょっと人数ですね、調べてから御報告いたします。
- 委員長(松﨑俊一君) はい。その間に質疑漏れ。
- 10番(時松昭弘君) 101ページ、公債費のことについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。財政融資資金の中で、3億4千984万円とあります。でもこの権利が3千968万4千円ということになっていますけれども、この今財調資金の見直しあたりは今後考えておられるのかどうかお尋ねをしたいと思いますが。

財政係長(中島高宏君) お答えします。財政融資資金の中、公債費の中にありまして、利率見直

しにつきましては、27年度に臨時財政対策債のほうの利率の見直しを行ったところです。

- 10番(時松昭弘君) じゃあ、ちょっとあとで質問したいと思いますが、今の臨時財政対策債の話が歳入のほうに入ってから質問したいと思いますが、今年度は一応減っていますもんね。今、金利あたりがこういった自治体あたりが金利の見直しあたりをですね、やっぱり盛んに取り行っておる市町村が多いわけです。今回の利子だけでも3千968万4千円という形で、公債費の金利が出ております。非常に公債費全体からしますと1年度予算の約1割が借金返済ということになりますので、こういったこの利率の見直しもですね、今の段階、27年に見直しをされたかもしれませんが、今の金融の利子の状況等をですね、十分把握をされて、財政担当者あたりが敏感に動いていただきたいというふうな思いがしております。これは、この辺のところで今後の検討課題ということになろうかと思いますけれども、これは、今年度中ではですね、見直しができれば3千968万4千円が、これは一応決算の段階では減ってくる可能性がありますので、そこあたりをもう1回ちょっと確認をしたいと思います。
- 総務課長(松岡勝也君) 本年度がですね、ちょうど財務省関係、ほかですね、簡易生命関係、10年目の1回の見直しがきておりまして、臨財債の今回も0.1%ということで、下がっております。そのほか、住宅関係も0.2%とか、10年目の見直しで、今年27年度で見直しをしたところでございます。

委員長(松﨑俊一君) 質疑漏れ、ほかございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩いたします。

次の会議、午後2時から行います。

(午後1時50分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

総務課審議員(木下勇児君) 先ほど、職員数の件でお尋ねあった、お答えさせていただきます。まず、職員のほうです。こちら28年の3月1日現在という形で御報告させていただきます。男60人、女57人、計の117人となっております。なお、臨時非常勤の職員のほうです。こちらはちょっと集計のほうが27年5月ということで、年度当初のやつで今のところ集計がありますので、そちらで報告させていただきます。男が20人、女が67人、計の87人となっております。こちらは一般の事務以外にも、調理員さんであったりとか、教育委員会の学習支援員さんであったりとか、図書室関係とか、そのほかにも相談員さんとか、そういった形の薬味野菜の里、そういったものも含めて、あと地域おこし協力隊もこちらのほうの数に含めさせていただいております。そういったものを含めての人数となっております。

5番(児玉智博君) それが、今の下の方に、保育園の保育士さんとかも入っているんですか。

- 総務課審議員(木下勇児君) はい。保育園のほうも臨時非常勤さんの数も今の中に含まれております。
- 5番(児玉智博君) やはりですね、臨時非常勤の職員というのが、やっぱり女性の数が多いんですけれど、やはりですね、女性の働く場としてこういう役場関係というのがいってその非常勤職員というのがあるんだと思います。そこでちょっと確認したいんですが、任期付きの職員さんの場合は、やっぱり半年おきの契約更新という形でされているんでしょうか。
- 総務課審議員(木下勇児君) 現在、小国町役場のほうでは、いわゆる非常勤職員さんということで、嘱託といいますか、調理員さんとか、そういう方、あと保育士さんの中でも業務的に資格を持っていてという形の方たちについては非常勤職員ということで、1年間の契約を結んでおる職員もおります。あと、事務的ないわゆる一般的な臨時の職員につきましては、半年、更にそこで判断して次の半年また更新するというような形を取っております。
- 5番(児玉智博君) 多くの人が半年ということになるんだと思います。そこで、やはりですね、 小国町の場合は、やっぱり子どもの数を増やそうということで、町を挙げて今から取り組んでい くことになると思うんですが、やはりですね、女性の働く場として、やっぱりそういう臨時の職 員なんていうのが、かなり占める、その町全体の雇用の中でもですね、占める比重の割合が多い と思うんですよね。そうなったときに、やっぱりですね、今どうされているのかというのをちょ っと聞きたいのが、妊娠がわかったときに、例えば、半年の任期のちょうど真ん中ぐらいで妊娠 がわかったとしますよね。そうした場合に、契約をもう半年延ばしたとしても、その次の任期の 途中ぐらいで出産して、育児休暇に入るだろうというようなですね、判断がなされるときには、 その出産を理由に契約を更新しないなんていうことはあり得るのか、どう判断されるかというの をですね、ちょっとお尋ねしたいんですが。
- 総務課審議員(木下勇児君) 各課で、ほとんどの課で臨時非常勤さん1名から10名という形で抱えている課がありますけれども、基本的には、そういった妊娠を理由に当然その期間中を切るということありません。その次の更新については、それぞれの所属でまた判断して、ぎりぎりまでお願いするとか、後任の方が見付かるまででもお願いしたいとか、または次の後任の方を探すとかいうことはやっているようです。ただ、次を必ずそういう状況がわかっていてですね、更新しているかというと、そこまではいっていない部分があるんじゃないかと思います。
- 5番(児玉智博君) 一つの問題提起と思って聞いていただければいいんですけれど、やはり出産を控えていても、きちんとやはり、だから、私が言いたいのが、半年ごとに契約をしてるのにですよ、やっぱり出産の予定日のところぐらいまでしか更新をしないというような形なんかの対応を、もしするようになれば、子どもを産むことをためらうようになってしまうんじゃないかと思うんですよね。ですからやっぱり、そういう心配もないもように、きちんと臨時の人であっても、もうこういって、ずっとこれまでも半年以上前から働いている人たちであれば、やっぱりそうい

う育児休暇なんかもきちんと保障していくというような、やっぱり雇用形態を作っていくことで、 やはり小国町の女性が安心して子どもを産むようなことになっていくと思うんですよね。 やっぱ りそれを小国町の行政が、まず足元からそういうことをしていかないと、なかなか子育てしやす い、子どもを産みやすい町にはなれないと思うので、是非そのあたりをですね、考えていってい ただきたいと思います。

町長(北里耕亮君) はい。出産という部分での切り口での話題は自治労さんというか、職員組合さんとはしていないんですが、よく私は職員組合との協議は、必ず出席をしてですね、そういう正職員だけでなくて、臨時職員さん、非常勤職員さんの待遇等も常々話題にしております。御意見よくわかりますし、できるだけ、私ども行政もですね、経験も豊かで慣れている方で、できれば、その意に沿うように、やっていければというふうには思っております。何というか、半年という部分で区切って、次の段階のという部分でなくて、そこはまた担当がおりますんで、しっかりできるだけ先方と協議をしながらというか、そういう部分であるのかなというふうには思っております。御意見は御意見としてよくわかりました。

委員長(松﨑俊一君) はい。質疑漏れ等はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 各課長で審議漏れがもしあったときは、また教えてくださいね。

それでは、歳出のほうは終了いたしました。

次に、歳入に入りたいと思います。ページが14ページをお開きください。14ページのですね、1町税から、次の15、16ページの10番交通安全対策特別交付金、ここまでを質疑お願いします。町税、それから地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、それから交通安全対策特別交付金ですね。よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) ではですね、次が、12使用料及び手数料、この項目は1番の総務使用料の一番上、公有地使用料、それから土木使用料の法定外も入っていますかね。総務のほうですかね。はい。4番の土木使用料の一番下、3の法定外公共物使用料、それから次のページがですね、使用料及び手数料の総務手数料、総務手数料の中で一番上、台帳等閲覧手数料、2番町税等督促手数料、1つ飛んで、その他証明手数料、ここまでを審議をお願いしたいと思います。ページで17、それから18ですね。

よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) 次、18ページから13番の国庫支出金、この中で総務のほうの所管は1 9ページの下から5番目ぐらいですか。5番総務費国庫補助金で、社会保障税番号制度補助金、 それから国庫委託金の自衛官募集事務委託金、ここまで、この2件ですね。国庫支出金のほうです。

よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) それでは、次、20ページ、14の県支出金、1番の総務費県支出金、上から1、2、3、3つ、土地利用規制等対策事業、それから、熊本県地方バス運行等特別対策、それから、地籍調査事業費の各々補助金。それから1つ飛びまして、権限委譲事務市町村等交付金。それからですね、次の21ページ、22ページまでいきまして、14の県支出金、県委託金、総務費委託金の一番上から、個人県民税徴収事務取扱委託金、学校基本調査、工業統計、商業統計、経済センサス、経済センサス基礎、それから、調査員確保対策、参議院選挙委託、それから、在外選挙人名簿登録事務委託金。そこまでが県支出金となっております。20ページの県支出金から、21ページは該当がないけれど、次に飛びまして22ページの14県支出金、県の委託金までとなっています。

漏れがありましたら、またお願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松崎俊一君) 次、22ページの15財産収入、1番の利子及び配当金、財調利子、それから減債基金利子、1つ飛びまして悠木の里づくり事業積立金、庁舎建設基金積立金、地域福祉基金積立金、それから2つ飛びましてネットワーク事業基金公共施設等整備基金、職員等退職手当基金、上球磨森林組合出資、小国町森林組合出資、それから15番の財産収入でもう1個、不動産売払収入で、その他の売払で町直営林立木売払収入、南北共有林立木売払収入、23ページの中ほどぐらいまでですね。財産収入が載っています。
- 5番(児玉智博君) 財産収入の中の配当金にですね、上球磨森林組合と小国町森林組合の出資金 に対する配当金というのがそれぞれ1千円ずつ予算が出されていますが、この間も毎年1千円程 度の配当金というのはあるんですか。
- 管財係長(佐々木博隆君) ただいまの質問につきまして、上球磨森林組合のほうにつきましては 毎年配当金のほうが発生しております。小国町森林組合のほうにつきましては、今のところ配当 のほうは毎年ということではありません。ただ、配当金枠ということで、一応設けさせてはいた だいております。以上です。
- 5番 (児玉智博君) 上球磨森林組合は毎年あるということでしたけれども、大体それは1千円とか、この程度の配当金ですか。
- 管財係長(佐々木博隆君) 配当金につきましては、そこの上球磨森林組合、小国町森林組合の総会によって配当割合が決まりますので、一概に幾らという金額は決まっておりません。ですから、毎年あるというふうに言いましたけれども、金額は一定にこれだけであるということでもありま

せん。以上です。

委員長(松﨑俊一君) はい、よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) それではですね、23ページ、16の寄附金、それから17繰入金、17の繰入金はですね、次のページの中段ぐらいまであります。16寄附金から17繰入金。一般寄附金、ふるさと寄附金、2つ飛んでネットワーク事業基金繰入金、地域福祉基金繰入金、公共施設等、悠木の里、下まであります。

よろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 次、24ページから25ページ。18番の繰越金、19番諸収入の欄です。 前年度繰越金、町税滞納金、それから加算金、歳計現金預金利子。 ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) それでは、19番が2つ飛んで、一番下の19番諸収入の雑入、1番から3番まで、違約金及び延滞金利息、過年度収入、小切手未払資金組入れ、次のページにいきまして、5番の雑入、この中で一番上からコピー使用料、3つ飛びまして、公共建物災害共済金、1つ飛びまして、南北共有財産管理費負担収入、熊本県市町村振興協会市町村交付金、1つ飛んで、公有自動車損害共済解約返戻金、1つ飛んで、災害対応型自動販売機設置手数料収入、自動販売機電気料収入、1つ飛んで市町村振興事業補助金、1つ、2つ、3つ、4つ飛んで、派遣職員給与負担、それから4つ飛んで森林総合整備事業補助金、充電器利用権利金、それから二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、1つ飛んで滞納処分費までが諸収入。19番の諸収入ですね。25ページから26ページにあります。27ページまで。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松﨑俊一君) それではですね、20番町債、1番の臨時財政対策債から7番の衛生債。 これは総務課所管ですね。各々の町債ですね。
- 10番(時松昭弘君) 10番です。ただいまの臨時財政対策債が昨年からすると1千万円減額をされておりますが、その前のですね、24ページの財政調整基金の基金繰入金が今年が8千346万9千円ということで、去年よりか大幅に増えておるわけですね。この財調基金をこれだけ繰入れする前にですね、この臨時財政対策債との絡みあたりをうまく調整をして、歳入のほうにしたらよかったんじゃないかなというふうに思いますが、そこあたりどんなふうに考えておられるかをお尋ねをしたいと思いますが。

財政係長(中島高宏君) 臨時財政対策債、今年度予算につきましては、1億6千万円ということ

で、昨年に比べて1千万円減額して借り入れる予定であります。臨時財政対策債につきましては、 国レベルの増収が見込まれるということで、国全体で臨財債自体が減額されることに伴う減額と いうことで計上をしております。

先ほどの臨財債につきましては、借入れ限度額をすべて借入れをさせていただいて、それでも 不足する場合において基金を充当させていただいております。財政調整基金につきましては、今 年度当初予算では8千346万9千円、前年度では4千698万4千円となっておりますが、こ れは肉付け前の予算でありまして、肉付け後は2億円近くの財政調整基金を繰り入れということ で予算を計上しておるところです。以上です。

- 10番(時松昭弘君) 今年また9月に決算があると思いますけれども、これも財調あたりの繰り 入れあたりが、およそ大体どれくらいになるか、もちろん概算で結構ですけれど。
- 財政係長(中島高宏君) 財調の繰り入れにつきましては、積立てのほうで基金利息、それから昨年度からの繰越金を積み立てるということで、7千500万円ほどは積み立てる予定でございます。取壊しにつきましては、今のところ予算では9千929万円ということになっておりますが、これすべては繰り入れなくても済む状況ではないかというふうに、今のところ見込んでおるところでございます。以上です。
- 10番(時松昭弘君) 10番です。この臨時財政対策の大体総額あたりは、大体国のほうでも市町村割当てが大体町配分というのがあると思いますが、大体どれくらいになるんですか。一応、借入金をもししたとすれば枠が。
- 総務課長(松岡勝也君) 臨時財政対策債につきましては、国のほうで算出されるもんで、結局赤字国債の分ですが、昨年度から一昨年が4.5兆円という国の枠で、28年度が3.8兆円ということで、約1兆円程度ですね、下げられたということですので、そういったところの影響で臨財債のほうも下がってきておると。その辺で、町のほうでは、それと併せて起債ですね、過疎債を全員協議会のときもお配りしましたが、過疎もハード分の過疎と、ソフト分のソフトと、借りる分は借りたというような形で辺地債も入れております。そういったところで、それでもやはり財源不足が生じたということで、財調を取壊しが、繰り入れのほうが生じたというろころでございますので、28年度の財調の残高も4億円を切るということでですね。先ほども中島係長が言いましたように、昨年は、肉付けのときは約2億近く、1億9千900万円の財調繰り入れをいたしております。本年度は財調繰り入れをしない予算を目標といたしておりましたが、やはり最終的には8千300万円というふうになったということでございます。今後繰り入れのしないような財政で今後努めていきたいというふうには考えております。
- 10番(時松昭弘君) 今年の決算の見込みが、繰り入れが7千500万円という説明がありましたが、ここ数年来の決算を見ると段々当初の計画から見ると財調資金が一時増えて、また減ったというような状況があると思いますが、ここあたりはですね、これは財調資金がどんどん増えて

くることは確かにいいこことではあるんですが、もちろん繰り入れをして、予算を組むということもまた場合によっては必要だろうと思います。ただ、臨時財政対策債のこの絡みをですね、もう少しうまい具合に利用したほうがいいんじゃないかと思いますが、ここあたりをすれば将来的には負担あたりがですね、中身は既に御存じだろうと思いますけれど、この予算あたりを、もう少し町債として起債をしたほうが財調も少なく済むのではないかと。そしたらまた事業も財調崩した場合でも、ほかの予算のときにもいろいろ仕事ができる部分があるのではないかというふうに思いますが、そこあたりいかがでしょうね。

- 財政係長(中島高宏君) 臨時財政対策債を活用、起債で借り入れる分はですね、そちらを有意義 に使わせていただきまして、臨時財政対策債は100%国のほうから交付税で見返りがあります ので、そちらのほうをできる限り起債に充てまして、予算を計上していく方向で計上していると ころでございます。
- 10番(時松昭弘君) 町長にお尋ねしますが、これは臨時財政対策債というのは、交付税措置にあとで跳ね返ってくるんですよね。ですから、このことをやっぱり財政対策あたりの予算編成が1月から12月ごろには一応概算的な予算の枠組みがあると思います。こういったやつで、もう少し増やしたときにはですね、やっぱり交付税措置として対象になるということになればですね、財調資金あたりのほうをもう少し考えていくとか、あるいは、そういった臨時財政対策債等を利用しながらですね、予算を組みながら、先ほど質問しましたが、いわゆる公債のほうの利子のほうを減らしてくるとか。財政担当者も大変だろうと思いますけれども、その仕組みを、もう少し中身の分析をしてですね、予算編成あたりにしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。また、当然債務負担行為等の問題等もありますけれども、それとはちょっと趣旨が違いますから、この臨時財政対策債を最大限利用する。あるいは社会資本整備でも同じですから。そういったやつをいろんな形で、そういったことに目を向けた形で予算編成をしたほうが、もっとですね、この予算も、今回の予算にしてもですね、苦労せずに済んだのではないかというふうに思いますが、そこあたりいかがでしょうか。
- 町長(北里耕亮君) 御意見のとおりで、財政の課題というのが引き続きずっと続いておりまして、基金はできるだけ取り崩さず、そして、借金はというような部分でありますが、この1億6千万円もいっぱいいっぱい最大限借りられる部分を借りているということであります。あと、有利な過疎債とか辺地債とか利用できる部分も利用させていただいて、財政運営をしていきたいと思いますが、あと残すところは、これは水物というか、はっきりしないのが特別交付税。この部分はですね、いろんなネットワーク、こういう部分でお願いはしていきたいと思いますが、あとの財政の部分については、有利な部分をできるだけ使ってと。御意見は一緒です。だから考え方も一緒でありますが、最大限財政頑張って、こういう28年度は予算が厳しい状況の中で、ギリギリ組めたということであります。あとは年度途中で新型交付金とか、そういう部分の国の影響によ

って年度途中の財政さい配が加わるものもありますので、引き続き国の関係者やいろんな方と協議をしながら自治体に、この我が小国町にとっていい方向でできるように考えていきたいという ふうに思っております。

繰り返しになりますが、この臨時財政対策債を借りられるだけいっぱいいっぱい借りているというような状況であります。以上です。

- 10番(時松昭弘君) 中身はわかりましたが、この一応申込みをしたのがやっぱり1億6千万円で申込みしたのか、どれだけで申込みをされたのですか。
- 財政係長(中島高宏君) 申込みについては、国から、限度額がこれから新年度に向けて通知がありますので、もうし1億6千万円より多く起債が借りられれば、補正対応で限度額を借入れしたいというふうに財政サイドでは考えております。
- 町長(北里耕亮君) 今ちょっと担当者に聞きましたら、国の裁量で国がキャップをはめるという方式でありますが、そういう中でもいろんなつてやネットワークを駆使しながらですね、頑張っていければというふうには思いますが、このあたりのところはなかなか厳しい部分がありまして、逆に過疎債とか、そちらのほうあたりのほうが、100%交付税ではないんですが、今小国町も、かなり県あたりに対してですね、有利にというか、事業そのものを行う事業に興味を、県のほうも興味を示していただいておるので、話題としてやっていけるのかなというふうに思っています。財政問題は、課題は非常に大事な案件でありますので、引き続き議員からもいろんな助言などいただきたいというふうに思っております。以上です。
- 10番(時松昭弘君) 10番です。今、過疎債と辺地債の話がありましたけれど、これは事業ごとに対するやっぱり措置がなされておるわけですが、この臨時財政対策の場合は、予算の中に枠組みを入れられないんですよ。ですから、そこあたりのとこをですね、やっぱりしっかりしていただきたいというのが、やっぱり予算編成のときにですね、一番大事なことじゃないかというふうに思うわけです。できるだけ財政あたりもですね、しっかり中身をもう少し分析をしていただいて、そしてやっぱり慎重にことを運んでほしいというような思いです。以上です。
- 委員長(松﨑俊一君) ほかに質疑漏れはございませんでしょうか。
- 5番(児玉智博君) 歳入の中のですね、町税の個人町民税と法人町民税について質問します。この町民税を課税される町民の人数、それと非課税の町民の人数をお答えいただけますか。あとこの法人についても同じ質問です。
- 税務課長(北里康二君) すみません。積み上げのちょっと今その人数分のものを、ちょっと私の ほうが手持ちありませんので、ちょっと調べてから。今、ちょっと申告のほうに担当が行ってい ますので。
- 5番(児玉智博君) それじゃあ、もう一つ質問いたします。その次のページの15ページで地方 消費税交付金というのがあります。その中に、細々節部分で一般財源分に7千600万円と。あ

と社会保障財源分に5千300万円というふうになっています。消費税を上げるときにですね、 消費税増税分は全額社会保障のために使いますということで、消費税が8%になりましたので、 こういう分け方になってきていると思うんですが、ただ、消費税が上がったら、その分町の発注 する公共工事であったりとか、いろいろ物品購入に対しても消費税がかかってくると思うんです よね。実際その形で消費税が上がったあとに消費税分で補正予算なんかも組みましたんでですね。 聞きたいのは、消費税が上がることで、町にとっては交付金が増えて得なのか、それとも消費税 を町が払う分が増えて逆に財政的には悪くなるのかというところを確認したいんですが。

財政係長(中島高宏君) 社会保障分ということで、昨年消費税が増税したときに、社会保障分ということで細節を作りまして、計上させていただいているところです。御質問の内容とちょっと違うかもしれませんが、今、昨年3%上がって、約5千300万円ほど収入が増えたということで、歳出より歳入のほうが今のところ多いんではないかというふうに考えているところでございます。

委員長(松崎俊一君) ちょっと私のほうから。これは会計管理のほうですか。国債を以前購入しておりましてですね、あれの運用状況というか、その辺が、すみません、監査のほうにはわかるのかもしれませんけれど、ちょっと。

会計管理室長(佐藤登喜子君) 年に2回利子収入がありまして、1回に95万円、3月と9月ということで、現在30年国債を継続しております。金利変動で10年国債が下がりますけれど、30年に関しては変動がないということで、財政調整基金の部分でしておりますけれど、いい商品だなというふうに感じております。

委員長(松﨑俊一君) 残高はわかりますか。9千900万円だったか。

会計管理室長(佐藤登喜子君) 9千900万円でしております。

委員長(松崎俊一君) はい。わかりました。ちょっと時間がかかりますかね。

暫時休憩しましょうかね。

それでは、2時50分から次の会議を開きます。

(午後2時42分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分)

税務課審議員(橋本修一君) 町県民税のですね、納税者の人数ですけれど約3千100人前後おります。非課税はですね、それを引いた分、これは子どもたちも全部入りますからですね。ですけれど、対象者は3千ちょっとが町県民税の納税義務者になっております。法人税はですね、210社、もしくは220社、そのぐらいで推移しております。

5番(児玉智博君) というと、その3千100人というのがここに出されています1億8千20 0万円の分母というふうになるわけですか。じゃあ、分母は3千100人ですね。 税務課審議員(橋本修一君) はい。人数はですね。3千100人ですので、平均はもちろんこれを3千100人ぐらいでわればですね、一人当たりの税額は出ます。

財政係長(中島高宏君) 先ほどの消費税分の増税分に係る小国町の3%増がどのくらいになるかちょっと試算のほうをさせていただいたところ、概算で3千600万円ほど3%増に対応する分があるということで報告いたします。

委員長(松崎俊一君) ほかに、質疑漏れはございませんでしょうか。

2番(大塚英博君) 2番です。一番心配しているのがですね、町民税とか。

委員長(松﨑俊一君) 委員、すみません。ちょっとページ数を言ってください。

2番(大塚英博君) ごめんなさい。ページ数はですね、ごめんなさい、14ページです。14ページからですね。町民税とかですね、固定資産税とかいう中で一番心配しているのは、不納欠損額というのが毎年出るんですけれども、その一番大きな原因というのが、ここの滞納繰り越し分なんです。そこの滞納繰り越し分の回収率は大体本当を言うと何%かな。25%ぐらいじゃないかなと思うんですけれども、そういうのが積み重なって、不納欠損額に入ってくるのが、毎年の決算の中に出てくる金額なんですけれども、今、この見積りの中では、一応漠然として100万円というふうに書いております。町税においては、個人で100万円で、法人については、もちろん、ごめんなさい滞納繰り越し分は10万円というふうに簡単に書いていますけれども、前年と比較すると、前年度も241万9千円というのが滞納繰り越し分にあったんです。実際的に言うと予算では、この100万円という金額を書いていたんですけれども。実際は241万9千円ぐらいあったんですね。こういう中で、滞納、要するに不納欠損額にならないようにするためには、どうしても、この滞納繰り越し分を作らないこと。それに対して、税務課の担当のほうでは、今年はどういうふうな、特に、町税と固定資産税に限ってですね、どのような方法でいくのかということをお聞かせいただきたいと思うんですけれど。

徴収係長(菅尾宏幸君) はい。お答えいたします。まず、この町民税、個人、法人、それぞれ滞納繰り越し分が100万円と10万円という形であります。ただいま委員が申しましたように、実際この予算としては歳入として見積もっておりますので、実際の滞納繰り越し分の繰り越し調定額というのは、もちろんまだ大きな金額になります。ただ、これはあくまでも予算見積りでございますので、例えば、この100万円でありますとか10万円を見積もりまして、この歳入結果を起こすわけにはございません。ことはできませんので、若干歳入確保分として100万円、10万円という形になっておりますけれども、徴収係といたしましてはですね、あらゆる滞納処分、御承知のとおり捜索であるとか、財産調査の上の差押えであるとかを今後も引き続き行っていきたいと思います。

ただ、今2点目の御質問の中に、固定資産税の滞納繰り越し分をどうするかというような問い もございました。固定資産税に限っての特化ということではございませんが、先ほどの町民税、 あるいは今回審議対象ではございません国保の特別会計の中に国保税も出てきますけれども、すべての税、またあるいは同じく滞納処分ができる介護保険料でありますとか、後期高齢者保険料、保育料というのは、地方税法に基づく滞納処分と同様の手続を行うことができますので、こういったものを一体的にですね、債権を、データを徴収係としましては把握をいたしまして、先ほど言いましたように差し押さえ、預金差押えでありますとか、給与等々を調べて給与差押え、あるいは、特に固定資産税であればですね、不動産があるから固定資産税が課税されているわけでございますので、場合によっては不動産の差押えというのも視野には入れていかなくてはいけないのかなというふうには思っております。以上でございます。

2番(大塚英博君) 悪質なものについては、そういうふうな方法もございますけれども、やっぱり税とか、そういう収入面においては、非常に緻密な取立てというのが非常に功を奏するのではなかろうかと考えます。ただ、一方的な通達だけではなく、やっぱり人間関係なり、そういうふうな輪の中で取り立てていくという方法もあると思います。そういう中で、今年度は何かそういうふうな思い切った施策というのを課の中で検討していただいて、なるだけ不納欠損額を出さないように、また滞納金額を出さないような方法をとっていただければと提案いたします。終わります。

委員長(松﨑俊一君) ほかに質疑漏れはございませんでしょうか。

では、これをもちまして質疑を終了いたします。

以上で、本日の担当課に属する議事日程は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第2回総務文教福祉常任委員会を終了いたします。

明日の担当課は、住民課、福祉課、保育園、教育委員会となっております。

どうもお疲れさまでした。

(午後2時59分)

平成 28 年

第3回総務文教福祉常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 平成28年第3回総務文教福祉常任委員会会議記録				
日時	平成 28 年 3 月 15 日 午前 10 時 00 分開議 午後 5 時 55 分閉会			
場所	小国町山村開発センター 501 号室			
出席委員 及び議長	松﨑 俊一 穴見まち子 大塚 英博 北里 勝義 児玉 智博 時松 昭弘 渡邉 誠次			
事務局職 員	小田 宣義 穴井 桂子			
説明員	別紙座席表のとおり			
会議に付した事件	議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について 議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算 について 議案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について 議案第27号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計 予算について 議案第28号 平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等 特別会計予算について 議案第29号 平成28度小国町坂本善三美術館特別会計予算 について			
会 議 の経過概要	平成28年度に係る予算についての審議を行う。 所管課:住民課・福祉課・保育園・教育委員会 審議の結果、平成25年度一般会計及び特別会計予算につい て、原案可決となった。			

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。 総務文教福祉常任委員長

平成28年 第3回 総務文教福祉常任委員会

平成28年3月15日(火) 午前10時00分~ 小国町山村開発センター 502・3号室

				-
	宇都宮 子ども未来係長		小 田 議会事務局長	穴井 書記
小野 隣保館長	前田 福祉係長		児 玉 保育園主任	石 原 社会教育係長
澁 谷 住民係長	松 崎 地域包括支援センター長		小林 保育園副園長	河 津 学校教育係長
秋 吉 住民課審議員	生田 福祉課審議員		梶原 保育園長	藤 木 教育委員会事務局次長
河野 住民課長	穴 井 福 祉 課 長	北 里 町 長	松 岡 総 務 課 長	横 井 教育委員会事務局長
	大 塚		時松昭	
	北里		児 玉	
		議長 渡 邉 委員長 松﨑	副委員長 穴見	
			7	

小田 議会事務局長

議事の経過(h. 28. 3.15)

委員長(松﨑俊一君) それでは改めまして、おはようございます。

昨日に引き続きまして、各委員、議長並びに執行部、出席いただいております。お疲れさまで す。本日もよろしくお願いします。

それでは、開会に先立ちまして、北里町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長(北里耕亮君) おはようございます。

平成28年の第3回になります、きのうに引き続き2日目でございますが、総務文教福祉常任 委員会ということでございます。

本日は、まず付議事件といたしましては、昨日に引き続き一般会計予算、それから本日はそれぞれの特別会計の審議も行っていただきたいと思います。

本日の出席者は教育長も出席いただいておりますが、教育委員会、そして保育園、そして福祉課、住民課という部分であります。一応、私の後ろに政策課関係で、昨日話題になりました新電力についての資料という部分でありまして、お昼過ぎからという部分でのそういうことで臨んでいきたいというふうに思っております。きのうに引き続きですが、いろいろな御意見を賜りたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

委員長(松﨑俊一君) ただいま、出席委員は6人です。定足数に達していますので、ただいまから総務文教福祉常任委員会を開催します。

(午前10時00分)

委員長(松﨑俊一君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付をしてあるとおりであります。

本日は、3月7日本会議で本委員会に付託されました議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について、議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について、議案第27号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第28号 平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、議案第29号 平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算についてとなっております。

委員会の審議も本日2日目となっております。付託されました案件につきましては、本日の審議終了後に採決をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の担当課につきましては、住民課、福祉課、保育園、教育委員会の各課長、審議員及び担 当係長の出席をお願いしております。住民課長から、住民係のほうがですね、窓口業務のため中 途抜ける場合があるというふうな申出が出ております。御了解いただきたいと思います。

それでははじめに、本常任委員会に付託されました議案第24号 平成28年度小国町一般会

計予算を議題といたします。議案第24号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する当初予算についての総括説明があればお願いしたいと思います。なお、あわせて資料等がある場合は配付をお願いしたいと思います。

住民課長(河野孝一君) おはようございます。

一般会計住民課予算について説明させていただきます。別添資料、本会議でお配りしてあります資料4、平成28年度予算施政方針の6ページに住民課の主な取組は記載させていただきました。大きく分けまして、住民相談、それから結婚支援、戸籍・住民窓口業務、人権啓発、環境衛生の5つの事業が主な取組でございます。

まず、一般会計予算5ページをお願いいたしたいと思います。

住民課予算の構成といたしましては、款の2総務費のうち、項の1の総務管理費同じく項の3戸籍住民登録費、それから款の3民生費、款の4衛生費、款の10教育費のうちの項の5の社会教育費、4つの款、10の項目にわたっております。住民課関係総予算につきましては、3億6千305万4千円を計上させていただいておりまして、全体予算に占める割合といたしましては、7.6%となっております。住民課予算の対前年度比は122.6%で、座らせて説明させてもらいます。22.6%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、昨年度、補正予算でお願いいたしました総務費の地方創生交付金事業で実施しました結婚支援事業、それから環境衛生費で城村最終処分場の閉鎖工事等を本年度継続して行うことから、当初予算で計上したために増額となっております。

続きまして、歳出につきましてページを追って概略を説明させていただきます。

まず40ページをお願いいたします。款の2総務費、目の12行政相談費でございます。ここでは、消費生活相談、無料法律相談等の住民相談業務にかかる予算でございます。

続きまして42ページをお願いいたします。目14住民支援費用をお願いいたします。ここでは、男女共同参画社会推進、それから町民表彰、結婚支援事業に関する予算でございます。支援費では219万3千円の増額ですが、これは先ほど説明しました結婚支援事業実施に関する費用が増額となっております。

それから47ページをお願いいたします。目の1戸籍住民登録費をお願いします。これは戸籍 住民窓口業務に関する予算でございます。

続きまして、人権政策に関する予算をページ、55ページ、款の3民生費、目の9人権政策費、同じくその下の目の10隣保館運営費、59ページ、目の3児童館運営費、少しページが飛びますけれども、95ページ、款の10教育費、目3の集会所運営費に倉原集会所の予算をそれぞれ掲載させていただいております。

少し戻りまして62ページをお願いいたします。款の4環境衛生費、3環境衛生費をお願いいたします。ここでは環境保全に関する業務費と火葬業務費を広域行政事務組合に業務委託してお

りますので、その負担金が住民課の予算でございます。なお、負担金の中で、浄化槽補助金及び 浄化槽普及促進協議会負担金、それから一番下ですけれども、単独浄化槽撤去補助金は、これは 建設課に所管される予算でございます。これを除くものが、住民課の予算となってきます。それ からその下ですけれども、目1の清掃総務費をお願いします。ここでは、一般廃棄物の処理に関 する業務を阿蘇広域行政事務組合に業務委託をしておりますので、負担金として計上させていた だいております。清掃費が7千236万4千円の増額となっていますけれども、これにつきまし ては、主なものといたしましては、北部清掃負担金の増でございます。本年度も城村最終処分場 の閉鎖工事を継続して実施し、本年度工事で完了する予定でございます。その予算でございます。 住民課予算につきましては、以上、4つの款にまたがっています。また、別添住民課資料として、 業務委託、それから補助金調書、負担金調書をお手元にお配りしておりますので、予算審議の参 考にしていただきたいと思います。

続きまして、歳入でございます。

住民課関係の歳入ですけれども、17ページをお願いいたします。款の12、使用料及び手数料、目の2民生費手数料、1地方改善住宅使用料として6万7千円の歳入を予定しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。款の12使用料及び手数料、目の1総務手数料で、住民課窓口業務手数料として、3列目から自動車臨時運行許可手数料、それからその下の戸籍関係交付手数料、印鑑証明交付手数料、住民票交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録再交付手数料、印鑑証明書交付手数料を歳入予定をしております。

続きまして、その下段になりますけれども、目の2衛生手数料として、犬の登録及び狂犬病予防注射にかかる手数料33万円、その下のその他の手数料として、お墓の改葬許可手数料として 2千円の歳入を予定しております。

続きまして、19ページでございます。13国庫支出金、目1の総務費委託金の中で、中長期 在留届出等事務委託金32万円です。入局管理法による中長期在留登録法制度による国庫委託金 でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。款の14県支出金、目1総務費県補助金としまして、上から4番目の人口動態事務補助金2万円、並びに6番目の消費者行政活性化事業補助金3万円とその下の消費者行政事業補助金35万2千円の歳入を予定しております。同じく20ページの下段になりますが、目の2民生費県補助金、1社会福祉補助金の上から6番目、地方改善事業隣保館運営費等補助金685万3千円の歳入を予定しております。

続きまして22ページ、款の14県支出金、目2民生費委託金、1社会福祉委託金といたしまして、人権啓発推進費委託金61万5千円の歳入を予定しております。これにつきましては、人権カレンダーの制作費に充当する予定でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。款の17繰入金、目の1地方改善施設住宅新築

資金等貸付金特別会計繰入金で12万6千円でございますが、これは特別会計の小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計の繰出金を一般会計のほうへ繰り入れるものでございます。

続きまして26ページ、款20町債を御覧いただきたいと思います。7衛生費で、先ほど説明申し上げました城村最終処分場適正閉鎖対策工事により、過疎ソフト債5千900万円の借入れを予定しております。

以上、簡単でございますけれども、住民課予算の説明を終わらせていただきます。 福祉課長(穴井幸子君) おはようございます。

それでは続きまして、福祉課の予算の説明をさせていただきます。福祉課の予算としましては、 平成28年度予算施政方針7日の日にお配りしました資料4でございます。福祉課の部分でございます。こちらは9ページになります。福祉課の主な取組を記載しておりますが、その業務に対する予算を上げております。福祉課の予算は、住民の生活に密着したサービスに関する経常的な経費が主なものになっております。総額11億2千943万6千円で計上させていただいております。

まず、予算書の50ページをお開きください。福祉課の予算としましては、款3民生費で、地域福祉、障害者福祉、老人福祉、児童福祉等につきましては、50ページから57ページで記載をしております。その中での人権政策費、隣保館運営費及び保育園費は除くところです。

続きまして、60ページです。款4衛生費で健康づくり感染症対策等について、60ページか 662ページまでの予防費までで予算を計上させていただいております。

それでは、昨年と変更があったところにつきまして御説明させていただきます。

51ページをお願いいたします。51ページの下のほうになります。14の使用料及び賃借料のところで、要支援者システムリース料を上げておりますが、以前は、昨年までは災害時要援護者システムで対象者を把握しておりましたけれども、平成25年の災害対策基本法の一部改正により、新たに避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。それに対するシステム導入になります。

続きまして、その下の24です。投資及び出資金の社会福祉協議会出捐金1千600万円を上げさせていただいております。こちらにつきましては、平成27年4月に養護老人ホーム木野里荘、現悠和の里が社会福祉協議会に譲渡したことによりますもので、その出捐金3千300万円を26年度と28年度、2回に分けて支払うことにしておりましたので1千600万円を28年度で計上させていただいております。

続いて、53ページをお願いいたします。53ページの老人福祉費です。こちらにつきましては、申し訳ございません。54ページになります。13の委託料です。緊急通報システム事業委託料を上げております。こちらにつきましては、阿蘇圏域市町村緊急通報システム事業として、平成17年から阿蘇広域行政事務組合消防本部で、高齢者等の緊急通報システム事業を行ってお

りましたけれども、導入から11年が過ぎ、28年3月で機器老朽化もございまして、広域での 事業は終了することになりましたので、新たにシステムを導入するものでございます。

それから 5.7ページをお願いいたします。 5.7ページの児童福祉費のほうです。児童福祉費のほうで、子育て環境整備として、遊具のある公園整備として上げさせていただいております。以前、こちらの総務文教福祉常任委員会で概要の説明をさせていただきましたけれども、その実施設計委託料 1.5.0 万円と工事請負費 1.7 千8.0 0 万円を上げさせていただいております。また、福祉課資料 5 に予算に伴います委託業務、補助金調書、負担金調書をお配りしておりますので、御覧いただきたいと思います。

簡単でございますけれども、福祉課予算の説明を終わらせていただきます。

保育園長(梶原良子君) おはようございます。すみません、座って御説明をさせていただきます。 保育園の予算としましては、予算書の57ページからになります。歳出のほうが57ページからになります。保育園費として予算を計上させていただいております。保育園は28年度は3つの保育園と子育て支援拠点の運営にかかる予算となっております。本年度の予算の中で、一番大きく占めるのは、やはり人件費となっておりまして、人件費の総額が保育園の予算の約87%を占めております。これは0歳、1歳の入園が多くなりましたことで、0歳、1歳の職員をふやさなければならなくなっているというのが、ここ数年の状況でございます。

それでは、歳出のほうから御説明をいたします。57ページの下のほうから保育園費となっております。節の報酬のところですが、非常勤の職員報酬ですが、昨年は12名で計上しておりましたが、今年は1名退職することになりましたので、11名で計上をしております。

それから主な部分を御説明いたします。 58ページをお願いいたします。 58ページのほうも 賃金のほうですが、ここは昨年までは警備雇用として2つの園に警備員の配置をしておりました が、昨今、男性保育士がふえてきましたので、男性保育士を保育とは別に配置する予定でおりま すので、警備雇用賃金のほうは削除しております。あと、旅費、需用費、役務費、委託料、使用 料と続きますが、昨年よりもほとんどの項目で減額となっております。というのは、蓬莱保育園 が休園いたしますので、その部分の経費というのが少しずつ削られてきておりまして、減額とな っております。

59ページの、すみません。需用費の修繕費に関しましては、58ページの中程ですが、修繕費に関しましては、施設の老朽化、それから遊具の老朽化も少しありまして、修繕する箇所が年々ふえてきておりまして、昨年より少し増額しております。71万円になっております。それから賄い材料費は、前年同様1千300万円です。

すみません、59ページになります。備品購入費です。備品購入費は昨年同様に上げさせていただいております。先ほど申しましたように、0歳、1歳の子どもさんの入園がふえたということで、机とか椅子をちょっとそろえていきたいと思っておりますので、30万円を上げさせてい

ただいております。歳出は以上です。

歳入のほうも御説明をさせていただきたいと思います。歳入は17ページからになります。

17ページの一番上になります。分担金及び負担金の項の負担金、児童福祉負担金として保育料負担金です。2千347万2千円を計上しております。これは園児数が27年に比べまして、30名ほど減りますので、保育料もちょっと若干少なくなるかなというのと、年収360万円未満の世帯は、年齢制限を撤廃して、保育料の軽減をするというのが出されておりまして、まだこれに該当する家庭も少しはあるかなと思いますので、昨年度より、27年度よりかは保育料が少し減額するものと思われます。

続きまして、19ページをお願いします。中程の国庫支出金、国庫補助金の中の民生費補助金、一番下の保育の質の向上のための研修事業補助金です。これは27年度までは、県の補助金となっておりましたが、28年度からは国庫補助金にかわりまして10万円ですが計上しております。それから、21ページになります。21ページの一番上になります。県支出金の中の児童福祉費補助金です。2段目の多子世帯子育て支援事業交付金となっております。これは18歳未満の子どもさんをもっている御家庭の3歳未満児、第3子以降の子どもさんの保育料を無料とする分で、県のほうからの補助金をいただいております。28年度は76万円を計上しております。

それから、25ページになります。中程の少し下になります。諸収入、款の19諸収入の受託 事業収入、保育園費受託事業収入です。これは、保育園費受託事業収入は、町外から小国町のほ うに勤務されている保護者さんの子どもさんが送迎等の都合で、小国町の保育園に入園される分 で、居住されている市町村のほうから給付費としていただくものですが、27年度よりも28年 度は人数が少しふえましたので、昨年は304万8千円だったんですが、28年度は480万円 を一応、予定しております。

それから26ページになります。諸収入の中の雑入です。一番上の保育園給食収入というのは、職員とか実習生、試食会とかの給食費としてあげております。それからその下の雑入ですが、上から4段目の実習生受入れ謝金、それからその3つ下の一時保育事業負担金として、一時保育事業の負担金は20万円を一応計上しております。

そのほか、予算資料として保育園の委託業務調書、それから補助金調書、負担金等調書というのをお配りしていると思いますので、詳しくはそちらのほうを、歳出のほうの調書のほうを御覧いただきたいと思います。

簡単ですが、保育園の説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長(横井 誠君) それでは、教育委員会事務局の予算について説明させていた だきます。

教育委員会のほうも工事、委託、補助金、負担金につきましては、先日予算資料として配付させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

まず、全体額から説明させていただきます。予算書の2ページをお願いします。事務局にかかる款名としましては、12の使用料及び委託料、13の国庫支出金、14の県支出金、15の財産収入、17の繰入金、それから19の諸収入、20の町債がございます。総額としましては、6千61万1千円でございます。

次に、6ページをお願いします。歳出のほうでございます。9の教育費3億4千637万8千円のうち、集会所運営費62万7千円を除いた3億4千575万1千円と12の諸支出金3億2千949万5千円のうち、803万円でございます。合計が3億5千378万1千円となり、対前年度比は97.4%となっております。また、一般会計全体から見た割合は、約7.4%でございます。

それでは支出の内容について説明させていただきます。84ページをお願いします。84ページの教育総務費からが教育委員会関係でございます。目名が1の教育委員会費につきましては、9の旅費の費用弁償が26万円程度減額になっているほかは、前年度とほぼ同様な内容で計上させていただいております。

次の事務局費につきましても4の共済費の共済組合納金が、約150万円程度減額になっているほかは、前年度とほぼ同様な内容でございます。

次に、86ページをお願いします。国際交流指導費、その下の小中高連携事業推進費、幼稚園 費の教育振興費につきましても、ほぼ前年度と同様な予算を計上させていただいております。

87ページからが小学校費の学校管理費となっております。

次のページの88ページをお願いします。28年度予算としましては、18の備品購入費の中で、机、椅子購入費としまして、375万円を計上させていただいています。現在使用しています机、椅子の老朽化が著しくなっているため、28年度では2学年の120セット分を計上させていただいているものでございます。また、購入します机の天板には、小国スギを使用することになっております。その次の年度からにつきましても引き続き購入を計画しているものでございます。

次の89ページの教育振興費につきましては、36万2千円の増額になっていますが、内容的には、ほぼ前年度と同様の内容のものでございます。

次の中学校費の学校管理費につきましては、91ページをお願いします。18備品購入費としまして、4年に一度の教科書の改訂に伴う、教師用の教科書、指導書、教材の購入費用としまして315万円を計上させていただいております。

次の教育振興費につきましては、35万9千円の増額になっていますが、内容的には前年度と ほぼ同様の内容のものでございます。

続きまして、92ページをお願いします。寄宿舎居住費につきましては、151万8千円の減額になっています。主な理由としましては、1報酬の非常勤職員報酬の減と11需用費の修繕費

の減によるものでございます。27年度の入舎生徒数は24名でしたが、28年度の入舎予定者数は、現在のところ27名の予定でございます。

次の93ページからの社会教育総務費につきましては、7臨時雇用賃金がなくなっているほかは、大きくかわったところはございません。

94ページからの公民館費につきましては、主に文化祭や成人式に関する予算でございますが、 この部分も昨年度と同様の予算を計上させていただいております。

次の95ページの下のほうの文化財保護費につきましては、小国町の歴史資料の検討に要する 費用としまして、1の報酬と9の旅費で10万円程度を計上させていただいております。

96ページの開発センター費では18備品購入費としまして、505号室、205、6号室、 教育委員会事務局室、合計3室のエアコン購入費としまして125万円を計上させていただいて おります。

96から97ページの交流多目的施設費は、昨年度と同様の予算を計上させていただいております。

97ページからの保健体育総務費は、8報償費として前年度まで計上していましたスポーツ少年団指導者謝礼を19の負担金補助及び交付金の中のホッケースポーツ少年団補助金100万円の中に含めることに変更しております。

同じ98ページの19負担金補助及び交付金の中では、本年開催されます県民体育祭阿蘇大会に伴うものとしまして、大会準備実行委員会負担金476万2千円と小国町で開催されます弓道とアーチェリー競技のための大会補助金50万円を計上させていただいております。

一番上にあります総合型地域スポーツクラブ補助金につきましては、270万円を計上させていただいておりますが、totoからの助成金が29年度からなくなることや小学校の運動部活動の社会体育への移行等を踏まえながら、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

次の体育施設費につきましては、ほぼ昨年度同様の予算を計上させていただいております。

次に、99ページの下のほうから101ページにあります給食センター費につきましては、今 度新しくできました給食センターにかかる費用を計上させていただいているものでございます。

歳出の最後になりますが、102ページをお願いします。特別会計繰入金としまして、坂本善 三美術館特別会計繰入金803万円を計上させていただいているものでございます。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

予算書の17ページをお願いします。使用料及び手数料としまして、5の教育使用料、学校教職員住宅使用料114万円、開発センター使用料100万円、小国ドーム使用料45万円、夜間照明施設等使用料120万円、それぞれを計上させていただいております。

次に、19ページをお願いします。国庫支出金としまして、教育費国庫補助金、小学校費補助

金としまして、特別支援教育就学奨励費補助金12万6千円、中学校費補助金としまして、へき 地児童生徒援助費補助金210万円、この分は、中学校の寮に関する部分でございます。それか ら特別支援教育就学奨励費補助金6万6千円でございます。

次に、21ページをお願いします。県支出金としまして、一番下にございます社会教育費補助金、地域改善対策奨学資金事業市町村返還事務費交付金4万円を計上させていただいております。また、次の22ページでございます。小学校費補助金としまして、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金16万円を計上させていただいております。同じページで県支出金としまして、給食費委託金、支援学校給食委託金としまして262万9千円を計上しております。

23ページでは、財産収入としまして、一番上にございます奨学事業基金積立金利子収入としまして1万円を計上しております。また、23ページの一番下からでございますが、繰入金としまして、奨学金事業基金繰入金としまして、342万円を計上してございます。

次に、25ページをお願いします。真ん中ほどにございます諸収入としまして、奨学金貸付金元金収入210万円、その下の奨学金貸付金元金収入過年度分としまして、50万円を計上させていただいております。また、一番下のほうでは、学校給食収入としまして、現年度分が2千996万3千円、滞納繰越し分が5万円で計上させていただいております。なお、この給食費につきましては、新しい給食センターができまして、米飯給食による完全給食になりましたことによりまして、給食費の改正を行ったもので、予算のほうを計上させていただいております。小学校対象の給食費としましては、これまでひと月3千90円でございましたが、28年度からは4千円に、中学生としましては、これまで3千700円でありました給食費を4千600円に改定して予算を計上させていただいているものでございます。

次に、26ページをお願いします。諸収入の雑入としまして上から2つ目でございます。中学校寄宿舎宿泊負担費95万7千円、その下の体育施設自動販売機収入30万円、それから真ん中から少し下のほうにございますけれども、太陽光発電売電料40万円を計上してございます。

最後になりますが、27ページの町債、教育債としまして、学習・生活活動支援員配置事業、 過疎ソフト分としまして1千400万円を財源充当として計上させていただいているものでござ います。

以上で説明を終わらせていただきます。

福祉課長(穴井幸子君) 先ほど福祉課の説明をさせていただいたんですけれども、歳入のほうが 説明できておりませんでしたので、簡単に説明させていただきたいと思います。

それでは予算書の17ページを御覧ください。11、一番下の11分担金及び負担金です。民 生費負担金の中で、老人ホーム入所者負担金、こちらは、小国町で措置をしている方の入所者の 負担金になります。これは措置者がふえておりますので100万円ほどの増になっております。

それから17ページです。こちらは養育医療保護者負担金ということで、未熟児の医療費のほ

うになっております。これの負担金です。

それから17ページの12使用料及び手数料です。こちらは、福祉センター悠ゆう館の使用料、 ふれあい広場照明使用料が上げられております。

続きまして、18ページです。一番下の段の13国庫支出金の民生費国庫負担金、この13の分はですね、全部福祉課所管でございます。障害者福祉費負担金のほうにつきましては、やっぱり給付費のほうがのびておりますものですから、国からいただく分もふえております。施設型保育給付費負担金、地域型保育給付費負担金、幼稚園分とあと小規模保育事業なんですけれど、こちらも国の負担金が上げられております。4の老人福祉費負担金でございます。こちらにつきましては、低所得者保険料軽減負担金ということで、介護保険の保険料の第一段階の方なんですけれど、軽減分があります。27年度から軽減分が0.5なんですが、それが0.45となっておりますので、その差額と対象者でその数字に2分の1をかけたものが上げられております。これは27年度は補正で対応させていただいております。

19ページの保険基盤安定負担金です。これも国保税の軽減分ということで、保険者支援ということで上げさせていただいております。その下の養育医療給付費負担金は、これも未熟児にかかる分でございます。

19ページ中程、13の国庫支出金、民生費の国庫補助金でございます。こちらにつきましても、地域生活支援事業費補助金、母子家庭等対策総合支援事業補助金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、保育緊急確保事業費補助金、こちらのほうを上げさせていただいております。また、その下に衛生費国庫補助金、女性特有のがん検診事業費補助金、こちらは対象年齢による対象者の減になっておりますけれども、少し減ですが、上げさせていただいております。それから、一番下の国庫支出金の2民生費委託金です。これは基礎年金市町村事務委託金です。こちらも200万円上げさせていただいております。

続いて20ページです。14県支出金の民生費県負担金でございます。こちらもこのページにつきましては、全部福祉課の所管でございますけれども、先ほど国庫支出金で上げられた分の県の負担の分になります。県のほうは4分の1ということになっております。それから、14県支出金の2民生費県補助金です。こちらでは、民生委員・児童委員活動助成費補助金、老人クラブ助成補助金、高齢者住宅改造事業補助金、重度障害者医療費補助金、乳幼児医療費補助金、それから地域生活支援事業費補助金、ひとり親家庭医療費補助金が上げられております。また、その下、2の児童福祉費補助金としまして、放課後健全育成事業補助金、子育て支援強化事業補助金、こんにちは赤ちゃん事業補助金が上げられております。その下ですが、介護保険低所得者対策補助金、こちらも一応、7万5千円ということで上げさせていただいております。その下です。3衛生費県補助金で、健康増進事業費補助金、これは健診にかかるもの。虫歯予防対策事業費補助金、こちらはフッ化物洗口やフッ素塗布にかかるものです。それから風しん予防接種の事業補助金、こちらはフッ化物洗口やフッ素塗布にかかるものです。それから風しん予防接種の事業補助

金が上げられております。

引き続きまして22ページです。14県支出金の2民生費委託金です。こちらは特別弔慰金支給事務市町村交付金として1千円を上げさせていただいております。

それから24ページです。17の繰入金です。地域福祉基金繰入金としまして3千600万円を上げさせていただいております。これは、社会福祉協議会への補助と出捐金のほうに充てさせていただいております。

それから25ページ、19諸収入でございます。災害援護資金貸付金元利収入ということで上げさせていただいております。

それから26ページです。雑入です。こちらは、悠ゆう館施設負担収入、その7行下の地域生活支援事業費負担収入、更生医療費返還金、高齢者等活動支援促進施設負担収入、第三者納付金、地域福祉活動計画推進に伴う社協負担金を上げさせていただいております。

それから27ページです。町債です。民生費で子ども医療費助成事業で過疎ソフト、出生祝い 金事業に過疎ソフト、子育て環境整備事業を上げさせていただいております。

以上、簡単でございますが、福祉課の歳入のほうについて説明を終わらせていただきます。

委員長(松崎俊一君) ここで暫時休憩をいたします。11時10分から行います。

(午前10時58分)

委員長(松崎俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

委員長(松﨑俊一君) ただいまから議案第24号について質疑に入りたいと思います。

歳出のほうからまいります。ページで、40ページですね。

40ページの12行政相談費、それからですね、次のページの14の住民支援費、ここまで行きたいと思います。目の行政相談費、それから同じく目の住民支援費ですね。

3番(北里勝義君) 3番、北里です。42ページの13の委託料、婚活支援対策業務委託料90 万円ですけれど、これは今年度は、地方創生の交付金で一部取り組んできたかと思いますけれど も、今年度も大体、それを引き続き同じ内容でやるということでよろしいですか。

住民課審議員(秋吉陽三君) 今年もですね。

委員長(松﨑俊一君) あの、座ってからいいですよ。

- 住民課審議員(秋吉陽三君) 今年も参加者の研修等ですね、研修講座あたりと、それとイベント につきましても1泊2日を2回、日帰りを1回等で、去年と同じような形で実施を予定しており ます。
- 3番(北里勝義君) この婚活については、私は広域の議員をしておりますけれども、広域あたりでもですね、ちょっと話題になっているんですよ。広域あたりでやったらどうだろうかということで。広域も御存じの通りイベントなんかをする特別会計がですね、基金がなくなったというこ

とで、繰越分は除いて今年で一応、特別会計は終了します。広域でやるということであれば、また各市町村から負担金あたりを取ってやっていかねばならないと感じますけれども、もし先進地 事例で広域でやっているようなところは、何か先進地調査あたりでなんかあるところ御存じですか。

- 住民課審議員(秋吉陽三君) 今現在、県内で広域でやっているところ有明広域行政ですね、有明 のほうが広域で事務委託みたいな形で受けて、実施しております。
- 5番(児玉智博君) 私もですね、この今の北里委員の質問に関連してなんですが、実は、広域の議会でも我が党の議員がですね、広域で取り組んだらどうかというような質問をしていたわけなんですが、1つはですね、やっぱり県内で人口格差が出てくる中で、やっぱりこの阿蘇地域として人口減に歯どめをかけるんだという点で考えれば、やっぱり町内同士の結婚はないにしても、近くの阿蘇郡市内でお互い結婚していけば、阿蘇郡市そのものの人口減少に一定こう歯どめをかける効果が少しはあるんじゃないかと思うんですが、そういう観点に立ったらそれぞれの町が単独でやっていくよりも、1つ効果がそれなりにあるんじゃないかと思うんですが、その辺の検討というのは、お互いの市町村同士なんかではしていないんですか。
- 住民課長(河野孝一君) この婚活につきましては、先進地的な有明さんあたりは広域で取り組む というようなことをしております。今現在、阿蘇郡内での広域の中では、そういう話題が、まだ 今のところ出ておりませんので、これにつきましては、広域行政事務組合のほうに、そういう広 域的なものを取り組んだらというような意見を町のほうから出していきたいと思っているところ でございます。
- 5番(児玉智博君) 是非、やっていただきたいというふうにお願いしたいと思うんですが、やっぱりこの婚活事業というのは、どうしても主役は男性になって、よそから女性を連れてくるということになると思うんですが、やはり町内の女性も主役になれるというか、ある程度考えていく必要はあると思いますので、是非、お願いしたいと思います。
- 町長(北里耕亮君) 補足があればまた答えていただきたいと思いますが、軸足といたしましては、 私の考えといたしましては、やはり小国町の中で、この小国にそれは男性、女性問わずですね、 出会いの場を広げる何かチャンスの輪を広げていくという部分と、あとはその婚活という部分だけに限らず、ちょっと大げさかもしれませんが、人生観とかですね、人生設計とか改めてそれぞれ女性であったり男性であったりのその将来にわたっての就労のその考え方であったり、そういう部分を考えるチャンスにもなるんじゃないかなというふうに思っております。というのも、ある昨年お願いをした方の話を聞きますとですね、やはり表面上のちょっと出会いという部分にとらわれず、その結婚という部分のゴールにまで行くには、それぞれの家族を見る機会があったり、その昨年は農家の事柄をしておりましたので、その農場、ほ場を見たり、幅広くですね、考える取組を昨年度はされました。また、決算の時に御意見などをまた議員から賜りたいと思いますけ

れども、一定の効果もあったやに聞いておりますし、その参加した男性、女性それぞれの顔がい きいきとしておりました。今年もそれは続けていきたいと思います。

そして次の部分でありますが、広域の話がありました。私はそれを否定するものではなくて、また広域は広域で、阿蘇郡内の出会いやそういった部分がふえるのはまたそれもいいことかなというふうにも思っております。広域の中でどういう協議になるかはわかりませんが、また、実は今回加速化交付金の中で、振興局の部分も移住・定住やそういう部分の絡みの中で、この出会いの場というか、婚活というのも振興局もちょっと考えた部分もありましたが、ただ結論までは至らなくて、今回は事業化にはなりませんでした。いろんな組織がもう考える時代に入っているんだなというふうには思っております。

まとめますと、軸足は小国町の中でしっかりですね、私はやっていきたいというふうに思って おります。

以上です。

- 2番(大塚英博君) 今、関連なんですけれども、この婚活支援対策というのは、人口減少の歯どめに非常に大きなプラスになるのと同時に、今、小国町が非常なところから魅力的なところというふうに注目されている中で、これは思い切って今90万円という予算をつけていますけれども、対外的に大きなイベントいう形を企画するなり、そういうのをよその町村とか、いろんな全国の中からそういうのを学んで、そしてその中で1回きりでもいいから、何となくその小国はこういうことをやっているんだということをやっぱりPRするような形で、私は金額にとらわれないで、その企画をしていただけたらいいのではなかろうかと思っておりますけれども。
- 町長(北里耕亮君) 金額はあとからどういった内容をするかということで算定をされて、あとからついてくるものだと思いますが、やっぱり内容だというふうに私は思います。

ある地域ではですね、日本全国からテレビ的な部分もあって、本当に大々的にやっている地域 もありますけれども、なかなかそこの部分が結果的にゼロではないと思いますけれども、ただそ れだけかけて企画いろいろして、そう多くの実績がなかったというふうに話を聞いております。 私どもとしては、中身の濃いというか、深いという、先ほど少し言いましたように、共に同じ農 業の作業をするとか、同じ懇談の場をしてですね、深く話をしていくとかいう部分の中身で勝負 していくというかですね、そういう部分をやっていきたいと思います。ただ、この部分は重要な 部分であるという認識だけは同じでございますので、そういったまた広がりとか、これをもっと やったらもっといいというような部分であればですね、またその部分は広げていきたいなという ふうには思っております。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) はい、よろしいですか。

次がですね、ページ47。戸籍住民登録費ですね、ここはこの1ページだけでお願いします。

5番(児玉智博君) 住民基本台帳ネット関係の予算が出ておりますけれども、委託料であったりとか、負担金補助及び交付金の中にもあります。マイナンバー制度が始まって、もうカードの申請もあって、手元に届いた人が町内にいるかどうかはわかりませんけれども、大体、マイナンバーのほうが住基ネットよりも幅広いところを担うというか、情報が集約するとは思うんですが、今後この住基ネットというのはどうなっていくのかというところですね、もういずれはなくなっていくのかということ。また、現在のその全国的には5%程度しか普及していないというふうに言われていますけれど、町内では何%ぐらい普及したのかというところをお聞きしたいと思います。

住民課長(河野孝一君) このうちの委託料の住基ネット電算機器保守、それからその下の住基ネットといいますのは、住民カードとはちょっと別なもので、住民票を広域的に申請するときに、ですから県外の方が小国町で住民票を取るという機械のその機具の委託料でございます。ですから、マイナンバーとかそういうものとは、もう全然関係なく広域的な住民票を取る機械を国が補助をして、全国統一でむすんでおりますので、それにかかる機器の保守ということになってくるものでございます。

委員長(松﨑俊一君) 普及率。

住民課長(河野孝一君) 住民カードにつきましてはこのマイナンバーカードが普及されたことにより、本年度で廃止されてマイナンバーカードに移行されていくものになっております。

委員長(松﨑俊一君) ほかに委員さんよろしいですかね。

それでは次がですね、ページが50ページ、款でいきますと民生費からですね、社会福祉総務費。これからずっとページをおっていきたいと思います。50ページ、51ページ。

3番(北里勝義君) 3番、北里です。

51ページの24の投資及び出資金ですね、小国町社会福祉協議会出捐金1千600万円、この出捐金については、ずっと施設移管に伴ってずっと出捐してきているんですけれども、大体監査意見書あたりみますと、29年度末で1億9千700万円出捐をしております。社会福祉協議会あたりこの出捐金の受入れというのは、どのように会計上受け入れているのか、わかったら教えていただきたいと思います。

例えばですね、基本財産として積み立ててそれをいろんなのに活用するのか、ただ運営資金として受け入れていっているのか、私これ聞いたのはですね、出捐金というのは寄附みたいな形なんですよね、通常。しかし町の公会計上は資産なんですよね、だから監査委員の意見報告書も出資及び出捐金の中で出てくるわけですね、だからその出捐金がうまく生かされていくようなものじゃないと、やっぱり町としても困るわけですよね、だからそれをちょっとお聞きしたかったんですけれど。

町長(北里耕亮君) 社会福祉協議会の中の部分の質問でありますので、正確でない場合もありま

すから、後ほど少し担当に調べさせたいと思いますが、ちょっと記憶している範囲内であれなんですが、積立てをしてですね、施設の改修とか大きな部分で活用していって、確か会計上もそういった処理の仕方をしていたのではないかなというふうに思っております。ただ、出捐の中を全く運転資金に使っていないかどうかというとちょっと定かではありませんので、軸足として大部分は今後の大きな施設改修とか、そういった部分に使うということではなかったかというふうに記憶をしております。ただこれはちょっと正確ではないので、調べてですね、また答えたいというふうに思います。

3番(北里勝義君) ちょっと社会福祉協議会の問題もあるのでなかなかすぐには答弁はできないかと思うんですが、私はこの社会福祉協議会はですね、やはり今、ソーシャルビジネス的な役割があると思っているんですよ。今、社会福祉協議会がやっているのは、介護、それから老人福祉、それから障害者福祉、それから授産施設ももっていますよね、それからグループホーム、こういう中で福祉、ほとんど大きな福祉の役割を担っているんじゃないかなというふうに思っているんですよ。だからやっぱりしっかり運営していってもらいたいなということもあるんですけれども、やはり町が出捐しているのがもう2億円超しますよね、今回で。だから町がいろんな助言とか、指導とか、そういうアドバイザー的な位置づけみたいなことできないのかなと、今、町が口出すことは全然できませんし、出捐したからといって議決権があるわけでもないしですね、そういう形を少しとっていったほうがいいんじゃないかなというふうな感じもしましたので、今回お尋ねをしたんですけれど、町長その辺どんなですか。

町長(北里耕亮君) 非常に重要な話題であるというふうに思います。

社会福祉協議会の役員構成の中に私は理事として入っております。ただ、その審議の中では、 議題に基づいての質疑や、それだけにとどまらない部分もありますけれども、確かに今御意見が あるような町と社会福祉協議会の間柄、今御意見のように、本当に幅広くですね、社会福祉協議 会は地域の福祉だけにとどまらず、様々な活動をしてもらっているという言い方はちょっと適正 ではないかもしれませんが、自治体と共に歩んでいるような状況であります。そういった部分で 助言を含めた共同のですね、意見交換会みたいなのが何かテーブル上作成できればなというふう に思っておりまして、今の御意見については、また今後ですね、社協さんの役員さんもいますの で、今の会長さんやそれぞれの方とちょっと話題提供をしていきたいというふうに思っています。 確かに金額的にみても相当な部分でありますし、先ほどからいう関係が深いもんですから、いろ んな部分で正式な協議の場というのがあってもいいかなと、私もそれは思っております。今後是 非、検討させていただきたいというふうに思います。

3番(北里勝義君) これは相手があることだからここだけで決められることではないけれども、 そういった面で是非、また協議を進めていっていただきたいと思います。

委員長(松﨑俊一君) 50ページ、51ページ。

- 2番(大塚英博君) 今の関連なんですけれども、民生委員協議会という補助金があるんですけれども、これも予算では最初、前年では115万円という予算が出たのが100万円カットという中に上げられておりまして、これは本当をいうと社会福祉協議会の中でもやっぱり実働部隊だと考えているんですね、その福祉を政策をするところに対して、本当に動いていく実働部隊という考え方を取った場合においては、いろんな関連においては、その減額よりかは、これから先はもっともっとふえていくんじゃないかなという気がしてなりませんけれども、その点についてはどうでしょうか。
- 町長(北里耕亮君) 全体的な、大変全体的な話になるんですが、今回の平成28年の予算組みは、補助金、団体補助金と言われるような部分について、最初の予算の説明の時にも総務課長含めて、私も言いましたけれども、大変厳しい財政作成の状況でありました。そういった中で、団体補助という部分もその団体に御協力をいただいて、カットという部分も御協力をいただいた部分でありました。ただ、額面上の部分とあと中身の部分で、大変お世話になっている部分は本当に痛切に感じるところで、その民生委員協議会も含めてですね、全てにおいて。そういった部分もありますので、何か人的なサポートであったりですね、ソフト的なサポートであったり、そういった部分の協議も行った部分であります。会長さんとも十分協議をしてですね、今後について話をした経緯はありました。御意見のように、当然その潤沢な予算があればですね、そういった部分も考えたやに思いますが、本年度28年度については、こういう部分でやっていきたいというふうに思っております。御理解をいただければというふうに思います。
- 委員長(松﨑俊一君) 52ページ、53ページに移ります。民生費の中の障害者福祉費、それから3番国民年金事務、老人保健、老人福祉の一部ですね。52ページ、53ページ。

よろしいですかね、何か漏れがあったときは、またあとでお願いします。

- 次、54ページ、55ページ。老人福祉費の一部から、医療費一部負担金、高齢者等活動支援 促進施設費、後期高齢者医療事業費、人権政策と隣保館ですね、これはちょっとあとからでもい いです。
- 5番(児玉智博君) かねてから提案していますけれども、医療費一部負担金のですね、乳幼児医療費と児童医療費について、まず第一に国保連に支払い事務の委託をすることによって、まず第一に役場内での事務手続が簡素化、簡素化というか、もうしなくてよくなるということと、それと利用者にしてみれば町内、町外間わず窓口での支払の必要がなくなると、償還払いで2カ月待つ必要がなくなるという提案をしてきていましたが、今回は、その改善はなされていますでしょうか。
- 町長(北里耕亮君) 結論から言いますと、平成28年度予算については、反映をしてはおりません。
 - 一度、今回は総務委員会でございますけれども、総務委員会の中で現状であったり、そういっ

た部分を御審議いただいた部分ではありますけれども、かなり執行部の中でもその部分については検討をしております。ただ、結論を言うと、今回の当初予算のほうにはちょっと間に合わせることができませんでしたが、このせりふを言うと、年度途中やその将来はというような受け取り方もされるかと思いますが、まだゼロベースで執行部としてはいろんな様々な角度から検討しているさなかではあります。是非、このあたりのところは今一度総務委員会あたりの中で、また議論もお願いをしたいところではありますが、あとはもう執行部スタートということで、あとはやるか、やらないかというのはですね、ある程度こちらの判断という部分もあるのかなというふうには思っております。その判断までちょっとまだきょうの段階までには至っていないということで答弁させていただきたいと思います。

- 5番(児玉智博君) もう1つのそのやり方として、執行部のほうから言われたことだと記憶していますけれども、よく利用があるその町外の医療機関について、国保連には委託しなくても、直接の手続き、やり取りの中で償還払いの必要をなくすという方法もあるということもありましたが、その辺の検討というか、医療機関とのやり取りはあったんですか。
- 福祉課長(穴井幸子君) 医療機関のほうとはですね、まず阿蘇温泉病院のほうとはちょっといたしました。やっぱりどうしても、今、国のほうでも取りざたされておりますけれども、国保関係で例えば、償還払いとか子どもの医療費等に関して、それを町独自で支援といいますか、それを行いますと、やっぱり波及効果として国のペナルティがある。それを今、なくそう、なくしてもらえないかという討論がなされています。今はちょっとそれを待ちたいというような思いもございます。それとこの前、議員さんがよく言われております、今、町長が答えたんですけれど、そういったことも絡めましてですね、総体的に考えていきたいというふうに思っております。
- 5番(児玉智博君) ちょっと話の始まりとあとのほうが何か随分違うんですけれど、温泉病院とはその話をしたなら、じゃあ温泉病院ではそれがなされるということですか。もう現物給付が温泉病院ではできるということなんですか。
- 福祉課長(穴井幸子君) そういうやり取りはいたしましたけれども、実際するというところでの 決めはしておりません。
- 5番(児玉智博君) ということは、通常考えられることとしたらですよ、その温泉病院とは話をしたんだったら、役場としては温泉病院での現物給付化という目的を持って話をスタートすると思うんですが、じゃあそれがそのできなかったのは、その温泉病院側から「それはやりません。」という話になったんじゃなくて、ただちょっと役場のほうが気が変わって「ああ、やっぱりいいです。」というふうに話が終わったということなんですかね。
- 福祉課長(穴井幸子君) 温泉病院のほうにはですね、そういったところを行っているところがあるかということと、どういった手続方法がなされているのですかというようなことはちょっとお聞きしました。

- 町長(北里耕亮君) 業務指示とこれからの検討の部分で、私がよくこの小国町のこの周りの部分ですね、阿蘇の中で、例えば小児科さんが多いのかなとか、今名前がたまたま出ましたけれど、温泉病院がどれくらいいるのか、津江のほうにも一件ありますので、そういったところが多い。そこに特化して2カ所ぐらいであればですね、国保連に任せることなくそこの2カ所と相対でやればいいというふうな部分も思いましたが、結果を数字的なデータを見ると、かなりずっとばらけているというか、こう広がっているわけですね、だからそこの一件一件とこうやっぱりやるには、なかなか無理があるなというふうな部分が出ました。いつか個人病院名が出るんで、ちょっと差し支えはあるんですが、後日また総務委員会あたりでそのような部分を示させていただいて、それであればもう一括でとか、どうだと、国保連に任せたら幾らぐらいかかるかとか、そういった部分も総合的に考えてですね、その検討という言葉であれなんですが、していきたいというふうに思っております。
- 5番(児玉智博君) そうですね、非常にこう今さっきの課長答弁の中で、重大だなと思ったのが、結局、国のペナルティ制度がなくなるのを待ちますという答弁があって、確かに国会の中でももうその関係の質問というのはかなりやられているし、厚生労働大臣もそのための検討をしていくという感じにはなってきているんで、そんなに時間がなく、それがなくされるかもしれないけれども、でもそれは確実じゃないわけですよね、そういう中で、ちょっとそれを待ちますという言い方をされてしまうと、それがなくならない限りは小国町はそういう改善がなされないのかなという気がするんですが、どうなんですか。
- 町長(北里耕亮君) 福祉課長は、非常に固い発言をされましたが、私のニュアンスは少し軟らかくてですね、固い、柔らかいはないんですけれども、先ほどの答弁のように、もう総務委員会で一度相談もさせていただいて、2回目、3回目があるかどうかはわかりませんが、数字を提供させていただいて、そしてもうあとはその執行部として、執行部判断として、私の判断としてやるか、やらないかという決断の部分をもうする時期かなというふうには思っております。その部分について、じゃあそれはいつなのかという部分については、そう先の長い話ではなくてですね、28年には間に合いませんでしたけれども、当初予算には間に合いませんでしたけれども、今年1年になるのか、半年になるのかわかりませんが、そのあたりで少し議論をさせていただいて、そして結論にいきたいというふうに思っております。ただ、この発言で約束、もうやるという約束ではなくて、ゼロベースでの検討をまた再度させていただいてですね、やっていくというか、議論をし始めていきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。
- 3番(北里勝義君) それでは、54ページの委託料ですね、緊急通報システム事業委託料、この 緊急通報システムについては、今年度までは広域の共同事業で行っていたかと思います。広域の ほうも今年度をもって、このシステム事業はですね、終了するということですけれども、これは 新たにまた機械あたりをまたそれぞれ設置までしていくのかどうか、お尋ねしたいと思います。

福祉係長(前田孝也君) 阿蘇広域さんが28年の3月末で終了ということで、機械のほうについてはですね、既存の今、NTTの端末の機械を設置していますけれども、全くその新しく機械というのを入れかえてしまうとちょっと費用的にもかかってしまいますので、既存のNTTの現在つけている既存の機械を利用した形で民間の事業者のほうにですね、委託という形で取りたいというふうに思っております。

以上です。

- 3番(北里勝義君) あとその毎年出てくるこの保守管理料というのは、また毎年やっぱり発生するんですかね、発生するならどれくらいみておられるか。
- 福祉係長(前田孝也君) これまで広域さんのほうに委託という形であった場合はですね、設置台数が何台であってもその負担金として27年度で2万6千円でしたけれども、その負担金だけで一応、対応できていたんですけれども、今度また民間の事業者ということになりますと、今度1台当たり幾らというということがかかってきますので、約1万5千円ぐらい、もろもろですね、保守管理あたり、あとはもうデータ移行料とかですね、全てにおいて1台当たり幾らということになってきますので、一応、見込みは50台程度ということで見込んではおりますけれども、また新規の設置、新しい設置の御希望も何件か上がっておりますので、そこらあたりはですね、長期入院されている方とか、施設入所されている方についてはですね、1回そこら辺は精査をしてですね、実際に在宅で、今使われている方についてですね、まずは対象として進めていきたいというふうに考えております。
- 2番(大塚英博君) 54ページのですね、負担金補助及び交付金の中の老人クラブ補助ともう1 つのほうの小国町の敬老会等事業費助成金について質問いたします。

今、65歳以上の高齢化率というのが一応、36.5%というふうにどんどん、どんどん上がって、今は、地域の中で高齢者が高齢者を介護しているという状況に追い込まれているその中で、今、健康増進の形で、クラブの運営そのもの、運営というかものがですね、やっぱりいろんなその介護予防とかそういうふうな観点から見たときにはですね、非常に大事なところだと考えます。その中で、今老人クラブということで、非常に運営が厳しくなっていると、クラブに入っている人は本当に少なくなってきているし、また、運営が厳しくなっている状況は、本当をいうと切羽詰まっているわけでございます。その中で、これ本当をいうとこれから先の補助にこういう実働部隊的な老人会というのものが、もっともっと地域の関連でやっぱりそういうふうないろんな補助をしたり、補助というか、その見守ったりそういう人たちのために、会の運営というか、大事なところじゃないかなと考えます。そういう中で、老人会の組織に対して、その町としてはどのような取組というか、そのつながりをもっているのかなと、ただぽんと投げやっただけで、運営とかそういうことはおたくたちに任せますのでやってくださいというよりも、そういうふうな非常に自主性は重んじられるんだけれど、これから先の高齢化を迎えた中で、もっと積極的な助言

とか、そういうものも補助金を少し上げることでもそれに助言になるかもしれませんけれど、そ ういうところの取組というのはどんなでしょうか。

- 町といたしましては、老人クラブ、単位老人クラブの方々、それからまた老 町長 (北里耕亮君) 人クラブ連合会ですね、単位老人クラブの方々が集まった組織が老人クラブ連合会でありますが、 非常に重要な組織であるというふうには認識をいたしております。新年会や総会の時にも、私や 福祉課長、教育長も出席をさせていただいて、話す機会もありますし、活動の内容としては、地 域の奉仕活動であったり、花いっぱい運動であったり、いろんな健康増進であったりですね、や はり集落になりますと、もうほとんどが老人会に所属されている方が多い地域もありまして、地 域のコミュニティの中心にですね、なっている集落もあります。そういった意味で、非常に重要 なですね、絆をつくっていただく部分については、大事な組織であるというふうな認識をいたし ております。老人スポーツ大会に私も開会式などにはですね、出席をして皆さんの健康の部分で、 活発に動かれている部分で、感銘を受けるところあるんですけれども、そういう中で、金額は少 し今回、先ほどの民生委員協議会と同じように、ちょっと団体補助ということで御協力をいただ いた部分ではあるんですけれども。ただ投げやっているという部分では決してなくてですね、し っかり協議のもとで行っているという部分で御認識をいただければと思っています。会計の中身 も当然団体補助でありますから、我々行政のほうが、お渡しする際に先方の会計の中身も少し見 るんですが、委員がおっしゃるよりかはですね、先方の中身の部分も何かあったときのためにと いうことでの蓄えもそれぞれの連合会の役員の方は考えられてはおるんですが、その幅がやっぱ りありますので、あんまりためていただいてもですね、いけないのではないかなというふうな執 行部としては思っております。その辺の協議を十分しながらこの予算を組んでおりますので、御 理解をいただければというふうに思っています。
- 2番(大塚英博君) 地区によっては、今から先ですね、例えばサロンの運営という、サロンというものがこれから先は地域においてはどんどん、どんどんふやしていかなきゃいけない1つの問題ではなかろうかと考えております中で、その非常に主役的な役割というのは、やっぱりどうしてもその地域の老人会なんですよね、そういう意味からみて、そういうところもちょっと含みをいただいて、お願いしたいと思います。

以上です。

町長(北里耕亮君) 御意見のとおりであると思いますし、この老人クラブ連合会の事務局を担っているのが社会福祉協議会であります。失礼しました。事務局は老人クラブ連合会でありますが、その窓口というか、その相談所というか、そういった部分がありますので、当然社協さんあたりや、もちろんこの町行政の部分とも更によい連携をしながらですね、サロンをふやすであったり、そういった活動をふやしていくというのはですね、また協議の中で話題にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) ページ55、56。

5番(児玉智博君) では55ページの一番上の後期高齢者医療事業費の中で、後期高齢者医療広域連合に対する共通経費負担金というのがあります。535万5千円ですね、これを配られた福祉課資料で見ると9ページで、構成市町村の負担金が均等割10%で、高齢者人口割50%、人口割40%というふうになっています。これは高齢者人口割なんですか、その75歳以上の人口割なんじゃないかと思うんですけれど。

福祉課長(穴井幸子君) すみません。55ページですかね。

5番(児玉智博君) 55ページ。

福祉課長(穴井幸子君) 55ページの後期高齢者医療事業費、それの。

5番(児玉智博君) 共通経費負担金535万5千円。このいただいた福祉課資料では、9ページで負担金の導き出すのが均等割が10%で、高齢者人口割50%となっているけれど、これは75歳以上の人口割なんじゃないかと思うんですが、高齢者人口割なんですか。

福祉課長(穴井幸子君) ちょっと確認してから説明、お答えいたしたいと思います。

委員長(松﨑俊一君) じゃあ、ここで暫時休憩とします。

昼の会議は1時から行います。

(午前11時57分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

福祉課長(穴井幸子君) 先ほどの御質問の件でございます。

55ページの後期高齢者医療事業費の後期高齢者医療広域連合共通経費負担金の積算について でございますけれども、高齢者人口割といいますのは、後期高齢者のということでよろしくお願 いいたします。

5番(児玉智博君) それでは、要するにこの75歳以上の人口が小国町にその県全体のうちの、 だから県全体の75歳以上の人口の何%が小国にいるかという部分で決まってくるんだと思うん ですけれど、じゃあその高齢者人口がどれだけいて、人口割の部分がどれだけになるのかという ところをちょっと説明してください。

福祉課長(穴井幸子君) これの10%、50%、40%の数字ということでしょうか。

5番(児玉智博君) はい。

福祉課長(穴井幸子君) それではちょっと計算をさせていただきますので、お時間をいただきた いと思います。

福祉課審議員(生田敬二君) 先ほど委員さんからの御質問で、ページの50ページ、すみません。 51ページですね、小国町社会福祉協議会への出捐金についてのお尋ねがございました。社会福 祉協議会の受入れの形はどうなっているかというような御質問であったと思います。

今ちょっと調べさせていただきまして、今回、老人ホームの事業移管に関しましてはですね、 平成27年の4月1日に事業移管をさせていただいているところなんですけれど、平成26年度 で1千700万円、28年度で1千600万円と、都合3千300万円の出捐金を出させていた だくということになっています。その中身につきましてはですね、確認しましたところですね、 1千700万円につきましては、運営に関する資金ということでございました。まず、措置費、 老人の方措置をするわけですけれども、その措置費の収入が1カ月間ほどずれると、約ひと月間 は無収入の状態で施設が、運営が回っていくということでございます。その措置費の収入が入っ てこないということ、また、職員関係の給与、全体の支払をしなくてはならないということ。ま た、施設が大変古うございますから、当面の修繕費等も含めたところでの運営資金が1千700 万円ということでございます。残りの1千600万円につきましては、職員の方が法人、社協の ほうに残るか、町のほうに来るのかという選択はありましたけれども、そこで施設のほうでその まま働く社協のほうに移る職員につきましては、5人ほどおりまして、その方の現給保障分、社 協での給与の位置づけにいきますとちょっとそれを下回る格好になりますので、その当時の現給 を保障する分、また、その方が退職するまで、退職するまでにその現給保障の分を計算させてい ただきまして1千600万円という数字を出したということでございます。その現給保障分につ きましては、社協のほうの別な形で通帳をつくりまして管理をされているということで、差額分 だけをそこから出しているということでございます。

同じく、平成23年の4月にですね、小国学園のほうが法人化されました。このときについても、出捐金のほうを、このときは1年度で一括でだと思いますけれども、1億8千万円ほど出捐をしております。その算定の根拠につきましてもですね、当面の先ほど申しましたような運転資金、こちらのほうも児童の措置費、また、成人者の方の支援費のほうの収入が全く入ってこないということもございます。それから職員全体の給与、また、施設も古い形での譲渡でしたので、修繕費用等含めまして、1億8千万円のうち1億2千万円、それから6千万円、これについてが職員給与の差額保障、このときは24人の方が社協のほうに移られたということでございます。都合1億8千万円の出捐金の使途というのは、今のような形になるかと思います。

以上、報告いたします。

町長(北里耕亮君) 先ほどの私の答弁で、ニュアンス的にも少し違いがありましたので、訂正を させていただきます。

ほとんどが蓄えていて、施設改修にというような部分でありましたが、それは違いまして、ただいまの答弁のようにでございます。ただ、こちらのほうの行政のほうから、社協のほうと協議をしまして、旧小国学園からサポート悠愛に、旧木野里荘から悠和の里というふうに事業の移管を行いまして、スムーズに行うため、それから基本的に両施設とも入所者のためにいい施設であ

り続けるためにというのをスローガンに掲げてですね、事業移管を行っております。このあたりのところは是非、御理解をいただきたいし、委員の御意見のように、だから切り離しというか、向こうにお任せしたからこちらノータッチという部分ではなくて、何らかの懇談の場であったり、協議の場であったり、そういった部分は御意見のようにですね、今後もそういう場をつくれるかどうかの検討をしていきたいというふうに思っております。

- 福祉課長(穴井幸子君) すみません。先ほどの計算についてなんですけれども、この計算につきましてはですね、広域連合のほうから27年3月31日現在の総人口、それと後期高齢者の人数ということで、県のほうから計算されてきます。ですので、一応、それを上げているところでございますけれども、計算のもとになる部分というところが必要になりますので、県のほうにまたその確認についていたすところでございます。
- 5番(児玉智博君) だから、それが本当に県が一応、計算するけれど、町としてもそれが本当に 正しいのか、総額だけがその幾らだったですかね、535万5千円が正しいかというのも一応確 認しないといけないと思いますので、ちょっとあとからでも結構ですので、報告をいただけたら と思います。
- 委員長(松﨑俊一君) それでは、ページ55ですね、それから56。
- 5番(児玉智博君) それではですね、人権政策費です。昨年度と比べて34万6千円の減額になっております。この中のもう大部分を占めるところが、この部落解放同盟小国支部への直接補助金180万円なんですが、昨年と比べたら20万円ぐらいは少なくなっているのかなという気はしているんですけれども、要するにこの小国町のその人権政策そのものが、この補助金を支払うことに予算上ですね、主なところがその補助金という部分で、それがちょっとどうなんだろうかなと思うわけですよね、これを町長はこの必要だと判断して出しますと、政策上これは必要なんだということを繰り返しおっしゃっています。ただ、そのこの補助金の根拠となる同和対策特別措置法はもう失効していますので、これを出すことについての法的な根拠はないと思うんですよね、でも政策上必要と思って出すと言われるんですけれど、じゃあ何でこれがその必要なのかというところをちょっと掘り下げてお答えいただきたいんですが。
- 町長(北里耕亮君) 一応、答弁をさせていただきますけれども、やはり人権啓発という部分については、人権というのはあらゆる差別、特定ではできないと思いますけれども、そういった部分を解消するために、この様々な活動というのは幅広い部分があると思いますけれども、ソフト的なですね、活動もこの予算に反映されていないような活動も幅広くこれは必要だと私は思っております。例えば、役場の中の職員の研修であったり、そういった部分も大事ですし、今これは住民課の所管でありますけれども、教育の分野についてもですね、いじめやインターネットを用いた様々な事柄、社会的な課題にもなっておりますので、幅広くそういった部分について取り組む

ということは政策的に行っていきたいというふうに思っております。これにつきますので、それ 以上の部分ではないかなというふうに思っております。

- 5番(児玉智博君) そうおっしゃるならですね、そのあくまでこれは民間の人たちの団体ですよね、しかもこの部落解放同盟というのは、だれもが入れる組織でもないわけです。町長が言うように幅広い分野でやっていくというんであれば、もうちょっと小国町が主体的になって、ネットを使ったいじめであるとか、そういうところを町がですね、自治体としてしっかりと責任を持ってこの180万円をただぽんと会の活動に口を出すことは、私はそれはその会の自主性が損なわれるんでおかしいと思います。当然それはですね、こうしなさい。ああしなさいと言うのは、補助金を出しているとはいえ、町が言う立場にはないと思います。だからこの幅広いことが、幅広く取り組みたいというのと、この会にお金を出すことが、それがイコールにはならないと思うんですが、幅広いそういう啓発をやっていくんであれば、それこそ町がもっと主体的になってですね、今、小国町で何が問題なのか、問題になっていることはこれだということを町がつかんで、町がそのための啓発活動を主体的に行っていくことこそが必要だと思うんですが、そうじゃないんですかね。
- 町長(北里耕亮君) ですから、町がですね、主体的となっている事業があると思いますが、人権 啓発フェスティバルを年に2回ですね、それもあらゆる差別ということでですね、差別とはあん まり直接的に結びつかない、でも社会的課題になっているような案件、例えば、昨年度、今年度 です失礼しました。今年度の昨年行われました戦後70年を迎えてということで、知覧の特攻と いうことを話題にしました落語家さんの話をもってきたりとか、12月では、各それぞれのステージ部門で劇をですね、それも幅広くですね、いろんな題材を用いながらということを、町主催 となって、主体と、実行委員会ではありますけれども、町と意味合い的には同じような思いでやっております。そのいろいろ様々やっている中の1つに、この部落解放同盟小国支部への補助金 を出しながら、支部の方々にも補助金という形で流しながら啓発活動、それから研修、そういった部分をですね、行っていただいているということであります。いろいろある中でのこれということで御理解いただければと思います。
- 5番(児玉智博君) 確かにですね、いろいろある中でとおっしゃいましたとおり、同和関連の予算を全部足し合わせれば1千100万円超すわけですから、いろいろある中での1つだとは思います。ただ、それはもう一緒に、そういう人権啓発フェスティバルなんかを一緒になって取り組まれることはもう別にそれは私は否定しません。やっていいと思います。だけれども、だけれどもそれをですよ一民間団体に対し、活動費として補助金を出す必要があるのかということですよね、結局その研修なんかに行かれるというけれども、要は研修というのは、自分たちの活動のための研修ですから、自分たちのために研修に行くことに対して、何で町が公費でお金を出さなけ

ればならないのかと、一緒になってやっていくということとお金を出すことはイコールじゃない と思うんですが、そうじゃないでしょうか。

町長(北里耕亮君) 町としては必要だということの考えの基で、補助金を出して行うというか、 出しております。

様々な補助団体たくさんありますが、その団体が活動するに当たって、いわゆる動いて活動するということにその金額をもとに活動するということは、ほかの団体でもあり得る話で、その団体の活動が町の政策に必要だということでありますから、この部分はこれ以上言いようがないというか、町の政策として必要ですということであります。

- 委員長(松﨑俊一君) ほか、意見ございませんでしょうか。 56ページ、57ページ。
- 2番(大塚英博君) 2番です。以前ですね、ページ数は57ページの子育て環境整備設計及び工事なんですけれども、前、総務委員会の中で話されたときには、いろんな事業の中、その設計とかいろんなことについては、その都度、あれが全部ではなくて、少しそれを皆さんの意見を聞きながら、どういうふうなところで組み立てていくということをお答えしていただいたと思うんですけれども、そういう面において、それは今も変わらないんですか。そういう組み立てる中で、その例えば、トイレの場所とか、そういう設計の部分は皆さんとまた意見を交わしながらそのうまくいっていきますという気持ちは変わらないんですね。
- 町長(北里耕亮君) 意見をくみ取りたいという部分のそのステージが幾つかありましてですね、町民の中でも、全ての方に聞くわけにはいけませんので、特にこういった遊具について、これは執行部の判断で、執行部がこの方たちであればですね、少し御意見を拝聴したいというような部分の方々に今までもヒアリングをしております。そういった部分について、少し先日の総務委員会でも発表させていただいたかというふうに思います。いろいろなアンケートやそういった思い、そういった部分、どういう場所で、どういう使い方で、どういう規模でというのが、それぞれの意見があったかと思います。それを踏まえて、先日からの総務委員会で、委員の皆さま方にこういう意見でありました。それをもとに執行部はこういうことをつくりました。ただ、総務委員会でも、いろんな様々な御意見もいただきました。車が通る部分であって、安全面が一番大事ですよと、トイレの話もありましたし、そういった部分を今度はまた組み入れてですね、総合的にいろいろ考えまして、また再度機会があれば、総務委員会のほうに考え方であったり、そういった部分の提案をしていきたいというふうに思います。ただ、これも28年度の当初予算に計上しておりますので、そう長く検討の回数を数多くというのは、ちょっと難しい部分もありますので、目安としてはあと1、2回、あと1回ほどでですね、提案させていただいて次にもう設計にですね、入っていきたいというふうに思っております

以上です。

- 3番(北里勝義君) じゃあ、ちょっと関連になりますけれども、57ページの工事請負費、子育 て環境整備工事ということで、これはけやき広場に児童公園の整備をするということになるかと 思いますけれども、このけやき広場は国庫事業でまちづくり総合整備事業ですね、この事業で整備した経緯がありますけれど、こういったところの目的外じゃないですけれども、ちょっと用途を変えていく中で、国あたりの事前協議あたりは要らないのかどうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。
- 子ども未来係長(宇都宮健治君) ちょっと県のほうにもですね、都市計画課のほうに確認しましたところ、まちづくり総合事業で整備した公園ではありますけれども、けやき広場は地方自治法にのっとって整備した公園でありまして、土地も町有地でありますからですね、何らかの届出をする必要はないということで回答をいただいております。
- 委員長(松﨑俊一君) よろしいですかね。

次は、57ページ保育園、58。59までありますね、保育園。

5番(児玉智博君) 今回の保育園費というのが、保育園の数が1つ減った中での新年度予算ということで計上されております。そこでちょっと確認したいのがですね、間違っていたらちょっと訂正していただきたいんですけれど、10月に次の年度の募集をして、その新たな募集がなかったからということで、そのあと、11月に説明会という形で、蓬莱保育園で行われたと思います。私がですね、ちょっと確認したいのが、そのやり方がよかったと思っているのかというところを確認したいわけですよ。結構やっぱりですね、周知してからあんまりその時間もない中で、集まった人も集まった人は集まったけれども、もうちょっとこう人が寄るような、しかも大分寒くなっていましたし、夜のもう暗くなってからというところで、もうそもそもが何か人が来づらいような時間とかですね、季節を選んで開いてしまったんじゃないかと、ちょっと口の悪い言い方をすれば、もう何か帳面消しに、アリバイづくり的に、一応、その説明会は開きましたよというような形にしか、結果としてならなかったんじゃないかと、その中で大変重要な御意見も出てきたとは思いますが、結局それも今後それがどう反映されていくかもよくわからないような状況の中で、やっぱり今後将来的にそういう同じような休園というようなことに直面するかもしれないけれど、ああいうやり方を繰り返していくというのは、私はあんまりよくないと思うんですが、そもそもなんかこう反省していることとか、何か総括されたことがあればお答えください。

保育園長(梶原良子君) お答えいたします。

- 10月に募集をということでしたが、すみません。ちょっと訂正させていただきます。
- 11月末までに新入園児の募集を行いまして、応募された方が、申込みをされた方がいなかったということで、休園というのを決断したという形にはなります。県のほうにお尋ねしたところで、閉園に関しては議決要件ではないということで、それで

も3カ月前までには届けを出すようにということでしたので、12月いっぱいには届けを出さな きゃいけないという部分がありましたので、11月の新入園児の申込みをしたあとで、その申込 みを受けたあとで、希望者がいなかったということで決断して、県のほうに報告をするというこ とにしましたので、県に報告をすると同時に、地域の方にも御説明をということで、黒渕地区、 全戸配付で一応、説明会を行いますというお知らせはしていきました。夜になってしまったとい うのが、お昼というとなかなかお勤めされている方も参加しづらいというのもありましたので、 夜だったらどうだろうかということで、夜のほうに説明会をもっていったということであります。 この園に関しましても、大字協議会の会長さんとも御相談をしながら、12月の半ばあたりで、 ちょっと地域のお祭りとかもあっているということでしたので、そこを被らないようにというこ とで、協議会長さんと御相談しながら、12月17日に説明会を行いました。ただ、参加する方 が、していただける方がちょっと少なかったというのはありますが、貴重な御意見をその場でも いただきましたので、地域のほうのお祭りとかに協力してほしいという御意見もいただきました ので、それは保育園全体で協力していきたいというふうには考えておりますし、すみません。今 後同じような状況になった、保育園が同じような状況の保育園がでてきたらということも考えて はおりますが、出生数の減少とかもありまして、園児数が新規で応募してくる子どもさんが、平 成28年度は4月1日現在で、新入園児が全体で17名しかおりませんで、このこともちょっと 考えながら、毎年どれくらいの新入園児が応募してくるかなというのもちょっと考えながら、園 児数もだんだん減ってきてはおりますので、そのあたりもしっかり議論しながら、今後の保育園 の在り方というのをちょっと考えていきたいなというふうには思っております。

- 5番(児玉智博君) 大字協議会長さんとも相談したし、あれでよかったんだという認識なのかなというふうに思うわけですが、やはりですね、基本はひとりでも多くの人に説明しなければならないし、ひとりでも多くの人の意見を聞くということが大事なんじゃないかなと、それが自治なんじゃないかなと思うわけですよね、そういう中で、やっぱりこうもう効率よく1回の説明会で終わらそうというのが、そもそも何で1回しかしないでいいと思うのかという部分がよくわからないんですけれど、やっぱりこう時間をずらして昼間に来られる人のために、夜は来られないけれど、昼間は来られる人のためにやろうとか、夜も開いていいと思うんですよね、そういうこう工夫もやっぱりそういう労力を惜しまずにやったほうがいいと思うんですけれど、今後の在り方として、やっぱりそのもうちょっと人を寄せるために説明会を、万が一ですよ、また閉園とか休園とかいう部分になったときに、2回、3回とか、少しでも多くの人との意見交換をしようなんていうことは、もうじゃああんまり頭にないということなんですかね。
- 保育園長(梶原良子君) 確かに多くの地域の方のお話を聞くことも大切であるかなというふうに は思います。今後、同じような形に、同じようなというか、園児数が減ってくる園もあるかとは

思いますので、今後、十分協議しながら説明会等も、今後はしっかり協議をして、住民の方にしっかりお知らせができるようにしていきたいと思います。

- 5番(児玉智博君) だからこれはですね、やっぱり北里町長の政治姿勢にも関係してくるものだと思うんですよね、もう何も答えられませんけれど、やっぱりこの町民の考えを、考えに基づいてかじ取りをしていくというのが、私は自治体の首長の役割の、大事な役割だと思うんですけれども、その町長としてですね、やっぱり今後、小国町の保育をどうしていくかということが問われるときに、少しでも多くの町民の意見を聞いたほうがいいと思わないんですか。
- 町長(北里耕亮君) 少し私の思いをさせていただきたいと思いますが、私も何も蓬莱保育園を意 図的にですね、恣意的に、言葉が悪いですね、そういう休園の方向にもっていくような誘導する ような部分をしたわけではありません。昨日もこの総務委員会でコンパクトシティのような話題 がありましたけれども、やはり各地域にそれぞれあるのがいいというのはそのとおりの思いであ ります。ただ、反面ですね、現実も直視しなければならないというふうに思います。一定の人数 の保育という部分は過去においても園長から発言があったと思いますが、その部分の一定の人数 の中で育むという部分について、保育園の保育の専門である先生方の考えで現実としてですね、 やはりという部分は、そういう意見も聞きました。そういう中でかじ取りということで、苦渋の 決断をしなければいけない部分になっていくわけですが、基本的には、先ほど言いましたように、 そういうふうに誘導するとかはもってのほかで、大変私自身としても残念なですね、部分である と。だからそうならないために、蓬莱は一時、今休園でありますけれども、それが復活するとか、 もしくは今、ほかの下城保育園、北里保育園、次、人数的に厳しいのは、これ現実な話をします が、下城保育園でありますけれども、そうならないようにいろいろな施策を打っていくのが必要 であるというふうに感じております。じゃあ、その必要なことは何かというのは、またこれ様々 答え1つではありませんけれども、いろんなことをやっていかなければならないというふうには 思っております。ですので、説明会の回数とか、時間帯とかいう部分もありますが、別にそれを 好んでですね、そういうふうにこうなった現実を、さも好んだように捉えられているのはちょっ と少し違いますというふうに、私はちょっと答えまして、今後はそうならないように、いろんな 施策を打っていきたいというところで御理解を頂きたいというふうに思っています。

委員長(松﨑俊一君) 質疑ございませんでしょうか。

- 59児童館運営費から60ページ、次の61、62衛生費までいきたいと思います。
- 63までありますね、衛生費。浄化槽関係は産業委員会ということで、御理解ください。
- 59ページ児童館運営費、60ページ保健衛生総務費、62ページが予防費、環境衛生費、それから清掃総務費までですね。

よろしいですか。もし漏れがありましたら、またあとで御質問いただきたいと思います。 それでは少しページが飛びます。84ページ教育費ですね、教育委員会費、事務局費、86ペ ージまでの国際交流指導費、小中高連携事業推進費、それから教育振興のうちの幼稚園費ですね、 ここまでいきたいと思います

よろしいですか。

次、教育費の小学校費が87ページ、学校管理費、教育振興費、この2つですね。 じゃあ、ちょっと私のほうからよろしいですかね。

88ページの備品購入の机・椅子購入ですね、2学年の120セット、これは天板にスギというふうに説明ありましたが、どういった材料で、小国スギですかね、どういった材料、材料というか、内容を教えてもらいたいと思います。

教育委員会事務局長(横井 誠君) 机・椅子のセットをですね、購入する計画でございまして、 椅子については、既製品の椅子を使わせていただきたいと思っております。机につきましても天 板の部分を小国スギを使いまして、あとの支えになる部分とか、そういった部分については既製 品を使って、基本は既製品で賄いたいと思いますけれども、机の天板については小国産のスギを 使用したいというふうに考えております。

委員長(松﨑俊一君) それは町内の業者さんがつくられたとか、開発されたとか、そのあたりが わかりますか。

教育委員会事務局長(横井 誠君) この机・椅子につきましては、特に机のほうにつきましては、 ほかのところでヒノキなんかを使った机を製品化、製造されているところがございまして、そち らのほうを参考にさせていただきまして、あとの数でいいますとかなりの数を購入することにな りますので、あとのメンテナンスであるとか、そういうのをちょっと考慮させていただきまして、 そういった技術的にですね、確立したメンテナンス等もある程度安心できるような、そういった ところでお願いしたいというふうに考えております。

委員長(松崎俊一君) 地元の業者がかかわっているかどうか。

教育委員会事務局長(横井 誠君) 現在のところ地元の業者ではなくて、よそのですね、組織で 購入したいというふうに考えております。

製造元はそういったところになると思いますけれども、実際の購入先ですね、町が発注させていただく先は、小国町の組織のほうにお願いしたいというふうに考えております。

10番(時松昭弘君) 10番時松ですが、今の机・椅子の購入費についての375万円という数字が上がっていますが、これは大変森林組合等も関係がありますが、このいろいろある保育園の、幼稚園ですけれど、市内の幼稚園のほうあたりが、入園しますね、入園したときに1つの本棚をですね、一応、購入するわけですよ。卒園をしますね、卒園をしたときはその本棚を全て卒園者に一応、配付するということで、非常にそれが好評でですね、そこの保育園は、名前はちょっと伏せますけれども、広島の業者からですね、そこは購入をしているということで、私も実際そこに行ってまいりまして、一応、小国のほうのですね、組合をとおして小国スギで使った本棚をつ

くってもらえないかというような、一応、今営業のほうを今やっております。将来的にはそういったことが一応、できるような形になると思いますが、幼稚園の入園者が約200名ですね、そうすると大体1個が、1個の購入が約2万円から2万5千円ぐらいですね、ですから毎年卒園をして、一応、卒園者に記念品であげるわけですけれど、そういったシステムあたりを机のですね、今、小国スギでつくった天板ですね、天板等を卒業の段階に一応、それを与えるということになりますと、大体毎年その購入の天板がずっとこうサイクルが回ってくるような形になろうかと思います。そうしたときにはそれだけの小国スギに、小国町の学校でいってですね、卒業した人たちがまた小国の天板を記念としてずっと一緒に大事にもってもらうとか、そういった1つの方法もあるんじゃないかと思いますけれど、そういった方法も考えていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

教育長(北里武一君) 今のような考え方でですね、今の机・椅子はつくっているわけでございます。結局、1年生から9年生まで、椅子は調整できるようにしておりますけれど、机もですね、だから非常に1年生にとっては大きくて重たくてですね、掃除の時間が非常に大変なんですね、そして卒業の時に、その天板をできればそこになんか彫刻でもしてですね、やろうというふうな考え方もあったんですが、まず生徒がいらないということなんです。そしてですね、小国でつくると非常に高いんですね、そういうアイデアはあったんですが、それはもうちょっとこう何と言いますか、尻切れトンボみたいになった状況でございます。ですから、私どもそういう「ああ、なるほどな。」と最初は思って、それをつないでいったんですが、実質上は何かそれぞれ途中で、何と言いますか、噂になってしまったというような状況でございます。

今の子どもはまた違うかもしれませんけれど、ちょっとまた聞いてはみたいと思います。

- 町長(北里耕亮君) 小国スギ製の学童机を導入した背景には大きく2つ狙いがあると思います。 やはりスチール机よりも、以前九州大学で調査をしたら、非常に子供たちにとってもよかった、 もう詳しくは言いませんけれども、よかったという部分の背景からですね、そういう部分と、あ とは産業振興の狙いがありまして、教育長は学校関係の立場から、効率的なですね、そういうと いう部分もありますが、一面では産業振興で小国スギの普及という部分も大きな2つの狙いがあ ったかと思います。次の導入についても、私も教育委員会と協議をしましてですね、本当に悩み ました。既製品のほうが実際やっぱり軽いんですね、ただ、やっぱり小国スギの町でありますん で、天板はそういう技術が確立されておりますので、森林組合さん経由でちょっとお願いをとい うような部分であります。この分についても学校の教育長、主にですね、学校の先生のヒアリン グとかいろいろされておりますので、是非、御理解をいただければというふうに思っています。 以上です。
- 10番(時松昭弘君) 10番です。子供たちが何かもういらないというような返事がありましたけれど、今、小国学の中でですね、やはり小国のスギのそういうPRをですね、学校教育の中で

もう少し普及していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 教育長(北里武一君) 共同学習ですかね、小国学の中でですね、やはり何と言っても小国のスギというのは、小国町の1つのあれで、何と言いますか、特徴でございますので、そういう点で教育面でも使っているし、木育、食育と一緒に木育等もですね、やりながら小国スギのなんかこう子供たちなりにもその何かアイデアを出し合うとかですね、そんなところで、そういう教育はやっているつもりでございます。なかなか結果的にですね、効率が上がっていない状況もございますけれども、それなりに努力はしているところでございます。
- 10番(時松昭弘君) 木をですね、使うことによってそれだけ消費がふえれば、いわゆる温室効果ガスの抑制にもつながってまいりますし、子供たちにもですね、そういった環境面の話から、スギが持っておる多面的機能の役割と大きなその役割ということもですね、教育の中に、社会教育の中にでも折り込んでいただければ有り難いと思いますけれど。
- 5番(児玉智博君) 私はですね、このスクールバス委託料について質問いたします。

スクールバスが、もう現在は小学生のためのスクールバスというふうになっておりますけれども、やはりですね、もう結論から言えば、中学生の保護者の皆さんからも中学生もスクールバスを利用できるようにしてもらいたいという意見は、いまだに出てきているわけです。やはりその小中一貫校であれば、もうそのあえて小学生、中学生という、中学校1年生という言い方をしなくて、何か7年生という、何かその延長線上にあるんだと思いますけれど、その小国町の小中一貫校というのは、であればやっぱりそこで6年生まではバスできちんとやってくれるけれど、7年生になったら乗れないというのもまたそれもおかしな話だと思うんですよね、やはりこう予算はかかるのかもしれないけれども、やはりそういう要望が多いんであれば、検討すべきだと思うんですが、検討これまでもされてきたと思うんですけれども、今後はそのどうされていくつもりなのか、お答えいただけますか。

教育長(北里武一君) 統合の時は、スクールバスを出しますということで、2キロ以上ですね、 小学生は。大体は、距離的に言いますと、遠距離というのは小学校で4キロなんですね、中学校 で6キロなんですよ。そういうところで補助あたりも国のほうからもくるわけですが、確かに小学校6年間行ってですね、もう7年生になったら今度は全くそれに乗れないというようなことに ついてはですね、私ども非常にやっぱりそこはよくわかるんです。しかし、小学校と中学校がそ の部活動あたりの問題とか、教育の過程が違いますもんですから、どうしてもその中学校までスクールバスを使うとなりますと、やはり相当な予算がかかるというようなことでございます。で すからコミュニティバスみたいなのがあればですね、もう中学生ぐらいになったらば、そういうのを利用する方法はないだろうかというようなことを考えていたわけですが、何かまだ今のところコミュニティバスについてもですね、まだ今のところいろと検討しておるだろうと思いますけれども、なかなかそこの結論が出ていないというようなことで、やはりそういうコミュニテ

ィバスの状況あたりがどうなるかわかりませんが、そういうところで難しいということであればですね、やはりこれはやっぱり議員がおっしゃるとおり、中学校も6キロ以上あたりぐらいでは考えなければならないことじゃなかろうかと、私自身は思っております。しかし何と言いましても、今でさえ、かなりの予算を使ってですね、やっておりますもんですから、また現在でもですね、大体6キロ以上何名おるかとかいうのは調査あたりはやっております。どうしたらそのうまくいくかという検討はやっておりますけれども、今のところまだちょっと様子を見ているといいますか、委員会としてはそういうような状況でございます。

- 5番(児玉智博君) やはりですね、コミュニティバスがあればという御意見がありましたけれど、何かそういう教育委員会から地域公共交通会議とかに、意見を言うような機会とかは今までなかったんでしょうか。
- 教育委員会事務局長(横井 誠君) 小国郷で組織しています地域公共交通会議の場に、教育委員会事務局からも出席をさせていただいております。その場でこれまでそういったことを発言したことがあるかということでありますと、まだそこまで発言をしたことはございません。また、今、教育長からも話がありましたように、町としてのですね、大きな方向性とかそういうのをはっきりしてからですね、そういった場でも、南小国さんとかもあわせてですね、先ほどコミュニティバスという話もございましたけれど、総合的なそういった検討がある程度できた段階で、ちょっと進めていければというふうに考えております。
- 5番(児玉智博君) どちらの方法でも基本的にどっちがいいとか、予算の関係もありますので、一概には言えないとは思うんですが、例えば、日田市の旧津江地域であれば、それこそ日田市営バス、コミュニティバスにてですね、小学生から毎朝通学している子もいらっしゃいますんで、コミュニティバスができてそれに乗っかるという方法もいいと思うんですけれど、やはりいかんせんですね、中学校時代というのはもう3年間しかないわけですよね、検討が長くなれば、長くなるほど、結局は毎朝親御さんが送っていかなければならなかったりとかいうことになるわけですから、少しでも今の中学生がですね、救われるというか、便利に通学できるように早めにですね、これは結論を出していく必要があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 町長(北里耕亮君) やはり私もそういう意見が多いのは聞いておりますし、町の政策としてですね、小学校、そして中学校、小中一貫という部分でまずはないよりあったほうがいいというのは思っております。そして予算も非常にかかるという部分でありますが、じゃあ、一体そのAパターン、Bパターン、じゃあ幾らかかるのかと、私自身もまだかかるという概念で、それを積算をまだ細かい積算をしたことがありませんので、一度こういった部分も今後の総務委員会で数字を提出させていただいて、ただそれにも大きく便数の数によって大きくかわると思いますが、それも含めて部活をされている生徒さん、部活をしていない生徒さん、何便だなというようないろいるな部分、あとは何キロ以上とか、小学生もあるんですが、そういった部分を少しちょっと内部

で検討、もみましてですね、そしていつの日か総務委員会あたりにも検討ができればとは思っていますが、ちょっとこれも終わりましてまた内部で協議をしてみたいというふうに思っております。

- 委員長(松﨑俊一君) それでは89ページ、90ページ、91ページが中学校費ですね、92ページ、3ページの初めまで、寄宿舎費まで含めてお願いしたいと思います。
- 5番 (児玉智博君) 寄宿舎居住費についての質問なんですが、今年度、今年度というか28年度が27名という説明が冒頭ありました。実際にそういう寄宿舎には入れるけれども、入らないこというのも選択してですね、家族で話し合って通学の道を選ぶ生徒さんもいると思うんですが、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。
- 学校教育係長(河津佐和子君) 寄宿舎につきましては、寮の規則によりまして、一応、6キロ以上が入寮の原則としてですね、入寮の対象になっておりますけれども、議員さんのおっしゃるようにですね、実際は6キロ以上であっても入らないという子どもさんがたくさんいらっしゃいます。すみません。今ちょっと手元に資料がちょっとないんですけれども、子どもたち全体的に何キロ、6キロ以上の子どもさんが何人いるかというのは、ちょっとすみません。今ちょっと手元には資料がちょっとないんですけれども、すみません。今ですね、27年度に入っている子どもさんがですね、大体24名いらっしゃったんですけれども、その中で6キロ未満で入っている子どもさんが9人いらっしゃって、6キロ以上の子どもさんが15人ということになっております。5番(児玉智博君) 入ってる人が。
- 学校教育係長(河津佐和子君) 全体的な数字につきましては、ちょっとあとでまた御報告をさせてください。
- 委員長(松﨑俊一君) それでは暫時休憩をいたします。2時10分から行います。

(午後1時59分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時10分)

教育長(北里武一君) 中学生は先ほど申しましたように、6キロ以上が遠距離ということになりまして、27年度は32名おります。従いましてこの6キロ以上については、ちゃんと交付税の中でですね、遠距離の補助金みたいなのが出ております。それからまた、小学校の場合はもう4キロ以上で109名おりますけれども、それ以上にうちの場合は2キロからスクールバスに乗っておりますので、そういうその援助はしておりません。

以上でございますが。

5番(児玉智博君) じゃあ32名というのは、27年度だと思うんですけれど、この今度28年度が27名寮に入る人がいるということでしたけれども、その27名に対して、その6キロ以上の子どもの数というのはまだわからないですか。

- 教育長(北里武一君) 毎年ですね、5月1日と10月1日学級編制と予算時期のために、学校及び教職一覧といってですね、その調査をします。それでまだ28年度はですね、6キロ以上が何名おるかということは、5月1日現在で調査いたしますので今のところはわかっておりませんが、余り変化はない、あるかもしれませんけれど、あんまりは変化はないだろうと思いますけれども、ただ、先ほど言った32からなら寄宿舎何名いるからといいましても、6キロ未満の子どもが入っておりますので、そういうところで6キロ以上だけが入っているというわけではございませんので、ちょっとそこで計算してもちょっとあわないと思います。
- 5番(児玉智博君) やはりさっきのスクールバスと同時に考えないといけないのが、寮を今後は どうしていくかということだと思うんですね、もう今や先ほど言われたように6キロ未満でも入れるようになっているので、必ずしも長距離通学の子供たちがもうそういう苦労がないようにというために、つくったはずの寄宿舎のその何というか、存在意義そのものがちょっとやっぱり何かかわってきているんじゃないかというふうに思いますし、やはりですね、基本的にまだ子どもの時は、親にはその扶養の義務というか、やっぱりそういう自分の子どもに対して、いろいろ生活面でのですね、指導というのもこれはやっぱり親がきちんとやったほうがいいことだと思うんですよね、それでやはりこうこの長距離通学の子供たちが全員やっぱり入らないという実情もあるわけで、であれば、やっぱり今後この寄宿舎をどうしていくかという部分ももうちょっとやっぱり検討を重ねていくべきだと思うんですが、その点現段階ではどのようにお考えでしょうか。
- 教育長(北里武一君) 中学生までスクールバスに乗せるということになればですよ、これはもう 寄宿舎は当然廃止というのは、当然のことだろうというふうに思っております。今でも5キロ未 満で入っている子どもはおりますけれど、ちょっと家庭的な事情の子どももおります。なかなか きちっとした何と言いますか、面倒を見てもらえないというような子どもの場合は、そちらのほうがいいというようなこともありましたもんですから、そういう点は、確かにこの中学校のスクールバスの件につきましては、寄宿舎とあわせて検討していくべき問題だというふうには考えて おります。
- 委員長(松崎俊一君) ほか、質疑はございませんでしょうか。

じゃあまたページをおっていきたいと思います。 93ページ社会教育費、94ページ社会教育 総務費、それから公民館費、93、94。

- 5番(児玉智博君) まずですね、人権子ども学習会指導者謝礼で90万円と結構な額が出ております。実際、これは1回の学習会の指導者謝礼ではないと思うんですが、これが何回開催されるのかということと、指導者の方が、これを受け取る方が何人いらっしゃるかというのを確認したいんですが。
- 社会教育係長(石原誠慈君) すみません。今の人権子供会学習会指導者の内容についてなんですけれど、まずこれは昨年度、まだ今年度の実績は出ていませんので、26年度実績で、回数、小

中高あわせて410回です。そしてそれに携わった先生方が小学校が一番多いんですが、20名、中学校10名、高校が6名です。36名の先生が学習会をしていただいております。 以上です。

5番(児玉智博君) あわせて単価も。

社会教育係長(石原誠慈君) 単価は1回2千円になっています。

- 5番(児玉智博君) 続いてですね、ちょっとページが移りますが、94ページにここにも市町村 人権同和教育連絡協議会負担金とか小国郷人権教育研究協議会補助金、小国地区人権教育推進協 議会補助金、阿蘇郡市人権同和教育研究連絡協議会負担金とかいうのがあります。先ほど保育園 費の中には就学前ということで同じような名前の補助金であったり負担金というのが出ておりました。先ほども話題にしました部落解放同盟への補助金もありましたけれども、この余りにですね、こういう人権同和政策に関連する組織に対する補助金が多すぎるんじゃないかと思うんですよね、中にはやっぱりこのひとつひとつのですね、組織を円にすると重なってくる人たちというのもいるんじゃないかというふうに思うんですよね、やはりですね、もうちょっとこの基本はもうこう出す必要はないと私は思うんですよ。町としてももうちょっとこれをスリムにしていくべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 教育長(北里武一君) いろいろなこの組織がですね、これが県につながって、郡県につながって いるものもございますし、小国町だけで単独でちょっとこう考え、何と言いますか、その組織を どうするということができませんもんですから、私自身もですね、何かこう重なっている部分も あるし、しかも小国の場合は小学校6校あったのがもう1校になったんだから、どうかならない かとかいうようなことで、内部的にはかなり精選といいますか、ちょっと合理的に編成したよう な所もございます。しかしまだまだこれが先ほど申しましたように、小国と南小国とか、阿蘇郡 市、それから県というようなところで、全部組織が違うもんですから、つながっていっておるもんですから、そういう点で今後こういうことにつきましてはですね、あらゆる機会で、そういう連絡会の中で、私自身も発言はしております。例えば、熊本県の人権教育連絡協議会みたいなのはですね、地区のあるところの町村だけでやっているわけですよね、ですから人権教育というのは、地区があろうがなかろうがどこもやらなければならないのだから、全部一斉にすべきじゃないかとかですね、そういうところはやっています。言っていますけれども、かなりいろいろ予算面でですね、少しずつ減らしてきておりますけれども、まだ今なお力不足の所もございまして、内部では十分検討はしているということでございます。

5番(児玉智博君) 是非、頑張っていただきたいと思います。

次ですね、貸付金で小国町奨学金貸付金というところで342万円ですね、今年は予算が組まれています。それでですね、この基本的にこの奨学金というのは、もうその年度年度一般会計の中から一般の歳入の中からこう出されているんじゃなくて、基本的には償還金があって、償還金

を今度また貸し出すというような形になっていると思うんですよね、それでもう結構今、諸外国をみていくと給付制の奨学金というのが、もうほとんど世界を見渡せばそういうふうになっています。給付制というふうに考えると、小国町では公立病院で、看護学校に行く人たちなんかに卒業後小国公立病院で働けば、条件付きではあるけれど、そういう給付制というのもあるわけですよね、やはりここは小国町もですね、子育てとかに力を入れていくとか、そういう教育面にですね、力を入れていくんであれば、町として給付制の奨学金なんかも検討していくべきではないかと思うんですが、今の現段階では、そういう議論は内部でなされているでしょうか。

- 教育委員会事務局長(横井 誠君) 以前の質問の中でも、一度そういった質問を受けたことがあると思います。現在、県内の市町村等の奨学金制度をちょっとみてみますと、議員さんの言われるように何市町村かは給付という形でですね、実際やられているところもあるというふうに認識しております。小国町としましては、現在のところそういったことについての具体的な検討はしておりませんけれども、実際そういった給付という形でしているところについても、一部にはある程度1回きりとか、そういった制限付きのですね、給付制度で実施しているところもあるようでございますので、町としては、そういった一時的なものではなくて、安定した貸付制度ができるようにですね、対応していきたいということで、現在の方法で進めているとこでございます。
- 5番(児玉智博君) やはりですね、頑張っている小国の生徒に対して、やっぱり町がですね、しっかりと学ぶための後押しをしていくというのは、必要じゃないかというふうに思うんですよね、特にやっぱり小国町は、できればみんな小国高校に進学してくれれば、その高校存続の問題なんかを考えるとですね、いいのかもしれないけれど、やっぱりそれぞれひとりひとりの人生ですから、やっぱりそういうわけにはいかないと思うんですよね、やっぱり夢のために高校は小国町を離れた学校に進む生徒さんもたくさんいらっしゃるわけで、やっぱりよその小国高校以外に進学してしまえば、やっぱり通学が困難になってしまうというような、小国特有の現状もあるわけですから、その点ですね、是非、そういう子たちもしっかりと支えていけるような奨学金制度というのをつくっていってほしいと思いますので、是非、また何か機会があれば、これをちょっと質問させていただきたいと思います。
- 2番 (大塚英博君) 子供会のですね、育成についてお尋ねしたいと思いますけれども、子供会は 昔からもあったんですけれども、大体どのくらいの今、活動というか、その数があるんですか、 その組織は、小国町には。
- 教育委員会事務局長(横井 誠君) 現在、子供会としましては、宮原地区を除いたほかの大字の 単位での子供会が活動しているような状況でございます。
- 2番(大塚英博君) よそっておかしいんですけれども、活動の内容については、それぞれがやっぱり特徴をもたらした活動をやっていると思うんですけれども、対象としてはその小学生が主なんですか、それとも中学生も含めているんですか。

- 教育委員会事務局長(横井 誠君) 今、御質問にありましたように、小学生が占める部分がほとんどでございます。中学生、それと高校生のほうもですね、入っていただいて、数名ですね、入っていただいておりますし、また、保護者の方ですね、一般の方になりますけれども、そういった方も加入ができることになっていますので、小学生から幅広く言えば、一般の方までということで加入があってございます。
- 2番(大塚英博君) どうしてもやっぱりしてやったりという、例えば、してあげたいという気持ちはわかるんですけれども、本当ならば、その企画とかいうのはどっちかというとPTAとかそういうふうな学校の役とか、そういうふうな方が中心となってある程度その企画運営を立てて、その育成に力を入れていただければ、今そういうふうな方法がいいのではないかなと私は考えるんですけれども、いろんなやり方があると思います。だからその点においては、ほかの地区のですね、その小国以外のところのそういうふうな子供会の育成、そういうふうな情報なんかも入れながら、また新たにですね、新しい子供会というのをいい方面に検討していくことも大事かな、今までのずっと継続してきてやったりというやり方よりも、自主的な運営ができるような方法で、教育委員会としても援助ができるかどうかですね、そういう中で、それに携わっていけるかどうか、新しい形でやっていただければと、私は考えますけれども、その点について答えをお願いします。
- 教育長(北里武一君) この件につきましてはですね、小学校 6 校あったときにですね、各地域では非常に地域の方々と一体となっていろいろな行事等あたりをですね、やっておりました。したがって、そういう伝統があるのをですね、統合したためになくなってしまったじゃこれはちょっと問題があるということでですね、そこで子供会、各地区の子供会というのをつくっていただいたわけなんです。そして、今までのその伝統的な行事あたりをずっと続けてくださいというようなことで、そしてまた、その小国の子供会、各地域の子供会を一体とした子供会連合会というのがまたできております。そしてそこも会長さんがおられまして、そういう定期的にそういうどこはどういう取組をやっておるかというようなことも、お互い情報交換しながら、小国町の子供会連合会みたいな組織もございますので、そういうところで教育委員会としては、十分できることは指導、助言あたりを、援助もですね、一部やっているというような状況でございます。
- 2番(大塚英博君) はい、ありがとうございます。一応、子どもの中でのその運営とか、そういうものも高校生とかそういうところがリーダーになっていただいて、そしてそういう中で地域の子供たちをその育てていくという、そしてまた連絡協議会の中でもそれを共有しながら、いいところは自分のところに取り入れながらやっていくという方向で考えていただければと思いますけれど。
- 委員長(松﨑俊一君) はい、いきます。ページがですね、進めていきます。94の公民館費、9 5集会所運営費、文化財保護費、次の96ページの7ページの中段まで、開発センターから多目

的交流施設までいきましょうかね。

- 5番(児玉智博君) この95ページのですね、集会所運営費について質問します。昨日のですね、本委員会から議論になっております行政の施設のスリム化という部分がですね、ありました。この集会所運営費というのは、この倉原集会所です。同じようなものというか、同じ住民課所管の社会教育施設として児童館も兼ねておりますけれど隣保館というのもあるわけですよね、この倉原集会所と隣保館の違い、使い分け、どういうふうなものがあるのか説明をお願いします。
- 住民課長(河野孝一君) 隣保館ということである施設でございます。これは一般的には同和地区の地区内に建てる人権啓発施設というのが隣保館でございますけれども、小国町の場合は地区外に小国町のあらゆる人権啓発推進する施設として隣保館がございます。それから倉原集会所でございますけれども、これはもう同和対策事業でその地区内、同和地区内にある教育施設として立てられたものでございます。ただ、これに倉原集会所におきましては、あくまでも人権教育をする施設なんだということで建てられたものでございます。
- 5番(児玉智博君) そうであれば、隣保館のほうも新しいし、もうこのおっしゃっているように あらゆる人権教育に解放同盟等もやっていくという町の姿勢もできていると思うんですけれど、 これこそやっぱり1つにまとめたほうがいいんじゃないかというふうに思うわけですが、そうい うわけにはいかないんですか。
- 住民課長(河野孝一君) 隣保館の運営といたしましては、まず、夜間にカギをかけて人が出入りできないような状態にしてございます。倉原集会場の利用といたしましては、夜間の利用が多ございます。利用実績といたしましては、成人学習会等で夜間に50回、それから教職員の学習会等で夜間にこれも20回、それと人権子供会等で学習が終わってそれから始まって、これも夜間にかかる部分でございますけれども、これも含めますと110回、全体で110回として教育の場として使われておりますので、どうしても隣保館の中でそれを開館するにはまた人件費あたりも必要になってきますし、集会所であれば、そこを自分たちでカギを開けて利用して効率的な運用が集会所でできると思っているところでございます。
- 5番(児玉智博君) もうそうですね、何もこの倉原集会所を壊してしまうことはないと思うんですよね、その地区に払下げというか譲渡して、要するにもう小国町内の集落ごとにあるような集会所として残せば夜間だって使えると思うんですよね、あくまでその自分たちの自治公民館として利用していけばいいと思うし、それに夜間の問題があるからと言われれば、そうすればもうその問題はクリアできると思うんですよね、あらゆるその知恵を使ってやっぱり少しでもそういう人権政策費も少なくした方がいいと思うし、もっとこう違う使い方があると思います。実際、やっぱりこの隣保館も夜全然使っていないかといえば、実際、地区内外の人が使っていますよね、どうしてもやっぱり必要であれば、その都度、その都度、ケースバイケースで対応することだってできると思うんですが、いかがでしょうか。

- 住民課長(河野孝一君) 確かに隣保館と集会所施設、利用のことにつきましては、いろいろ検討していく必要があるところもあるとは思っております。ただ、倉原集会所におきましては、あくまでも一般の地域にあります集会所というものとはひとつ違う、国庫補助を受けて人権教育をする施設なんだということで建てております。ですからこれを一般的な公民館として利用するということは、これは目的外の使用かなと思っておりますし、あくまでも教育施設として町が管理しなければいけないというところで考えております。
- 5番(児玉智博君) だったら何で隣保館を建てたのかというふうになってしまうと思うんですよね、それであれば、もう隣保館は隣保館じゃなくて、もう児童館というふうにしてしまって、倉原集会所のほうを隣保館というふうにして、そこで人権教育もやっていくと、ただあらゆる人権教育にやっていくというんであれば、私はその人権教育の場は、そのいろんな人たちが行き交う隣保館にその機能を移していくというふうなやり方のほうがいいのじゃないかなと思うわけですが、この問題についても引き続き、ちょっと取り上げていきたいというふうに思います。
- 委員長(松崎俊一君) ほか、質問ございませんでしょうか。

文化財保護費、それから開発センター費、交流多目的施設費、これはあみだ杉の館ですかね。

- 5番(児玉智博君) すみません。開発センター費の備品購入費について質問します。 505号室 とかあるいは教育委員会事務局が今、利用している1階の部屋とかで、合計3室にエアコンを設置する費用だという説明を受けておりますが、事務局の部屋というのは、土日、祝日、年末年始、以外は仕事をされているんでいいんですけれど、そのほかの2つの部屋ですね、利用頻度というのは直近の記録だけで結構なんですが、どれくらい利用されているんでしょうか。
- 社会教育係長(石原誠慈君) 年間の人数的なところはちょっと確認しないとわからないんですが、 今、505につきましては、今この5階なんですけれど、大体議会で議員さんの控室として使う ことが多いです。それと205、6、これは予防接種とか、201を使うときに同時に205、 6を使うというのが多いと思います。よろしいでしょうか。
- 5番(児玉智博君) このですね、本定例会にですね、議案として出てきたのが、小国町過疎地域自立促進計画というのがですね、議会でも議決されたわけですよね、この中の計画をみてみると、この開発センターの取り壊しと、建て替えということで計画がもう既につくられているわけですよね、実際、この計画というのは平成28年度から32年度までの5カ年計画です。この中でうたわれたあくまでもその都度議会の議決を経れば変更は可能なんですけれど、もしかしたらこの今から5年後には取り壊さなければならないことになってしまうというふうに思います。それでやっぱりこの計画通り、計画というか、もう505といえば本当私たちが控室で使っていて、ちょうどですね、寒い時期がありまして、ちょっとこれは寒いなということを議員の中から発言もあったわけですけれど、きょうはですね、ストーブを入れていただいたお陰でちょっと控室としても寒い思いをせずに使うことができたわけなんですけれど、あんまりこの夏場の暑さもそれは

窓を開けて何とかしのげるぐらいの暑さだったわけで、少なくとも議員の控室としてはエアコンまではいるだろうかと、まだずっと先々使っていくならまだしも、もしかしたら平成32年度時点では開発センターが建て替えられていれば、もう無駄になってしまうと思うんですが、ちょっとこれは考え直したほうがよくはないでしょうか。もちろんその毎日使う事務局にはですね、つけていただいて結構だと思うんですが。

町長(北里耕亮君) 過疎計画の部分については、総務課が主管でありますが、基本的な計画の作り方を少しお話をさせていただきたいと思います。

当然、開発センターの建て替えを過疎計画に入れるかどうかは、私自身も協議の中に入りまして、結果的には入れされていただきましたが、過疎債を利用するのに、過疎計画に既に入れていないといつ何時過疎債を適用する上において、それが適用になりません。よほど財政状況が非常に好転をして、この開発センターが建て替えという部分になればいいんですが、こういう言い方をするとちょっと誤解を招くような部分もあるかもしれませんが、一応、入れさせていただいて、現実、現状としては、非常にこの5年間の中で開発センターの建て替えを現実味を帯びた計画の検討というのは、私も協議に入ってこれを入れた立場として言いにくいんですが、大変難しいかなというふうに思っております。ただ、反面、町民の安全性、議場を5階に据えたコミュニティの会議室がたくさん入っているこの建物の例えば耐震性であったり、安全性であったりというのを自治体、行政としても把握をしております。これを先延ばしに延ばしという部分にしてはいけないというのがありますが、そのもどかしさといいましょうか、そういう部分は、あとはもう判断かなと、トップの判断かなと、これをいざ取りかかるという部分については、ここも概算のつかみでありますけれども7億円かかるとか、8億円かかるとかいうこの当初の、大分前の積算もあったやに記憶しておりますが、ほかにもやらなければいけない事業はたくさんあります。そういういろんな総合的な考えの中でですね、また考えていきたいというふうに思っています。

そこで、505のエアコンについては、ちょっと私は教育委員会所管ですから、どうかあれなんですが、議会の総意としてそれは必要ないですよということであればですね、これを言ってしまってはちょっといけませんので、ちょっと教育委員会にバトンを渡したいと思います。

教育委員会事務局長(横井 誠君) この3部屋以外にもですね、実を言いますと一番下の調理室 又は事務局の隣の書庫の部屋等がまだエアコン等は未設置であります。先ほど議員さんからの質 問でありますように、その点はやはり使用頻度であるとか、緊急性であるとか、必要性を考慮し た上でですね、この今回は順番的には遅くなったほうでございます。もう少し早くですね、少し ずつつけてきている分もございまして、今、この予算に上げている分につきましては、ほぼ教育 委員会事務局としては、もうエアコン設置の最終段階にもう近づいているのではないかなという ふうに思っております。確かに使用頻度からいいますと、ほかの部屋から比べると少ない部分も あるかもしれませんが、例えば、去年、おととしと全国大会とかが、ホッケー関係で行われまし て、その監督者会議とかの打合せとかでこの開発センターは使用されております。また、その時の控室とかでもですね、来客用としてですね、505は使わせていただきまして、そういった重要なですね、場面においても、例えば、とっても寒かったりとか、とっても暑かったりとか、その1年間の中での時間としたらわずかではございますけれども、せっかく来庁された方のですね、来客された方に対しての町の姿勢としても、是非頻度的には少ないかもしれないけれど、重要性は多分に、もう議会の皆さんの控室として使用されている分についても、もちろん重要性は十分あると思いますので、そういった点で今回計画させていただいております。

委員長(松﨑俊一君) ほか意見よろしいですか、質疑。

それでは、97ページの教育費、保健体育費、保健体育総務費から2番の体育施設費、3番の 給食センター費までいきたいと思います。

副委員長(穴見まち子君) 98ページの総合型地域スポーツクラブについてお尋ねしたいと思います。その利用されている方の中身を一応、お伝え願いたいと思いますけれど。

社会教育係長(石原誠慈君) 今御質問がありました社会教育総務費の中の負担金の中にあります総合型スポーツクラブ、現在、小国ゆうあい倶楽部というのがあります。このゆうあい倶楽部の内容になりますが、これが23年度にスタートをいたしまして、27年度で5年目を迎えます。この5年間におきまして、最初4種目でスタートしております。クラブの中の種目数ですね、4種目あったのが、現在11種目で活動をしております。事務局はドームの管理人室がゆうあい倶楽部の事務局になっております。今会員が、今現在が185名会員さんがおります。延べにしますと250名です。これ延べというのが、種目が幾つか先ほど言いました11種目ありますが、2つの種目を兼ねたり、3つ兼ねたりという会員さんもいらっしゃいますので、延べが250名ということになります。それと、このクラブなんですが、一応、ゆうあい倶楽部ということで組織があります。会長さんがいらっしゃって、副会長がいて、それと理事、それから監事さん、それとクラブマネージャー、アシスタントマネージャーで組織をされております。実際このゆうあい倶楽部という組織の中で運営は現在しております。

副委員長(穴見まち子君) 中身の種目ですかね、サッカーとか、どんなのが。

社会教育係長(石原誠慈君) 種目の名前でしょうか。

副委員長(穴見まち子君) 種目の名前とですね、その中に携わっておられる指導者の方ですね、 その人たちの待遇というのはどんなふうになっているのかなと思って。

社会教育係長(石原誠慈君) すみません。今、種目の内容ですが、11種目ありまして、まず卓球ですね、卓球、バレーボール、バスケットボール、それから野球、サッカー、バドミントン、それとユニホックというのがあります。それから卓球。

ピラティスとトランポリンと剣道です。剣道は、27年度に新しくクラブのほうに加わっております。

副委員長(穴見まち子君) あと待遇はどんなでしょうか。

会としてはですね、考えるべきだろうと思います。

- 社会教育係長(石原誠慈君) すみません。もう1つ、ペタンクというのがあります。
 - もう1つ、指導者のほうですが、今言いました11種目に全て指導者がおります。その種目に よって指導者の人数は異なります。
- 教育委員会事務局長(横井 誠君) その種目別の指導者に対する謝金でございますが、金額が決まっております。その金額については教育委員会のほうからではなくて、組織のほうでですね、クラブのほうで設定しておりまして、確認している金額で言えば、ほぼ時給が800円、1種目だけティラピスという競技については専門の指導者にお願いする関係で、その種目については1千250円というふうに伺っております。
- 副委員長(穴見まち子君) その中でですね、ちょっと一例を挙げると、サッカーなんですけれど、 指導者が何名もおられますよね、そしてその小学校の3年生ごろまでを指導される方と4、5、 6年でまた違う方がされると思うんですけれど、小学校を卒業されると同時にですね、やっぱり 上手な方というのは、小国中に行かなくてよその中学校に流れているという実情があるんですよ ね、特に今年は何か5名ぐらいと言われたんですけれど、それはどのように考えておられますか。 教育長(北里武一君) 今年の6年生の卒業生で大分県のほうに行かれたのが4名おります。前も 何か1名か2名か行ったと思いますけれど、こればかりはですね、どこに行くかというのは、本 人並びにこれは保護者のですね、親権者の選択でございますので、私どもがどこに行ってはいけ ないとかいうようなことはできませんので、なるべく小国中学校に行けるように、何かそういう、 何て言いますかね、小国に行ったらいいなというようなそういうムードづくりでもこれはしなけ ればですね、今のところ4名行っても学級編制に問題はございませんけれども、これぎりぎりの ところでいってもらうと学級減ということになりますもんですから、これは十分小国の教育委員
- 副委員長(穴見まち子君) やっぱりサッカー人口が結構最近はふえていますけれども、小国中に やっぱりサッカーというのは無理ですよねというところを聞きたいんですよね。
- 教育長(北里武一君) 前からですね、小学校はあるのに中学校はというようなことはもうかなり 前から言われておりました。しかし、中学校としてはですね、小学校は部活動というのは大体、 教育課程上ございません。ところが中学校はですね、ちゃんと教育課程の一環であるということ で、必ずこれは責任者は学校長ということになっております。したがってやはり学校長としては、 いろいろな種目がずっとある中で、また、その指導者とか監督、責任を持てるその教師を配当で きるかどうかとか、いろいろ十分考えた結果、やはりサッカーとしては、もうこれ以上持てない と、部活動としてですね、そういうようなところで今まで中学校のサッカーというのはございま せん。ですから当然小学校から上がってきた子どもがですね、よそに行くということはあると思います。また、熊本県は宇城あたりではもうクラブ制でですね、そこに非常に専門的なそういう

学校までつくっているというような状況でございますので、今後は親の考え方でですね、なにも その校区内でなくてもそういうクラブを目指していくような子どもというのがふえるんじゃなか ろうかなというような感じはいたします。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) はい、ほか。保健体育。

5番(児玉智博君) すみません。給食センター費もよろしいですか。

委員長(松﨑俊一君) はい。

- 5番(児玉智博君) 給食センター費の中の賄材料費について質問します。この賄材料ですね、納入する業者、基本的に給食の材料であれば、もう全て町内業者から仕入れることができるんではないかと思いますが、その点はどのような公募のやり方をして、実情として町内業者と町外の業者との取引の割合というのはどのようになっていますでしょうか。
- 学校教育係長(河津佐和子君) 納入業者についてなんですけれども、現在ですね、こちらは給食センターと保育園、寄宿舎などもですね、主に町内の業者さんを利用させていただいております。ただ、学校給食センターにつきましてはですね、相当数人数も使う量も多いということで、また、一般の商店で入らないようなですね、加工品、加工品といいますか、そういう食材とかもありますので、そういうものにつきましては、熊本県の学校給食会というのがございまして、こちらは県内の学校、公立学校とかがですね、食材を購入するためのといいますか、利用する業者がございまして、そちらのほうと、あともう1社ですね、食材のそういう加工品とか、そういうものを、時には冷凍食品等もですね、野菜とか、果物についても使うこともございますので、そういったところから、主に2社からとることもございます。ただ、お肉とか、魚も含めまして、生鮮食料品につきましてはですね、町内のその仕入れとかが、納入が可能な業者さんに依頼をして納入をしていただいております。

今年度も町内の業者さん、あと豆腐とかですね、豆腐屋さんとかもありますけれども、大体17社ほどが町内の業者さんで、先ほど申しました学校給食会と食材を納入する市内の業者があるんですけれども、そちらの2社ほどが町外からの利用の業者というふうになっております。ただ、ちょっと割合につきましてはですね、ちょっと出ておりませんけれども、主に町外というものにつきましては、2社から入っております。

5番(児玉智博君) なかなかですね、毎日食べるものなんで、バリエーションとかも考えると、そういう冷凍物で、加工済みのものとか、冷凍物とか、そういう野菜も入れないといけないのかもしれないですが、やっぱり季節ものの野菜を基本使うようにしていって、なるだけ町内で全てまかなえるようにしたほうがいいんでしょうけれども、恐らくそういう努力もしながら、それでもやむを得ずというような形でやっているのかなというふうに、一応、そのように理解をいたしました。

もう1点、賄材料についてなんですが、完全給食ということで、米飯もですね、給食になった かというふうに思います。ただちょっと落成してから今日までですね、毎日その米飯じゃなくて、 ちょっとパンが出てきたりとかしたという話も聞いております。今後ですね、それはどうされて いくのか、毎日御飯できちんと対応することができるのかという点を確認させてください。

学校教育係長(河津佐和子君) 児玉議員の御指摘のとおりですね、皆さま方にもセンターの開設、落成とかにはおいでいただいたと思いますけれども、確かに1月から給食の米飯を出すということになりましたけれども、やはり調理員さんが慣れていない、新しい施設での作業ということもありまして、1月開始時点ではですね、週に3回パンを出す、週に2回が御飯ということでですね、また、その献立等につきましてもちょっと工夫が足りない、また量が足りないということもありまして、保護者の方、それから子どもさん方からもですね、大変不満が出たような状況でもありました。ただ、その後ですね、調理員さんとか栄養士さんも含めて一生懸命努力をしていただいてですね、今現在では、週に2回、月・水・金が御飯で、火・木がパンというような献立になっております。量的にもですね、少ないという、パンの時は少ないとかいういろんな苦情とかもあったんですけれども、今現在はですね、御飯の量、おかずにつきましても、充実してきて大体子供たちからも不満が出るようなことはないというふうに聞いております。

今後はですね、当然、完全給食を目指してですね、1週間御飯をつくり、御飯を出し、それから献立につきましてもですね、いろんなバリエーションを考えて、食育も含めたところで努力をしていきたいというふうに思っております。

- 5番(児玉智博君) 年度明けてですね、給食費も390円が400円になり、小学生、3千90円が4千円になって、中学生の3千700円が4千600円に引き上げられるという説明がもうなされています。それで、それがこの米飯給食を導入したからそうなるんであれば、やはりもう週5回御飯をきちんと出すということが基本だと思います。第一、地産地消という観点からも御飯は農家、米はですね、皆さん農家の方がつくっていらっしゃるから、その米を買い入れる、その入手することは別に困難なことじゃないと思うんですよね、それで週2回もパンを出すというのはちょっと話が違うんじゃないかと思うんですが、なぜ、そこに週2回パンが入ってくるのか、その理由を教えてください。何かそのいいことがあるから、そのパンを出すのかどうかですね、子どもにとって。
- 学校教育係長(河津佐和子君) おっしゃるとおりです。完全給食になったということで、当然、子供たちも皆さんも期待をされているところだと思いますけれども、ただですね、当然、米飯給食ですので、週5回というのが原則といいますか、それを目指すところですけれども、例えば、今現在はやっぱりちょっと慣れていないというのもありますし、当然、週5日の完全給食を目指すところでもありますけれども、ただですね、子供たちも毎日、毎日御飯というのもちょっと飽きがきたりということもありますので、月にですね、1回とか、2回はないかもしれませんけれ

ども、といいますのが、やっぱりパンのほうが値段が高いということもありますし、ただ、給食の献立上はですね、子供たちに楽しんで食べていただくためには、完全給食を目指しながらもその中でも月1回、2回はパン食を入れたいというのが栄養士の考えかと思います。

- 5番(児玉智博君) そうですね、基本的にですね、生徒さんは給食だけ食べているわけじゃなくて、朝ご飯も食べるし、夕ご飯も食べるわけですよね、その中で基本的にその毎日御飯を食べたら飽きるからパンを出すということであれば、もう何か今までの小国町の学校給食の積み重ねを全否定するようなことを言われても、今まではその家庭から御飯を持ち込んで、毎日御飯を食べていたわけですから、ちょっとですね、やっぱりこう基本的には日本人の主食は米であって、小国町で生産されているのも米なんですから、やはりこう完全に基本的に米にしていくと、月に1、2回パンを入れるとか、もうそういう必要はないんじゃないかと思います。どうしても出すんであれば、やっぱりそれは学校で焼いたパンを出すぐらいの、それぐらいのやっぱりこだわりを持ってやるならまだしも、よそで焼かれたのを持ち込んで出すというのは、基本的に作り手側が、私は楽をしているだけじゃないかなという気がするんですが、そうは思われませんか。
- 教育長(北里武一君) もともと小国がですね、米飯だけは持参しなさいというような、これは米 消費運動の一環だろうと思います。やはり御飯だけ持っていくとなりますとですね、前の日の御 飯ではいけないから、朝から御飯炊いて、そしてそうするともうせっかく炊いたんだから、みん な朝も御飯を食べようと、ところがだんだん世の中の流れがですね、パン食がやっぱり出てきて いるんですよね、ですから必ずしもそういう考え方が、小国の考え方がすんなりいくような時代 でもないような感じもいたしますし、また、今までのよそのところはですね、パンを出していた わけですね、そしてやはり米がいいんだということで米飯給食を始めたんですが、やはりその米 飯給食にしますとパン屋が潰れるんですよね、今まで何十年もそうやってきたパン屋さんがです ね、やはりこれを救わなければいけないというようなことで、せいぜい米飯は週に3日、それか らパンが2日というような、大体そういうところで落ち着いて周りはいるんですが、何せその小 国は今までがその御飯を持ってきていたんですからパン屋とは何も関係がないんですよね、です から極端な言い方しますと毎日米飯でもいいわけです。ですからそういう点で、極力米のほうに やりまして、やはり今さっき係長が申しましたように、パンが好きなものもおりますもんですか ら、たまにはそういったところで思考をかえるといいますか、そういうようなところも今後はや っていくんじゃなかろうかというような感じもいたします。あくまでも地産地消を目指して、米 のほうを優先していきたいというふうな気持ちは持っております。

委員長(松崎俊一君) ここで暫時休憩いたします。3時20分から行います。

(午後3時09分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時20分)

- 委員長(松﨑俊一君) 100ページ、101ページ、それから最後にですね、102ページ、これは美術館の特別会計の繰出金ですね、これは特別会計の時にでもまたお願いしたいと思います。 よろしいですかね、それでは歳入のほうにいきたいと思います。
- 福祉課長(穴井幸子君) 先ほど議員さんから御質問があった件なんですけれども、後期高齢者の広域連合共通経費負担金の金額についてでございます。こちらにつきましては、後期高齢者人口割が50%ですけれども、それを割ります、何と言いましょうか、市町村の事務費負担金基礎数値構成というのがありまして、高齢者人口は熊本県では27万884人です。小国町は1千641人ですので0.6058%、それから熊本県の人口は180万9千558人、小国町の人口は7千620人ですので、構成比率は0.4211%ということになります。この負担金は、後期高齢者医療広域連合一般会計事務費負担金が2億3千602万円、それから後期高齢者医療特別会計事務費負担金が、熊本県全体で5億3千603万円となっております。均等割等はありますけれども、この先ほどの比率を計算をいたしまして、一般会計の事務費負担金が163万7千円、それから特別会計事務費負担金が371万8千円、あわせて535万5千円ということで計算上間違いはございません。

遅れましたけれど、以上御報告申し上げます。

委員長(松﨑俊一君) よろしいですか。

5番(児玉智博君) はい。

委員長(松﨑俊一君) それではすみません。また質疑ですね、一般会計の歳出が一応、終了しま したが、質疑漏れはございませんでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) はい、それでは、歳入のほうに入りたいと思います。

ページが16ページ、一番下の11分担金及び負担金、民生費負担金、それから17ページ、17ページが12の使用料及び手数料の民生使用料、それから2つ飛びまして、5番の教育使用料となっております。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) 次、ページを追います。18ページ、19ページ、同じく使用料及び手数料の総務手数料のうち、3番目自動車臨時運行許可手数料、1つ飛んで戸籍、印鑑、住民、身分、印鑑登録、印鑑登録証の各々交付の手数料、2つ飛びまして犬の登録その他証明手数料、それから13番の国庫支出金の中、民生費国庫負担金、これはずっとつながっておりますね、それから国庫補助金の中で、1番民生費国庫補助金、衛生費の循環型社会育成推進交付金が、これは産業のほうになっております。それから一番下に民生費の委託金、中長期と基礎年金市町村事務委託金ですね。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) ページを追います。20ページから21ページ。こちらも県支出金の民生費県負担金、それから県支出金の中で、総務費県補助金、人口動態調査、それから1つ飛んで消費者行政、消費者行政推進事業、あとは民生費補助金、社会福祉費補助金のほうはもうすべてが入っております。それから衛生費の県補助金のうち、浄化槽設置整備事業補助金が産業で、あとの3つ、健康増進、虫歯予防、風しん予防、それから一番下の教育費県補助金。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 次、22ページ県支出金のこれは小学校費の補助金ですね、県補助金の小学校費補助金で「水俣に学ぶ」それから県支出金の県委託金、民生費の委託金が人権啓発推進事業、それから特別弔慰金支給事務の交付金、それから3つ飛んで支援学校給食委託金、財産収入のほうでは、2つ飛んで美術品取得基金積立金の利子、それから3つ飛びまして奨学事業の基金積立金利子、それからその段の一番下ですね、小国町学校教育施設整備基金積立金利子収入、それから17番繰入金の奨学金事業基金繰入金、それまでになっております。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) ページ追います。24ページ、17繰入金の一番上、地域福祉基金繰入金、 それから中段の繰入金、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金、それから貸付金元 利収入ですね、25ページに入りまして、中程に災害援護資金、それから奨学金貸付金、それか ら奨学金貸付金の過年度分、それから保育園の受託事業収入、一番下に学校給食収入、現年度分 と滞納繰越分。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) じゃあ、ちょっとページを追っていきます。

次、26ページ雑入のほうで、上から保育園の給食収入ですね、職員、実習生、それから1つ飛びまして中学校寄宿舎、体育施設自販機、実習生受入れ、悠ゆう館の施設負担、1つ飛んで一時保育事業から4つ飛びまして地域生活支援事業負担収入、2つ飛んで更生医療費返還金、1つ飛んで太陽光発電売電料、3つ飛びまして高齢者等活動支援促進施設負担収入、2つ飛んで第三者納付金、同じく2つ飛んで地域福祉活動計画推進に伴う社協負担収入、それから27ページ、審査手数料返還金、これは2番目、頭出しの1円、それと町債のほうは総務課になりますけれど、事業内容といたしまして、民生費の子ども医療費助成事業、それから出生祝い金事業、子育て環境整備事業、それから教育関係で、学習・生活活動支援員配置事業、それから衛生費の城村最終処分場適正閉鎖対策事業が一応、該当するかと思います。

5番(児玉智博君) 衛生費のですね、城村最終処分場適正閉鎖対策事業ですね、についての質問ですが、基本的に今後の進捗状況としては、どのようになるのかと、また現在、今どのような段階にまできているのかというところを確認させてほしいと思います。

まず、中原のトンネルから排出される土砂の持込みがですね、終了しまして、今後また足りない土をですね、近くの山から削り取って持ち込むという計画であるということを聞いたんですが、現在ですね、その削るべき山はもう大体めどが立っているのかと、地権者との交渉も終わっているのかという点を確認したい。それから今後の進捗の予定ですね、いつごろまでに工事を終了するのかというところをあわせて答弁願います。

住民課長(河野孝一君) 今現在の進捗状況としましては、中原から全体の4万立米あるうちの2万立米が運ばれております。一番最下部から上部まで5段の盛土をするんですけれども、一番面積の多い部分を含めまして、今2段目まで工事が終わっております。それから底辺から三角形を描きます上部のほうですので、約全体からいくと2段ですけれども、約半分のところぐらいまではきておるところでございます。

それから本年度土を持ってくる予定のところは、今最終処分場からまだ奥に入った山林部分で土を確保する予定でございます。当初計画では、工事費が安くなるために、一番直近のところで確保したいという予定でございましたけれども、その土地の周辺地の方から、やはりちょっと危険性があるというようなことで、次の土地を確保するためにちょっと交渉を行っております。地権者の同意はとれております。現在、その土質がその土地にあう、盛土にあう土質なのかというのを調査しておりますけれども、土地、地形的にはそう大きくかわりませんので、まだその調査をしております。最終的にはその用地が土質に問題がなければ、その土地から運搬して盛土をする。そして平成28年度に完成したいと考えているところでございます。

- 5番(児玉智博君) それなら地権者の同意の方は得られて、土質を調査中ということでした。土質があうんであれば、搬入が開始されると思うんですが、その地権者の方の土地だけで必要なその2万立米というのは確保されるというのは、もうわかっているんですね。
- 住民課長(河野孝一君) それも含めて、測量を行っております。大体それで確保できるということを前提に進めております。
- 委員長(松﨑俊一君) ほかに質疑はございませんでしょうか。
 - 一般会計のですね、歳入のほうが一応、終了しましたが、質疑漏れはありますか。
- 10番(時松昭弘君) 町債の出生祝い金事業、過疎ソフトということで300万円の計上がありますが、今、年間どれくらい出生があられますかね。
- 福祉課長(穴井幸子君) 大体40名前後でございます。
- 10番(時松昭弘君) 40名。これは一応、金額的には、出生祝い金の金額は幾らになりますかね、1人に対して、お祝い金を。

- 子ども未来係長(宇都宮健治君) 1人当たり30万円になっております。
- 10番 (時松昭弘君) 40名ということになると、300万円でこれは足りないのではないですかね。
- 子ども未来係長(宇都宮健治君) この出生祝い金についてはですね、多子世帯ということで、第 3子以降の子どもさんが生まれてからの出生祝い金というふうになっておりますので。
- 10番(時松昭弘君) はい、わかりました。
- 5番(児玉智博君) すみません。質疑漏れがありました。

20ページのですね、県支出金、民生費県補助金の中に、乳幼児医療費補助金がございます。 しかし、熊本県はですね、子ども医療費に対する県補助が全国で最低クラスだということで、小 国町議会としてもですね、12月議会に引上げを求める要望書を決議しております。是非、それ を執行部、町長からもですね、県に対して求めてほしいと思うんですが、町議会が要望書を決議 して以降、何かそういう働きかけというのはされているでしょうか。

町長(北里耕亮君) 今現在のところ、まだこれの用のですね、要望というのはないんですが、年度末に県の部長と会う機会があります。これは町村会の総会の時でありますけれども、そういったところで話題にしていきたいというふうな部分もありますし、実は、私が県の町村会の評議員会という役員会みたいな部分がありますが、その立場にあります。そこでちょうどその時も役員会があって総会があるんですが、その時にも話題にしていきたいというふうに思っております。以上です。

委員長(松﨑俊一君) ほかに質疑漏れはございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) それでは、ちょっと暫時休憩いたします。

(午後3時38分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時39分)

委員長(松崎俊一君) それではここでですね、昨日議論されました小国町新電力会社出資金についてわかりやすい資料ということで、執行部に作成をお願いしております。

資料ありますかね、配付いただきまして、執行部からの説明を求めます。

(資料配付)

政策課長(清髙泰広君) お疲れさまです。

それでは昨日、小国町新電力事業の出資金についての提案をさせていただきまして、御説明申 し上げましたが、追加で説明をさせていただきたいと思います。

ただいまお手元に「小国町地域新電力事業について」ということで資料をお配りしました。これに沿って御説明したいと思います。

まず1ページ目を開けていただきますと、これは12月の全員協議会の時にもお示ししましたが、一般的な新電力についての説明でございます。

2ページ目が需要確保の見込みということで、新電力会社を立ち上げましてから、こういった感じでですね、需用者を確保していきたいということで考えております。ここでちょっと訂正をさせていただきたいのですが、実は、きのうの説明では、4千キロワットを当初からですね、契約電力として御説明しましたが、これは私が勘違いしておりまして、4千キロワット程度の契約電力があれば、安定した経営ができるということで、この表を御覧いただきますと、初年度は2千200キロワット程度から、徐々に契約電力をふやしていきます。それと公共施設から民間施設へと広げ、最後には住宅、一般家庭まで広げていく形で、大体2019年度には4千キロワットを、2020年では5千キロワットをこういった感じで広げていきたいということで現在考えております。

続きまして、次のページでございます。今度は電力を確保するほうでございますが、町内でのいわゆる再生可能エネルギーとしましては、最初は太陽光発電を2016年は500キロワットからスタートして、徐々にふやしていく。あと風力発電をこれ期待しておりますが、おぐにウィンドファームのJ-Powerのやっています風力発電から一部いただきたい。そしてその先に2019年度からにしてありますが、地熱発電の電源を新しく確保していきたいということでやっていきたいと思います。それとその下に、常時バックアップというのがございます。これは九州電力から購入する電気でございます。きのうも説明しましたが、太陽光とか風力というのは、非常に電源としては安定してはおりませんもんですから、最低限必要な部分はですね、バックアップという形で、九州電力からですね、購入する形で、全体としての電源を供給していく形を現在のところ考えております。

続きまして、収支の構造でございます。まず、3つの棒グラフがありまして、一番左側が原価、そして真ん中か地域の新しい電力会社で販売するときの金額、そして一番右が現在のですね、料金です。この金額につきましては、非常に販売のほうはいろんなメニューがございまして、個別のメニューがございますので、なかなかこういう形で表すのは非常に難しいんですが、一般的な話としてですね、考えていただきたいと思います。

まず原価でございます。まず、電源の調達の費用ということで、これが約1キロワットアワー当たりで13円ですね、電源としてはまずFIT電源単価というのがあります。これが9から17円で買えると。実は、実際固定価格買取制度では、太陽光でも29円、バイオマスとか地熱とかになりますと40円とか50円とかあります。それが何で9円から17円で買えるかといいますと、その差額分はですね、国のほうから費用調整のお金が出ますもんですから、実際には40円で買った電気も13円、平均して12円ぐらいですかね、の電気を買うような形になりますもんですから、一応、ここではほかの電源とあわせるために、そういう記述をさせていただいてお

ります。

それとあと、卸電力市場価格ということで、これは一般に出回っている電気が、大体これもや はり変動はしますが、9円から17円ということで、平均して大体15円ぐらい、それと先ほど 言いました九電からのバックアップ電源、これが、これも変動しますが、今のところ9円から1 1円ということで、約10円。これはその下に書いてありますように、現時点でのシミュレーシ ョンということですね、非常に価格が今後大きくかわる可能性もあるところではございます。こ ういったいろんな電源調達の方法がありますが、これを平均しまして、現在は大体13円ぐらい でキロワット買えるということでございます。これに託送料金、九州電力のほうに送っていただ きますから、託送料金が3円、そして会社運営のための需給調整業務委託とか営業とか諸経費等 が、大体キロ当たり2円ということでですね、これも会社の規模によって大分違いますが、わり と高めに設定しているところでございます。大体原価が18円、これを今回、地域電力が19.8 円で販売するという形になります。一番右端の従量料金はですね、これは役場を想定してしてお ります。役場の場合でしたら下のほうの吹き出しの中にありますが、年間に37万キロワットア ワーの電気を使っておりまして、これから計算すると大体、1キロ当たりが20.4円ということ でございます。ですので、今まで1キロワット当たり20.4円だったのが、新しい新電力では、 この場合は3%引きということにすると19.8円ということになって、19.8円で売るという ことになりますので、その差ですね、0.6円ですか、0.6円キロ当たり安くなるということで す。これに先ほどの37万キロワットをかけますと、大体年間で22万円電気代が下がるという 形になります。その時、この電力会社としましては、新電力としましては、18円の電気を19. 8円で売るということですので、1.8円のもうけで、年間にしますと約66万円が新電力会社が、 こういう設定をすれば新電力会社が66万円、役場が22万円の電気料の減、こういった形の、 これはあくまでもシミュレーションといいますか、役場をシミュレートした場合は、このくらい になるんじゃないかということです。ただ、これ電気は契約金額と実際に使っている電気、非常 にピークが高くて、非常に電気の使用に波がある事業所と、もう比較的安定している事業所では やはりこういった計算をするとですね、波がある事業所の方が安く設定することができます。そ ういった意味で役場はわりと安定していますもんですから、非常に割引としては、ほかの事業所 に比べるとですね、どちらかというと低いことが想定されておりまして、もうちょっと事業所に よってはですね、割引率が高くなるところも想定されております。

最後のページが、小国町でのスキーム例ということで、これも最初にですね、全協で示させていただいたのと同じような感じでございます。青い点線がお金の流れでして、再生エネルギーの発電所とか電気卸取引所とか九州電力から電気を購入して、これを家庭とか地元企業とか公共施設に売ります。真ん中に新しい会社がありまして、ここに町とか地元企業とかPPS事業者が出資して、運営します。こういった感じで考えております。

繰り返しになりますが、一応、予定としましては、7月ぐらいに会社を立ち上げて、本年度中 期以降に営業が開始できればいいかなということで、現在事業を進めているところでございます。 以上でございます。

- 委員長(松﨑俊一君) ただいま執行部のほうからですね、説明がありました。これよりこの件に つきまして質疑に入りたいと思います。
- 5番(児玉智博君) では、この配付いただいた資料に基づいてお尋ねするんですけれども、3ページ目にですね、大体、電源規模の見込みというのがありまして、初年度2016年度は太陽光発電が500キロワット、常時バックアップとして九州電力から買い受けるのが400キロワットというふうになっております。それで、2021年までに、太陽光は2018年までに1千500キロワットになって、その九電から700ワット、最終的に、今この表で出ている最終年度の2021年度が1千500に対し、常時バックアップが900ということになっております。きのうの質疑の際に、政策課長からは、やっぱり太陽光発電とか風力発電は、なかなかこう発電量が天候などに左右されて安定しないからということで言われたんですけれども、2021年までにですね、この全体では3千900キロワットになるわけですけれども、その3千900のうちの2千500が太陽光と風力発電ということで、課長が言われる非常に不安定な電源に依存する形になるわけですけれども、この計画というのは少々甘いんじゃないかと思うんですが、いかがですか。
- 政策課長(清髙泰広君) おっしゃるとおりですね、やはりベースロード電源としてはですね、地熱とかバイオマス発電を期待したいところでございます。ただ、実際の経営を考えるときにはですね、余りそこあたりを過大に評価するのも難しいこととですね、もう1つは地熱発電とかバイオマス発電、あるいは太陽光もそうなんですが、現在、新規で新しい事業所が開発、できるときにですね、九州電力に当然系統連携をするんですが、ここが非常に難しい状況になっております。そういった意味では、太陽光発電所につきましてはですね、このくらいの数字は既存の太陽光発電、小国町だけじゃなくて、この近隣の発電所まで含めると期待できるんですけれども、まだ地熱発電は期待としては、これが高くなることを期待しておりますが、見込みとしては、余り大きなことはちょっと言えない状態になっておりますもんですから、このくらいで抑えているところでございます。
- 5番(児玉智博君) それで今ですね、おっしゃったのが、小国町だけじゃなくて、この周辺の自治体に存在する太陽光発電というふうにおっしゃいました。そしたらですね、ちょっとこの新電力会社の魅力というのが、随分私の中でちょっと下がるなと思うのが、環境モデル都市だからこそ、エネルギーの地産地消ということで、基本はやっぱり小国町内で発電されたものを町内で利用するということが、それが大前提じゃないかなというふうに思うわけですよね、この同じ3枚目の資料の2つ書かれている文章の2つ目の丸ぽつにですね、「町が関与する太陽光や地熱発電

の開発が重要」という言葉がうたわれております。これはやはり町が太陽光発電を設置したりとか、地熱発電に乗り出したりすることも現実的にこうあり得ることだというふうにお考えなんですか。

町長(北里耕亮君) 課長の答弁の中で、現実性がある手堅い計画という部分で、先ほどの発言で 町外からという部分も発言があったかと思いますが、私自身もエネルギーの地産地消ということ で、コメントをいろんな部分でさせていただいておりますので、可能な限りですね、やっぱり小 国町内で発電されたものをというのが、第一義的にあるというふうに御理解いただきたいと思い ます。その中で、電源調整という部分で、どうしてもという部分で、それは二次的な部分という ふうに捉えていただければと思います。

次の、丸ぽつ2つ目の太陽光や地熱発電の開発ということで、この部分について以前も一般質問やいろんな場面で議員の方からもそういう問いかけがありまして、私も答えておりますが、こういった部分で、町も積極的にですね、条件が整えば、こういう意図を持っていろいろなコントロールをしていきたいという部分もありますが、将来についてはその発電事業にもチャンスがあれば、条件が整えば、やっていきたいという意欲はあります。太陽光についてもそうですし、こういういろんな部分のこの電源のもとになる部分を町として模索ができていければですね、積極的にしていきたいというふうに思っております。

- 5番(児玉智博君) それでその次のページですね、電源調達費用の内訳ということで出ておりますが、これを見るとですね、九電常時バックアップ価格というのが平均約10円ということで一番安いわけですよね、これでいくならかえってですね、このほかの太陽光とか風力とか地熱から確保するよりも、経営的にはこちらの比率を大きくした方が、経営的にはいいのかもしれないけれども、ただそれでいくなら、もうそもそものこの町がこれをやる意義というのはなくなってしまうから、私はそれはよくないとは思うんですが、でも結果としてそうなることもあるかもしれないと思うんですけれども、そうなった場合はどうされるおつもりでしょうか。絶対そうさせないために頑張るとは思うんですけれど。
- 町長(北里耕亮君) ちょっと足りない部分は補足をお願いしたいと思いますが、私がこの新電力をやろうというふうに、一番最初にきっかけになったのが、岐阜県の、すみません、群馬県の中之条町というところに行く機会がありました。そこは町の、町営の太陽光パネル、そこはメガソーラでありました。のみであります。となると、夜の部分が全くその電源が足りませんので、そこをこう九電から逆輸入と、こういった感じのスキームの同じような感じでありました。安定しないのでということで、非常に悩みがありましたが、これからやろうとしている小国町の部分については、風力は夜もですね、一応、動いておりますので、それに控えめには書いてありますが、やはり地熱をふやしていってということを、この表は手堅く書いておりますけれども、是非やっぱり地熱がカギになるのではないかなというふうに思っております。そういう部分において、御

意見の通りに、その九電の常時バックアップ、これをいかに抑えていくかという部分がですね、 エネルギーの地産地消とやっぱり堂々と言える部分においては、そのカギになるんではないかな というふうに思っております。ただそれは少し現実的じゃなくて、概念的な発言になりますから、 後ろから現実的な意見を、もういいですか、じゃあ。ではいいということで、それを念頭にやっ ていきたいというふうに思っております。

5番(児玉智博君) そうなるとですね、やはりこの後ろのページの町が関与する地熱発電の開発というのがこれを本当の意味でですよ、環境モデル都市にふさわしく、やっぱりエネルギーの地産地消を成功させるという意味においても、非常に大きくなってくるんじゃないかなと思うわけです。ただそうなるとですね、やっぱり地熱発電を町が乗り出すとなれば、やっぱり地域の方とのですね、話もしっかりしていく必要があるし、もう理解を得ないけないというところで、なかなか簡単ではないと思うんですが、でもそれなりのやっぱりそこまでの思いを持って今回、これをつくられるということなんでしょうか。ちょっとその辺についても答弁を。

町長(北里耕亮君) 2つ狙いがあります。ここで2019年500というふうに地熱発電の欄でも500、500、500と書いてありますが、ここはもう具体的にもう既に操業されている1社あります。ここの事業体が自分のところの会社で、マンションの一括電力事業をやられているところでありまして、御自分のところに発電された電力を関西のほうだったと思いますが、持っていくということの情報がありましたが、少し私どものこういった動きもありますよということの、若干ですが話題にしたら、「いやそれはこの町の方に全部ではないんですが、一部でも供給できる可能性もありますというふうなこともいただきました。次に、そのほかで操業をされようとしてるところがあとあります。ですから、当然、先ほど言うように、町が中心になって、町が事業主体となって地熱発電をするという案も1つありますが、既に民間の方で現在操業されている別のところの計画もありますもんですから、地熱のほうがそれでふえていけばですね、この500というのがまたふえていきます。そうすると安定電源がふえるということで、本当の意味でのエネルギーの地産地消になるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) それでは、小国町新電力会社出資金についての補足説明を終わりたいと思います。

以上で、当委員会へ付託されました一般会計の歳入歳出予算が終了いたしました。再度お伺いします。質疑漏れ等はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 質疑漏れなしと認めます。質疑がなければ、これをもって質疑を終結いた

します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算に反対の立場で討論 いたします。

まず反対する第一の理由であります。今年度から蓬莱保育園が休園される中での予算編成となっております。質疑で申しましたが、やはり11月末に募集がなかったことで、12月17日に地元説明が行われたわけでありますが、やはりこれはですね、丁寧な説明というにはなかなかこうほど遠いものであったと思います。休園そのものを、仕方がない状況での苦渋の判断というふうに言われていますが、そうにしてももうちょっと丁寧にですね、地元の住民との対話を進める努力をするべきだったのではないかと思います。やはりそれが十分されていない中での予算編成という点で賛成できません。

反対する第二の理由は、副町長のための給料や一時金、あるいは社会保険料が含まれた予算であります。今回の予算では、副町長が直接受け取る給料と期末手当884万1千円とあわせて、社会保険料、町が負担する社会保険料や共済費等あわせれば1千367万円に上ります。しかし、副町長の具体的に今後どういった方が人事案件として提案されるかは、今現在、議員のだれ1人も知らない状況であります。かねてから副町長制度そのものには反対しないと、私自身言っておりますが、一体どういう人事の提案がなされるかもわからない時点で、1千367万円もの巨額の歳出に反対するわけにはまいりません。

反対する第三の理由は、同和関連予算が、いまだに1千100万円以上歳出され続けているという点であります。質疑でも述べましたが、2002年に同和対策特別措置法が失効してから、この直接的補助金を始め、法的裏付けのない支出であります。断じて賛成するわけにはいきません。

以上述べました主な理由として、この3つの理由から反対するものであります。議員各位の御 賛同をよろしくお願いいたします。

委員長(松崎俊一君) ほかに討論はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 討論なしと認めます。なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決に入りたいと思います。

議案第24号 平成28年度小国町一般会計予算について、原案のとおり、可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長(松﨑俊一君) 挙手多数であります。よって、議案第24号は可決承認すべきとされました。

次に、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号について、 一括して議題といたします。

執行部より説明があればお願いしたいと思います。なお、7日の本会議で各所管に属する特別 会計の当初予算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があれば、お願いしたい と思います。あわせて資料等あれば配付を願います。

福祉課長(穴井幸子君) それでは、平成28年度 小国町特別会計予算書をお願いいたします。 1ページ目でございます。読み上げます。

それでは2ページをお開きください。それでは、13ページを御覧ください。28年度の国民健康保険特別会計予算としましては、新しい事業としては特にございません。ですけれども、13ページの2の保険給付費の療養給付費でございます。一般被保険者療養給付費が増になっております。やっぱり27年度が療養給付費が伸びているものですから、28年度の予算も増額で上げさせていただいております。

それから16ページをお開きください。共同拠出金の3、保険財政共同安定化拠出金が、昨年度に比べて増額させていただいております。こちらに対しても27年度が共同事業の中で30万円以上だったレセプトが、1円以上になりましたので、27年度かなり見越してあげていたんですけれども、今年度もそれの増が見込まれますので、上げております。

続いて、歳入でございます。9ページを御覧ください。療養費給付費負担金でございます。失礼しました。9ページですみません。療養費給付費負担金です。下から2番目のところです。こちらにつきましては、600万円の減になっておりますけれども、退職者医療費等交付金です。これは被保険者の減により、減になっております。また、その下の前期高齢者交付金でございます。こちらは一応、1千万円の減にしておりますけれども、こちらもですね、前年度65歳から74歳の人口が多いということで、前年7千万円の増をしておりましたけれども、今回、決算等を見込みまして、今回の予算、28年度の予算につきましては、1千万円の減で上げさせていただいております。

簡単でございますけれども、これで国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。 ただ、福祉課資料5でございます。こちらのほうに委託業務調書、補助金調書、負担金調書等を 上げさせていただいておりますので、参考に御覧いただきたいと思います。

続きまして、介護保険のほうに移らせていただきます。

22ページをお開きください。こちらにつきましては、介護保険につきましては、予算説明の とおりでございます。28年度から地域支援事業の新総合事業が始まります。保険給付費で、介 護予防サービス費が減少し、そのサービスが地域支援事業に移りますので、地域支援事業のほう が増になっております。こちらも福祉課資料5を御覧いただきたいと思います。

委員長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩を挟みます。時計で4時20分から行います。

(午後4時12分)

委員長(松﨑俊一君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時20分)

委員長(松﨑俊一君) 説明をお願いします。

福祉課長(穴井幸子君) 先ほど以上で福祉課の説明は終了させていただきます。

福祉課資料の5を御覧いただきたいと思います。

以上です。

委員長(松﨑俊一君) 後期高齢者もないんですね。

福祉課長(穴井幸子君) はい。

住民課長(河野孝一君) 小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算につきましては、 本会議で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

教育委員会事務局長(横井 誠君) それでは、小国町坂本善三美術館特別会計予算について少し 説明させていただきます。

本年度の善三美術館の予算につきましては、61ページをお願いします。歳入としまして、使用料及び手数料、繰入金、諸収入の合計が、1 千 2 7 3 π 5 千円でございます。前年度比較の 7 9 π 4 千円となってございます。

次の62ページの歳出が、総務費としまして同じく1千273万5千円でございます。この分も79万4千円の前年度比較の減額でございます。

歳入の明細としまして、63ページにございます。善三美術館の入館料392万5千円、一般会計からの繰入金803万円、諸収入としまいて、ミュージアムショップの売上げ72万円と美術教室参加費6万円、あわせた合計が78万円でございます。

続きまして、64ページ、65ページが歳出の明細でございます。79万4千円の減額になってございますが、この分につきましては、7の賃金において、臨時職員を27年度は索引調査も含めまして、2名計上していたものを28年度は通常の1名にしたことによる減額と、備品購入としまして、前年度計画してましたパソコン購入費がなくなったことによるものが主な理由でございます。8の報償費の中の講師謝礼60万円につきましては、美術館の事業として計画しています展覧会や美術教室等にかかわるものでございます。11需用費の印刷製本費63万円につきましても展示にかかるパンフレット、ポスター、チラシや記録集等のための費用として計上させていただいております。また、展覧会にかかる費用としましては、12の役務費、通信運搬費35万円のうち20万円を作品運搬費として計上させていただいております。その他の歳出につきましては、主に通常の美術館における展示や運営、管理に要する費用を計上させていただいているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長(松﨑俊一君) ありがとうございました。それではこれより議案第25号から議案第29 号について、質疑に入ります。

まずですね、国民健康保険特別会計予算について、ページがですね、歳入も歳出もあわせまして、ページ、8ページ。8ページの収入から18ページの支出になっております。

- 5番(児玉智博君) それではですね、国民健康保険についてなんですが、この国民健康保険については、1月に全員協議会だったと思いますが、これが開かれて、28年度の保険税の改定の話に、話題に及んだわけですね、何遍かその全員協議会を開くというようなことも言われていたかと思うんですが、この国保税の話題については、その時のもう一度限りでした。聞くところによると各大字ごとに協議会とか、あるいは婦人会とか、そういう地域の組織の人たちの役員さんを集めて、同じような説明をされたんだと思います。その時にどういった地域の方たちから意見が出たかということを、もう説明された内容は、恐らく全く同じでしょうから、ちょっと違うところもあれば答弁いただきたいんですけれども、どういう御意見があったかお聞かせください。
- 福祉課長(穴井幸子君) 1月の全員協議会のあとに、北里協議会の福祉部会と、西里三部の総会 というところでですね、福祉関係についてですね、お話をさせていただく機会をいただきました。 その中でですね、まずその福祉課というところですので、国保だけについてですね、お話をさせ ていただいたわけではございません。国民健康保険のことと、あとは健康づくりということのお 話をさせていただきました。これにつきましては、保健師とですね、あと国民健康保険の担当が まいりました。そして住民の方の身近なことについてですね、お話をさせていただいたところで ございます。住民の方の反応といいますか、お話を進めていくときにはですね、皆さん熱心にお 話を聞いていただきました。質問というのはですね、ただ、具体的なたくさんの御質問というの はありませんでした。けれども、小国町の状況について話をいたしましたので、ただ、そこに来 られた方は地域の役員の方、いろんな方がいらっしゃっていました。大字協議会の役員の方とか、 民生委員の方とか、老人会、婦人会、あと西里のほうも中堅の方々がですね、たくさん来られて おります。その中で、例えば、最後に小国町は生活習慣の中でですね、ほかの地域の人よりもお 酒を1日2合以上飲む人の割合が高いことがわかりましたとかいうちょっとコメントを保健師の ほうがいたしましたところ、それに対してはですね、かなりな「飲んだらいかんばい。」みたい なところでですね、話とかはですね、笑いながら話をされていましたので、確かに真剣にですね、 お話というのは聞いていただけたというふうに思っております。

以上です。

5番(児玉智博君) 1つはですね、やっぱりこれは国保税の税率改定というのは、今年度の6月 議会では、27年度の改定という部分では否決になったわけですね、その時の反対する理由とい うのは、それぞれの議員によってまちまちだったんだろうと、まちまちなんでしょうけれど、そ の中の理由の1つがやっぱり説明が足りなかったからということで、もう1月の全員協議会で説 明されたんだと思います。地域の人たちへの説明というか、町民の人たちとの話もですね、恐らくしていくのかなと、私自身思っていたんですが、あるその2カ所でしかやっていないけれどですね、ここに参加された人の御意見では、「何で集められた、集まってくれと言われたから行ったけれど、一体何が言いたいのかわからなかった。」と「あれぐらいのことだったら、もうわざわざ集めなくても、紙1枚に書いてから配ったほうがよかったんじゃないだろうか。」というような感想を持たれた人も、現実にいらっしゃるんですよね、やっぱり恐らくその時には、国保税を上げさせてくださいという話はなかったんだろうと思います。本来ならですね、きちんと話をしていくというんであれば、国保税を上げさせてくれというのをですね、正面から話して、その時にじゃあ、町民の人たちから一体どういう話が返ってくるだろうかと、やっぱりそこまでやらないで、主にその健康づくりなんかの意味合いもあったのかもしれないですけれど、でもやっぱり説明の仕方じゃ、国保税に関してのその給付がふえているなんていう話は、いろいろつらつら述べられたというふうに聞いていますけれどね、それだけじゃ本当に何のために集めたのかわからないし、話は不十分なんじゃないかと思うんですが、今後はこの2つの地域でしかやっていませんけれど、今後ほかのところもやっていかれるんですか。

- 福祉課長(穴井幸子君) 今回のですね、説明会につきましては、地元の例えば、協議会、総会の時に話をしていただきたいということで、していたところでございます。皆さんの広報についてはですね、やはりしていかなくてはならないというところは思っております。
- 町長(北里耕亮君) ただいま福祉課が言いましたように、今回の部分については、私もその通常 の福祉の話をするという部分でですね、自治体の、行政のほうに何か話をしてくださいという要 望があったから、「じゃあ、課長、行って話をしてください。」という部分でありました。それ が事の起こりであります。スタンスが最初から国保税の、議員がおっしゃるように、その全体の 概要を含めて、そしてこれでは運営ができないので、上げさせてくださいという、非常に重い部分については、その場のような部分ではなくてですね、やはり広報とか、しっかりそのための部分をまず内部でしっかり協議をして、どういう説明の仕方がいいかとか、どういうふうに話したらより御理解がいただけるかとか、どういう課題があるかとか、そういう部分を言って、そして 臨むというのが普通でありますので、次の部分については、次、どういう説明をするかは、まだ 内部で協議をしておりませんけれども、しっかりした説明をさせていただきたいと、その部分の 町民についても大事でありますが、やっぱり意思決定機関の執行部の思い、それから議会の議決が必要でございますので、議員の方々により多くのですね、説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

5番(児玉智博君) やはりですね、まずこの議決の機関としての議会に対する話にしても、1月 にそういう話が議会に持ちかけられてというか、あってから、この間ですね、やっぱり予算が出 てくる3月議会まで一度も開かれない、何もなかったわけですよね、やはりそういうきちんとやっぱり話、説明、町民に対しても、議会に対してもですよ、まして、あるんであれば、もうちょっとこうですね、もう財政運営が厳しいという話だけじゃなくて、もうちょっとその部分だけに絞るんじゃなくして、何でじゃあこう給付費が増えるんだと、何が足りないからみんな病気になってしまうんだとか、ケガしてしまうんだとかですよ。やっぱりじゃあ小国町の保健事業でここが足りないとか、やっぱりそういう自己分析をしたものを出すべきじゃないかと思います。だからもう保険税を集めて、国からの補助金も県支出金なんかを受け入れて、給付するだけ、そういう機械的な作業だけだったらですよ、別に人間がする必要なんてないわけですよね、やっぱり何でここで人間がするかといえば、やっぱりコンピュータなんかじゃできないような、そういう細かな保健指導とか、そういうことをしていかないとならないから、やっぱり人間がこれを運営すると思うんですよね、やはりその辺の話も今後していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

町長(北里耕亮君) 回数はですね、少なかったかもしれませんけれども、1月に、年明けて1月 の早い段階で全員協議会を開かせていただいた部分については、早い段階から現状を御理解いた だきたいと、そして年度末にさしかかって、今回の3月の補正でおわかりになっていただいたか と思いますが、相当額の一般会計からの繰入金、この部分がでました。また、その状況を見てい ただきながら、また新年度に入りまして、もう私これもう言いますけれども、6月の議会でです ね、やっぱり審議をしていただきたいというふうに思いますので、その6月議会までには、やは りこの議論を深掘りをしてですね、更に今議員がおっしゃったような健康づくりであったり、予防であったり、そういう国保の部分に関係がある分野でありますので、そのあたりのところも話題にしながら、しかし現実もやっぱり直視するというか、財源も大きなその判断の1つであります。これは大きな、それを避けては通れませんので、そのあたりのところも御理解いただきなが ら、そして執行部提案を審議していただきたいというふうに思っております。

以上です。

5番(児玉智博君) この件についてはですね、18日に一般質問もさせていただきますので、その時にしっかり話もさせていただきたいと思います。

委員長(松﨑俊一君) 他に質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) それでは介護保険特別会計のほうに移りたいと思います。ページがですね、 26、ページ26、26ページからページ36までになっております。介護保険特別会計の歳入、 それから歳出、それから37ページにはですね、負担行為ですか、負担行為の調書まであります。 質疑はございませんでしょうか。

5番(児玉智博君) まずやっぱりですね、この介護の問題について、一番問題なのは、特養の待

- 機者の問題ということが大変重要なことだろうと思います。現在その小国町のですね、特養老人 ホームの待機者数を、要介護度ごとに説明願います。
- 福祉課長(穴井幸子君) 介護度につきましては、ちょっと出しておりませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。
- 5番(児玉智博君) 人数だけでもわかれば。
- 福祉課長(穴井幸子君) 特養だけとかではございませんが、大体、130人ぐらいだと思っております。
- 5番(児玉智博君) 基本的にやっぱりこう130人ですね、待機者がいるということで、小国郷ですね、南北小国町をあわせて、みやま荘に入る場合もあると思うんですが、基本的に両町にある特養ホームといえばもう悠清苑しかないわけですよね、そうした中で、国は平成15年からだったでしょうか、特別養護老人ホームには、基本的に要介護3以上の人でなければ入所できないというふうになりました。しかしこの小国町の現状をみてみれば、要介護3でもまだまだ入れないと、そういう状況にあると思います。基本的に要介護4とかも、5とかになるまで待たなければ入所できないという問題があると思うんですが、この辺をどのようにしてこの問題を解決していくんでしょうか。
- 地域包括支援センター長(松崎優子君) 特別養護老人ホームの待機者が130名ぐらいというふうに説明がありましたけれども、その方たちひとりひとりをみてみますと、老健施設に入所しておられたりとか、ほかの介護施設に入所しておられたりとか、在宅の方も30名ぐらいおられますけれども、緊急的に、もうどうしても特養があかないので、行き先がないという方は今のところおられないのではないかというふうに考えております。どうしても介護施設であるとか、病院に入院されている方とか、養護老人ホームもそうなんですけれども、最終的な行き場所というのがどうしても特別養護老人ホームになってしまいますので、介護度が軽うちからですね、特別養護老人ホームの申込みをですね、しておいてくださいというふうな指導があっておりますので、そういった130人というふうな人数になるかと思います。
- 5番(児玉智博君) やはりですね、何でこうみんなが特別養護老人ホームなのかという部分で、 やっぱり低所得者向けというか、やはり一番お金がかからないのが特別養護老人ホームであって、 やはりですね、そのほかの入所する、施設介護ですかね、を受けるためには、やっぱりなかなか こう年金で、国民年金だけで、基礎年金だけでまかなえるような状況になくて、蓄えがある人は いいですけれど、全ての人がやっぱり蓄えがあるわけじゃなくて、家族が支援しなければならな かったりとか、基本的にやっぱり支援するのは当たり前と言ってしまえばそれだけだけれども、 それまでだけれども、全ての人がやっぱりそんな資力がある人ばかりじゃないと思うんですよね、 そういうやっぱりですね、思いに立つならば、この2つの自治体で1つの特別養護老人ホームし かないというのは、やっぱり少ないんじゃないかと思うし、この小国郷内にもう1つ特養をつく

っていくということを考えてもいい時期にあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

- 福祉課長(穴井幸子君) 確かにですね、特別養護老人ホームとか療養型とかですね、そういった 感じはかなりあればとは思うんです。何て言ったらいいですかね、そういう話も検討ではですね、 でてくるかとは思います。ただ、そうですね、1つは介護保険料、そういった施設関係がふえて きたりしますと、介護保険料とかがですね、かなりまた高額な形にはなるかというのが考えられます。それともう1つがですね、その施設を最初にそのつくるというのが、先ほど健康づくりと 関連してくると思うんですけれども、健康寿命を延ばすという取組は、健康づくり、国保、介護 も同じ目的であると思うんです。いろんな状況で特老に入りたいという方もおられますし、自宅 で過ごしたいという思いを持っておられる方もおられると思います。そういったところもですね、 あわせながら考えていくところではないかというふうに思います。
- 5番(児玉智博君) 基本的にですね、やっぱり自分自らもう家を離れたいと思う人はいないと思います。慣れ親しんだ、もう可能な限りなら自宅で過ごしたいというのは、それが普通のですね、一般的な感覚だろうと思うんですよね、だからそれをいつまでも元気でいられるように、健康づくりというのはどんどんやっていかないといけないけれども、一方で、やっぱり高齢者世帯であったりとか、単身世帯であったりとか、そういう生活をされている人がもう1人で置いておくと危ないと、暮らしていけないとなったときに、やっぱりこう待つことなく、預けられるようなですね、環境をつくっていくということは、非常に大事だと思うんですよね、それがもうかなりその絶対保障されているかと言えば、私はこの130人もですね、待機者がいる中で、保障されていないと思うんですよ。やはりですね、そういう点をしっかりと介護保険がやっぱり公がですね、やっぱり行政が責任を持たなければ、もうこれはだれもですね、やっぱりこういつまでもこう地域で見守るなんていうことは、本当夢物語であってですね、もう無理な、そういうやっぱり考え方というのは、いずれ破綻すると思うんですが、いかがでしょうか。
- 地域包括支援センター長(松崎優子君) 先ほども説明をいたしましたけれども、今、在宅で要介護3、4、5の方をですね、介護されておられる御家庭が、大体31人ぐらいです。それ以外100人ぐらいが老健施設であるとか、介護の施設であるとか、病院に入院をされている方というところでございます。ですので、緊急的にその行き場がなくて困っているという方たちはおられないというふうに思っております。
- 5番(児玉智博君) だからその現状も大事ですけれど、その現状だけじゃなくて、130人という待機者がいる中でですね、やっぱり本当にいざというときに必要になったらすぐには入れるという、そういう状況をつくっていくことで、やっぱり本当の意味での安心というのがですね、つくり出せるんじゃないかなと思うわけですよね。その次の質問なんですが、要支援者の保険外しである介護予防日常生活支援総合事業というのが、国の規定では、2019年度までに移行する

ようにというふうになっておりますけれども、小国町の場合、昨年の3月議会で1年前倒しした 形で、2018年度からスタートするということで、もう4月からは要支援の方は介護保険サー ビスを受けられなくなってしまうんですよね、それで私は、重要だと思うのが、小国町じゃない けれども、南小国町でですね、デイサービスをりんどうの里で受けていらっしゃった方が、行方 不明になって、いまだに発見されていないというような事態が発生しております。小国郷安心ネ ットというのでですね、これは対岸の火事じゃないと思うんですよね、小国町も一緒になって小 国郷安心ネットというのでやっているわけですけれど、やはりですね、こういう介護保険サービ スを受けられなくなってしまう中で、やっぱりそういう行方不明の事件も起きているわけですけ れども、やっぱりですね、こういう事件が起きた場合に、最終的にはどこの責任になるかと言え ば、私はやっぱり行政が責任を持っていかなければ、ほかの民間の、やっぱりその民間の事業所 の責任もあると思うんですけれども、やはり最終的には小国町の場合は、ああいうやっぱり公道 で起きた死亡事故がありましたけれど、そこもやっぱり最終的には行政がやっぱり管理責任とい うところで、やっぱり責任を持たないと、だれも責任を持たないわけですよね、それがこの介護 保険も同じだと思うんですよ。やはりこういう保険外しなんかを国よりも先んじて小国町はやっ ていくわけですけれど、きちんとそういうやっぱりこうもう現にもう小国町のお膝元というかで すね、そういう事件が起きているわけですけれども、きちんとやっぱり責任を持っていけるんで すか。

福祉課長(穴井幸子君) 南小国町で、高齢者の方が行方不明になられてですね、大変御心配、御不幸なことなんですけれども、そのあとにですね、今、安心ネットワークの話が出たんですけれども、その後ですね、ケース、ケースといいますか、そこでの検討をどのようにしたら防げたかとかですね、その時の対応とかいうのをそこに参加している事業所さんとか、関係者でですね、検討というか、対応をしております。

小国町のほうにはですね、SOSネットワークということで、見守りというのがございます。 南小国町さんもですね、そういうシステムをですね、つくるということで動いたりしております。 この高齢者の見守りというか、福祉についてはですね、かなり本当に大きな事柄です。大きなも のでございます。それに向けてですね、小国町でというか、その地域で安心して過ごすことがで きる地域を目指してですね、小国町の福祉もですね、それを進めていくところでございます。た だ、急にですね、一遍によくなるという、改善されるというか、ことはかなり長いスパンを持っ てですね、していかなくてはならないというふうに思っております。その中にもですね、いろん なことを協議していくというのが必要になってきます。もう小国町ですね、住民は宝ですので、 皆さん子どもさんから大人、お年寄りの方までしっかり暮らしができるように考えていかなくて はならないというふうに思っております。

5番(児玉智博君) そうおっしゃるんだけれども、要支援2といえば、これはもう以前は要介護

だった人なんですよね、要介護の人を要支援2というのをつくってきたわけです。それでですね、今回そのどうしたら防げたかというふうになるけれど、やっぱり今回の行方不明になった事件というのは、これは制度が、制度上の問題だと思うんですよね、やっぱりデイサービスというのは、1週間に利用する、利用できる回数が制限されているから、だからそのデイサービスの日以外に来られても、受け入れることができないわけですよね、だからもうその時の対応が、きちんと送り届ければよかったじゃないかとかそんなこと言い出しても、その職員の人の個人の責任じゃなくて、やっぱりこれは制度上の問題だと思うんですよね、これをこの間介護給付を抑えるために、どんどん、どんどん国が切り捨ててきたわけですけれど、その結果、今回のことが起きたんだということを肝に銘じる必要があるんじゃないかと思うわけですよ。そういう中で、小国町が本来なら、あと1年ですね、要介護の人もその人の選択で介護サービスを受けるのか、その介護予防の日常生活支援総合事業のほうを受けるのかという選択ができるはずなのに、その選択権を1年早く前倒しで奪ったわけですよね、それが本当に正しい選択だったのかということをもう真剣にですね、やっぱり考える必要があるんだと思うんですが、いかがですか。

委員長(松﨑俊一君) 本日の会議時間はですね、議事の都合によりあらかじめ、これを延長した いと思います。

地域包括支援センター長(松﨑優子君) 小国町は、先ほど課長が説明しましたように、28年の 4月から新総合事業に移ります。課長が説明をしましたように、要支援1、2の人は、介護給付 費のサービスから離れて、地域支援事業の委託料というところで予算を組んでおります。支援1、 2の人の通所介護と訪問介護がその対象になります。今、介護給付で通所サービスとか受けてお られる方は、引き続き受けることができますし、これから新規にですね、要支援になられた方も 認知機能の低下が著しい方とかですね、あとそのやはり専門の介護の事業所に行く人が適当な方 とか、あるいはその本人がどうしてもその事業所を利用したいという方は、今までどおり現行の サービスが受けられるようになっております。ですので、新総合事業になりましたけれども、予 算がですね、介護給付のほうから地域支援事業のほうに移ったということだというふうに、私は 理解をしております。新しく支援1とか支援2になられた方については、もちろんそのサービス を受けられるときにですね、こういった町での新総合事業もありますけれどもどうしますかとか、 どうしても介護の施設に行きたいのであればですね、そちらのほうも利用ができます。あるいは その退院直後でですね、施設の通所介護のほうが適当ですねとかですね、そういったことを本人 さんとか、御家族とですね、いろいろ相談をしながらですね、選んでいただくというふうなやり 方になっていきますので、ひとりひとりに応じた細かいサービスの展開ができるというふうに私 は思っております。ですので、支援1、2の人をですね、介護のサービスから切り捨てるという ことでは決してないというふうに理解をしております。

5番(児玉智博君) ですから、その地域支援事業というのが、限られた介護給付費の中で、限ら

れた枠の中の事業なんですよね、それで選べるというけれど、新たにこの要支援に認定された方たちが、その人たちのこう選択権というのは、じゃあ必ず保障されるんですか。みんなが従来のデイサービスとか、ホームヘルプサービスを受けたいというふうに希望しても、必ずできるんですか。その希望だけでかなえてあげられるんですか。やっぱりそういう条件とかをみて判断するわけじゃないんですか。

- 地域包括支援センター長(松崎優子君) 新しく支援の認定を受けられた方には、現行どおりのサービス以外にもですね、例えば、元気が出る学校とか、元気クラブとか、町で事業をしております。老人クラブのサロン活動もあっております。そういった町の受皿的な事業も説明をさせていただきますし、もちろんその現行どおりのサービスも利用できますよというような説明をさせていただきます。その中で、その利用者さんにですね、選んでいただくというふうな形になっていくかと思います。中には、そういった説明をしてもですね、どうしてもやっぱりあの人が行っているので、私も同じところに行きたいという方も中にはおられるかと思いますので、そういった方たちについて、それはできませんということはありません。
- 5番(児玉智博君) そういう人には、もう必ず、例えばじゃあ、みんながみんなそういう希望を 出したとしても、きちんと今までどおり1割の利用料負担を支払いさえすれば、みんなが今まで どおりのですね、いろいろこう町内に介護事業者さんがいますけれど、そこに通って、しっかり と資格を持った方からのサービスを受けることができると、それが保障できますというふうに言 えるわけですね。
- 地域包括支援センター長(松崎優子君) そうですね、先ほども言いましたけれども、総合事業で今、町で行っております介護予防事業をですね、そちらのほうも十分説明をしていきたいと思っております。あくまでも本人さんの御希望とか、家族の御希望、それからその本人さんの状態ですね、そういったところをみてですね、話をしながら進めていくところです。28年の4月から新総合事業というところですけれども、小国町はもう2年、3年ぐらい前から総合事業というところで、要支援の認定を受けられた方についてですね、一応、そのサービスを提供する際に、元気クラブとか、元気クラブではなかったです。すみません。元気が出る学校というのをやっておりますが、そういったところも進めておりましたので、中にはそういうのがあるのであれば、自分はそちらのほうに行きたいという方もおられました。ですので、そこら辺は、サービスの説明はですね、丁寧にしていきたいというふうに思っております。
- 委員長(松﨑俊一君) ほかに質問はございませんでしょうか。
- 2番(大塚英博君) 2番です。今度地域支援事業という、介護予防生活支援サービス事業という のが新たにできたという理由は、今さっきから聞きました。これ本当にいうと、大変仕事がふえ て本当に大変だなと思いますけれど、その中で介護予防という、まず介護を受けない介護予防ほ ど大切なものはないんじゃないかなと、そういう中で、今さっきも話がありましたように、要す

るに引きこもりとか、例えば、そういうふうな認知症とかいう方たちというのは、どっちかというと、人との交流が非常に閉ざされていくと、思わずそういうふうな状況に追い込まれる場合がありまして、今さっき言ったように、元気クラブとかサロンとかいうものが、それを介護する意味においては、非常に大事な役割をこれから担っていくのではないかなと考えております。そういう中で、先ほど質問しましたけれども、これから先のサロンというのが、介護予防の本当いうと、地域、地域を守るための介護予防のやっぱり核になるんではなかろうか、そういう面において是非このサロンというものが、地域に根ざせるようなシステムというか、仕組みとかそういうのを社会福祉協議会とかいろんなもの連携をしながら、進めていっていただきたいなという希望を持っております。これについて取り組まれるようにお願いしたいと思いますけれども。

地域包括支援センター長(松崎優子君) 今、元気クラブが町内で13カ所、サロン活動がちょっとはっきり覚えておりませんが、6カ所か7カ所あると思います。今、議員さんが言われたようにですね、自分の身近なところにそういったサロンとか、元気クラブとかできるようにですね、これからサロンのほうは社会福祉協議会と協力をしながらですね、場所のほうもふやしていきたいというふうには思っております。

今、現状としましては、サロンに対しては会場使用料のほうを町のほうから出させていただい ております。

2番(大塚英博君) これは私の私的な分ですけれど、一応、三部のサロンというのと、弓田のサロンというのが新しくできました。これはやっぱり地域の老人会の方たちとか、いろんな方たちの集まりというものの中で、いろんな情報を周りから集める、また災害とかそういうことの情報をもそこで話せるという1つのコミュニティランドの役割を果たしております。これはだれがやるということじゃなくて、その地域に行けば、必ずその人たちの集まりがあるわけです。そういう中で、だれかがリーダを受けてあげて、そしてその地域の老人会長であれ、そのトップになる方を1人決めていただいて、そこで運営を任せて、そして補助的な立場として社会福祉協議会とか、役場の支援というものを福祉支援というものをやっていけば、これは本当にリーダとかそういうふうな方がおれば、私はすぐそれは簡単と言うのはおかしいけれど、私は北河内にしてもいろんなところの施設、たくさん公民館があるところでは、私はこれはどんどん可能ではないかなと思っています。だからその地域の中で、リーダをとってくれる人たちとの話合いを持ちながら、そこに1つのサロンの形成というものを立ち上げていただければ、今言う一番、介護予防生活支援サービスというこの新しいシステムの中で、これは本当に言うと、どんどん広げていけるものだと私は確信しておりますけれども、是非、こういうふうな進め方で、何とかやっていただきたいと思います。

委員長(松﨑俊一君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松﨑俊一君) それでは、次の後期高齢者医療特別会計予算について質疑はございませんでしょうか。ページはですね、39ページから47ページ、歳入歳出は44ページからですね。
- 5番(児玉智博君) この後期高齢者医療のですね、町が人間ドックの助成を行っていると思いますが、昨年度、どれくらいの実績があって、今年度が100万円ですか、予算が組まれておりますが、大体これが何人分ぐらいの予定でされているのかということ。
- 福祉課長(穴井幸子君) 平成26年度は、後期高齢者の人間ドックは39人でございます。39 人の2万円になりますので、78万円ほどの支出になっております。
- 5番(児玉智博君) ということは、100万円でるから50人を予定しての予算ということでいいんですかね。
- 福祉課長(穴井幸子君) すみません。先ほど説明がちょっと不足していたんですけれども、28 年度から後期高齢者の歯科口腔健診も行われるようになりましたので、お知らせをいたします。
- 5番(児玉智博君) それで、この人間ドック補助金ですよね、この2万円補助するわけですけれ ども、実質、この自己負担というのは、どれほど皆さんがなさっているのかというのを確認した いんですが。
- 福祉課審議員(生田敬二君) 自己負担につきましては、2万円を補助するわけですけれども、その検査の、ドックの内容によって、医療機関も7医療機関ほどあるんですけれども、異なりますので、ちょっとどれくらいかは、ちょっとここではお答えができない状況です。

ただ、先ほどの2万円の50人分の予算計上させていただいておりますが、そのうち1人2万円の助成のうち、1万5千円につきましては、広域連合のほうからのですね、町への助成があるということで、そういう形になりますので、申し添えさせていただきます。

- 5番(児玉智博君) ですから結局、町からの補助というのは5千円ということになるんですよね、 先ほど確認しましたけれど、75歳以上の町内の人口というのは、1千641人いらっしゃると いうことでした。その中で、人間ドックを受けられたのは、昨年度が39人しかいないというよ うな状況だと思うんですよね、やはり介護予防、大事なんだと、おっしゃるんであれば、やはり ですね、できる限り受けに行くことができる人には、こういう人間ドックなんかも受けていただ いて、自分の体の状況をですね、しっかりと検査して理解してもらうと、特にやっぱり骨密度の こととか、介護とかにはですね、重要な問題だと思うんですが、この辺をやっぱり5千円という だけじゃなくって、町からももうちょっと補助していくことが必要だと思いますが、いかがでし ょうか。
- 福祉課長(穴井幸子君) 先ほど人間ドックということでお尋ねがありましたので、その人数だけを申し上げましたけれども、特定健診、後期高齢者健診につきましてはですね、後期高齢者は26年度で323人、27年度で今同じく340人ぐらい受けているところでございます。その中で、骨粗しょう症検診も受けられております。

- 5番(児玉智博君) だからもう十分だということですか。
- 福祉課長(穴井幸子君) 多くの方にですね、健診は受けていただきたいというふうに思います。また、もう1つ高齢者の方は、高齢者といいますか、介護予防健診というのが別にございまして、65歳以上の方ですかね、介護度を受けられていない方がですね、介護予防健診を受けられます。それと、いろんながん検診がございます。こういった健診についてはですね、もうたくさんの方にですね、受けていただきたいというふうに思っております。
- 5番(児玉智博君) 健診じゃなくて、人間ドックの話をしているんですけれど、やはりですね、この2万円は出る、出せるけれど、町からは5千円の上乗せしかしていないというか、上乗せなんですよね、そこでやっぱり人間ドックが、じゃあ何で結構ですね、役場職員の方たちも今日は人間ドックに行っていますというような話を聞くわけですけれど、じゃあ何でみなさん人間ドックに行くわけですか。よりやっぱり精密な時間をかけてですね、先進的なこう医療器機もこう使って、隅々までこう見て、やっぱり確実だからですね、人間ドックに行くんだと思うんですよね、そういう中でやっぱりなかなか75歳以上になると、自分で働けないから、ほとんどの方たちは年金以外の収入がたたれるというか、なくなっていくわけですよね、そういう人たちに対してもやっぱりですね、隅々までやっぱり自分の体を調べて、がんなんかもできるだけ早く早期に発見してもらうというためには、やっぱりこの人間ドック補助も、町ももうちょっとやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、もうやっぱり健診を受けてくれればそれでいいということですか。
- 福祉課審議員(生田敬二君) 人間ドックについてはですね、一応、募集を皆さんにお知らせをして、是非受けてくださいということで、啓発をしているところです。その中で、39名ということでした。一応、福祉課としましては、その前に課長も申し上げましたけれども、各健診等を受ける機会があります。ただ年齢別の受診率というのは、ちょっと出してはいないんですけれど、そこもまだ40数%というところで推移をしておりますので、こちらをまず上げていきたいということもあります。それと先ほどすみません。国保の中での話であれなんですけれど、各地区のそういう座談会、座談会というか集会等でですね、健康づくり、これはもう後期高齢の方もいらっしゃれば若い方もいらっしゃった会合ですけれども、まずは健康づくりが大事ですよということでお話をさせていただいております。その中で、健康でいきいき暮らせるようにするということでお話をさせていただいております。その中で、健康でいきいき暮らせるようにするということ。それが結果としては、早期発見、早期予防ということになりますけれども、それがひいては保健、医療費あたりに来ると、ですのでちょっと長い効果を見るのには、スパンがかかりますし、なかなか数値でははかれない部分がございます。そういったところでお話をさせていただいたと、そういうことでございます。健康づくりの話を主に持っていったんですけれども、そこにはもし病気になったら医療費がどれくらいかかったかとか、そういうことをお伝えを申し上げております。先ほど言われたように、直接的には話しておりませんけれども、間接的というか、医療費と

健康づくりと含めてお話をさせていただいたところでおります。

すみません。ちょっと付け加えさせていただきました。

町長(北里耕亮君) 委員の御意見はもっとこれを小国町、この特別会計から助成金を出せないかというような御意見と思いという部分であろうと思いますが、特別会計でありますので、もうその部分でですね、やりくりをという部分と、それは1つの意見としてお聞きをしますが、私も広域連合のほうはもう退いてはおりますけれども、あの議会の中でも今はちょっとはっきりわかりませんが、これをやっていない自治体も確かあったやに聞いております。その部分において、小国町としては限りはありますけれども、これをやっておりますけれども、今後これを今、担当としては、健康づくりの部分ということでありますが、どういった使い道、総額、さっきコースが幾つかあってということもありますけれども、少し内部でですね、協議をしていきたいとは思います。ただ、これはやるという協議ではなくて、ちょっと現状の把握を、私を含めてやっていきたいというふうに思っております。

委員長(松﨑俊一君) ここで暫時休憩をいたします。5時30分から行います。

(午後5時20分)

委員長(松﨑俊一君) 皆さんそろいましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。 (午後5時27分)

委員長(松崎俊一君) 次にですね、地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について質 疑はございませんか。ページがですね、49ページからになっておりますが、歳入歳出は54ペ ージ、55ページになります。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松崎俊一君) それでは、次、坂本善三美術館特別会計予算について質疑はございませんでしょうか。ページで、ちょっと待ってください。ページがですね、57ページからですが、歳入歳出は63ページからであります。
- 5番(児玉智博君) 歳出のですね、役務費の中に斡旋料というのが2万円あるんですが、これは 何の斡旋料になるのですか。
- 教育委員会事務局長(横井 誠君) この斡旋料2万円につきましては、旅館であるとか、観光施設であるとか、そういう施設に割引券を置かせていただいておりまして、通常入場する場合は、一般の場合1名500円でございます。そういったところで、その割引券を持ってきていただければ、450円で入館できるというシステムでございまして、その50円についての斡旋料をその施設に支払うというシステムでございます。
- 5番 (児玉智博君) それとあと、毎年なんですけれども、このツーリズム協会負担金が2万4千 円出されております。この基本的に前回12月議会の一般質問で、私も質問したんですが、私個

人の考えとしては、やはりこの美術館なんだから社会教育施設としての位置づけをしっかりとして、それであんまりその観光施設というよりは、もうちょっとこう町民の社会教育に役立つ施設にしていったほうがいいんじゃないかというふうに考えているわけですよね、そのツーリズム協会というのは、要は観光客がたくさんきてほしいから、こういう負担金を出すんだと思うんですが、実際、そういうことで成果というのは上がっているんでしょうか。

- 教育委員会事務局長(横井 誠君) 実際、この協会に入っていることによって、入館者がどれだけふえたとか、もろもろの効果について具体的にちょっと今、答えることはできてはおりませんけれども、そういった美術館も含めた町のそういった施設でのいろんな情報を共有したりであるとか、そういったことによっての美術館により足を運んでもらったりとか、ほかの関係者との何かネットワークができたりとか、目に見えない効果はあるんではないかなというふうに考えております。
- 5番(児玉智博君) 目に見える効果というんで質問したんですが、やはりですね、私はその観光施設でしたところで、もうお客さんがふえることは期待できないんじゃないかと思うんですよね、というのが、近くにある観光施設で、鍋ヶ滝というのがあって、ここはちょうどその通り道なんですよね、昨年度、鍋ヶ滝の入園者というのは、もう新聞なんかにも載っているとおり、空前の観光客が押し寄せたわけです。それの相乗効果で、少しはこの美術館の入場者はふえているのかと思ったら、むしろ悪いと。むしろ駐車場にとめて、滝のお客さんが駐車場を使っていくから迷惑をしているんだというようなことをですね、言われているわけですよね、そういう点で、やっぱり私はその観光客向けの美術館というよりは、きちんとこの町民の社会教育に役だつための美術館というふうに変えていったほうが、やはり町民がこの美術館の必要性というのを感じるようになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 教育委員会事務局長(横井 誠君) 美術館の運営に当たりましては、美術館に勤務している職員 の方がいろんな展覧会であるとか、美術教室であるとか、通常の展示以外の部分でも毎年いろん なアイデアをいただいて、また、小学校であるとか、中学校であるとか、展示、あるいは体験等 をしていただきながら、できるだけ外部からの来館者もそうですけれども、町内の方により親しんでいただけるように、いろんなアイデアを出しながら、毎年企画展とかも行っていただいております。当初の議会の始まるときの説明にもございましたように、27年度におきましては、そういった活動が認められたと思いますけれども、地域創造大賞総務大臣賞という賞もいただきまして、今後におきましてもより地域に密着した事業等も展開していきたいというふうに考えておるところでございます。
- 町長(北里耕亮君) 以前の質問や意見の時にも、私も答弁をいたしましたが、私が町長に赴きま してから、町民ギャラリーというのを設置もし、また小学生、中学生をもほとんど全学年ですね、 あの美術館に、美術館の絵を見せるという部分じゃなくて、あの空間にいて、美術や文化の話を

教育の一環としてですね、社会教育の一環としてするようになりました。先日、中学校で話す機 会が、立志式という行事がありまして、話す機会があって、美術館に行ったことがある方はとい うふうに聞いたところ、全員が手を挙げられました。それは授業というかですね、そういう一環 で行ったからだと思います。観光的か、社会教育的かというもう2社択一の選択ではなくて、ち ょっとウェートの話でですね、7割、6割がたそういう社会教育施設、町民に親しまれるような 施設であって、これを言うとじゃあ3割は何だという話になりますが、町外の方ももちろん坂本 善三画伯のファンの方もいらっしゃいますし、ああいうたたずまいの美術館が好きな方もいらっ しゃいます。全く知らない、存じ上げない、何だろう建物は、どういう絵だろうというふうに入 ってこられる方もこれを言うといけませんが、まれにいるかもしれませんが、それはそれでまた 入っていただくことで、興味を抱いていただくことは、これもまたいいかなと思います。ですか ら切り捨てる、観光か、社会教育か選ぶという部分ではなくて、あとは軸足のウェート感を何割 ぐらいをシフトしていくかということで、当初の開設した部分よりかは、社会教育の部分が随分 ウェートがふえたんじゃないかなと、私は思っております。是非、これはですね、議員の御意見 もあるかもしれませんが、この社会教育の部分はですね、続けさせていただきたいというふうに 思っています。だからといって、坂本善三美術館のホームページやその看板の設置や、やっぱり 人に知らせる活動は、もうしないというわけではありません。それもしつつもということで御理 解を頂きたいというふうに思っています。これは大きな坂本善三美術館の方向性の部分の話であ りますんで、意見があわない場合もあるかもしれませんが、その辺はまたちょっと議論をですね、 是非、長期的な議論をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 5番(児玉智博君) では、ちょっと質問かえましてですね、今後のこの維持計画というのがどうなっているかというところですね、私地元ですから、結構国道を走るときに、屋根を見るんですけれど、ちょっとかやぶき屋根風の形の屋根ですね、確かドイツか何かからか取り寄せた特別な瓦というか、屋根材だと思うんですけれど、大分汚れ、老朽化というか、汚れが目立ってきたなという気が、最近しているんですが、今後どういうふうにあれをこう維持していくというような計画というのは立てられているんですか。
- 教育委員会事務局長(横井 誠君) 今、御質問にありましたとおり、やはりもう年数もたってきました関係で、屋根に限らず、あと壁とかもかなり木を使っているところがございますので、あの建物を維持していくために、当然、維持費は必要であると思いますが、手を入れれば、入れるだけ、それだけものもそういった長く使うこともできますし、大きな改修等も改修費も抑えられてできることになると思いますので、ある程度そういったことで、メンテナンスのほうでですね、少しでも経費がかからず、ものとして機能を損なわないような管理をしていきたいというふうに思っております。

- 町長(北里耕亮君) 局長が答えましたが、やっぱり日ごろからの管理が、例えば、雨漏りとかですね、そうなってしまっては修繕もより大きくなりますので、日ごろからの管理が大変大事であろうと思います。そこで、数年前から水回りに関して、若干のトイレだったり、エアコンだったり、少し予算も計上しながら修繕というか、維持をしてきました。一番金額がかさむのは、もう御意見のとおり屋根が、御意見のとおりであります。そのあたりも特殊な材を使っておりますので、専門の方の意見なども今後聞きながら、あとあと大きな金額にならないように、早めの部分ということで管理をしっかりしていきたいというふうには思っております。
- 5番(児玉智博君) その計画、そのですね、日ごろからの管理もそうでしょうけれど、それだけ してればもう何も問題ないということはないわけですね、やっぱり建物ですから、一般住宅もそ うです。そういうやっぱり計画をですね、一応、こう立てていかないと、もうやっぱり公共施設 というのは、今回の委員会でも随分話題にもなってきていますけれど、幾つもあるわけですよね、 その中でどの段階でやっぱりこうやっていくのかというような計画は必要だと思うんですが、そ の中には入ってこないわけでしょうかね。
- 町長(北里耕亮君) 町有施設の計画、改修の計画というのは非常に大事な部分であります。当面の、これ少し言い訳になるかもしれませんが、当面の予算がなかなか立たない部分である。ですが、そう言っていればですね、もう行き当たりばったりの部分になりますので、そのあたりのところ御意見拝聴しましたので、善三美術館だけではないんですが、その善三美術館も含めた計画等も話題に、内部でしていきたいというふうに思っております。
- 2番(大塚英博君) 2番です。善三美術館についてですけれども、一応、北里柴三郎とか善三さ んとかいうのは、小国が誇る非常に対外的に言って、非常に本当に誇れる人だと思うんですよ、 そういう中の美術館というものが小国に今ある、あの場所にあるということが、遠くから来た人 たちにとってみれば、本当にすごいところだな、小国というところはというとこの位置づけたと 思うんです。その中で、収支ということじゃないんですけれども、その私が考えるのには、今、 鍋ヶ滝とか、木魂館とか、この善三美術館というひとつの観光施設じゃないんですけれど、それ というのは非常にもしかしたら、その連携でクーポンみたいな形の3つ連携、2つ、3つでもど こでもその何というか、買って3カ所見られるというふうなやり方で、周遊させるコースであっ たり、特に気になったのは、この中の売上金額の中のその何というか、その物品の販売の金額が 余りにも低すぎるんですよね、44万円ぐらいの、年間の44万ぐらいの物品、要するにものと いうことになってくると、それ本当いうとそれに対して、多分、喫茶店とかそういうものは多分 廃止されているとは思うんですけれども、その非常に効率的なその運営をするとすれば、そのや っぱりもう少し例えば、売上げの上げられるような商品構成をして、そこに対して滞在した人た ちが、ひとつの小国、いろんなものを買えるようなやり方ですね、例えば、善三美術館の商品で あったり、商品というか、そういうふうな記念品であったり、何かそういうふうなものを1つ持

って帰ることによって、小国のPRにもなろうし、鍋ヶ滝に行った人たちがその中で、ちょっとよって、そこも見て帰るというひとつの周遊、やり方ですね、極端に言うと、やっぱり木魂館にしてもそうですけれども、やっぱりその第三者的な運営方針というか、運用というその考え方を持っていけば、私はこの善三美術館というのは、私は木魂館と同じような役目を果たしはしないだろうかと、私は考える。その中でものすごくここは今から先、やり方によっては非常に大事な部分で、やりがいのある場所ではないかなというふうな気がしますので、そこのところの運営においては、いろんな人たちの意見を聞きながら、どうすればいいかというのも検討していただきたいなという考えでございます。

町長(北里耕亮君) 実は、美術館の運営協議会という組織がありまして、その場でも小国町のほうが北九州の中学生のうるるん体験教育というのを受け入れておりますけれども、ああいった生徒さん方に、まず、入っていただきやすいようにというような部分から、入場者増を狙う部分もありますけれども、いろいろ工夫をしております。この部分については、きょう総務委員会で、別の場所で、議員からもやっぱり一般会計の繰入れというのを非常に厳しく御意見をいただく場合もあります。ある議員からは、教育施設でという御意見もあり、大塚議員からは、そういうふうに連携して、様々いろんな意見がありまして、最終的に判断するのはこの町のほうで、執行部のほうでありますので、貴重な意見ということでやっていきたいと思います。

あと、クーポンについても、意見のひとつとしてですね、考えていけるんであれば、ちょっと 検討していきたいというふうに思っております。

委員長(松崎俊一君) はい、ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算について、討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今年度やはり税率の改定という話が出ている中で、やはりこの予算そのものも国保税の増税を 前提とした予算であると言わざるを得ません。しかも、この間1月に全員協議会でその旨の報告 がされて以降、一度もですね、執行部からの説明がないままでの予算の提案ということも非常に 重大だと思います。

以上のことから、本議案に反対するものであります。

委員長(松﨑俊一君) 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 次、議案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について、

討論ございませんか。

5番(児玉智博君) 私は、議案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について、 反対の立場で討論を行います。

まず何よりも国の指針である平成17年度までの要支援者への介護サービスを介護予防日常生活支援新総合事業へ、1年の前倒しをしての実施の予算であることであります。やはり要介護者に対して、町がしっかりと新総合事業を選ぶのか、それともこれまでのデイサービス、ホームへルプサービスを選ぶのかという選択肢が、平成27年度までは保障されていたにもかかわらず、それが28年度からはできないという、大変重大なことだと思います。質疑の中で、全ての新たに要支援に認定された人が、選択できることが保障されるのかという質問をいたしましたが、明確にそれが保障されるという答弁はありませんでした。あくまで、きちんと両方の内容を説明しますという答弁しか出てこなかったわけであります。やはり私としては、国が平成17年度までこれまでの要支援者へのホームへルプサービスあるいはデイサービスを保障されている以上は、やはり平成28年度もこれまで昨年度と同じような対応をすべきであったと述べまして、反対の討論といたします。

委員長(松﨑俊一君) 他に討論ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(松﨑俊一君) 次に、議案第27号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算に ついて、討論ございませんか。
- 5番(児玉智博君) 私は、議案第27号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

まずもって、この後期高齢者医療制度というのは、人を年齢によって差別する制度であります。 何よりこの保険料の徴収の方法が、お年寄りの老後の安心・安全、暮らしを保障するはずの年金 からの天引きにより徴収されているという点について、まずもって反対であります。

そしてまた、そういう人を年齢によって差別する制度であるこの医療制度そのものに反対である立場から、本会計についても反対するわけでありますが、最後にですね、人間ドック補助金について、是非ですね、町の補助する額が5千円にとどまっているわけでありますが、是非、この引上げについて検討をいただくよう申し添えまして、討論といたします。

委員長(松﨑俊一君) 他に討論ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) 次、議案第28号 平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 次、議案第29号 平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算につ

いて、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思います。

議案第25号 平成28年度小国町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり、可決 承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 委員長(松﨑俊一君) 挙手多数であります。よって、議案第25号は可決承認すべきとされました。
- 委員長(松﨑俊一君) 議案第26号 平成28年度小国町介護保険特別会計予算について、原案 のとおり、可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

- 委員長(松崎俊一君) 挙手多数、よって、議案第26号は可決承認すべきとされました。
- 委員長(松﨑俊一君) 議案第27号 平成28年度小国町後期高齢者医療特別会計予算について、 原案のとおり、可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 委員長(松﨑俊一君) 挙手多数であります。よって、議案第27号は可決承認すべきとされました。
- 委員長(松﨑俊一君) 議案第28号 平成28年度小国町地方改善施設住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、原案のとおり、可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

- 委員長(松﨑俊一君) 全員挙手であります。よって、議案第28号は可決承認すべきとされました。
- 委員長(松崎俊一君) 議案第29号 平成28年度小国町坂本善三美術館特別会計予算について、 原案のとおり、可決承認すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長(松崎俊一君) 全員挙手であります。よって、議案第29号は可決承認すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。

総務文教福祉常任委員会に付託されました議案は全部終了いたしました。よって、本日の平成 28年第3回総務文教福祉常任委員会を閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(松﨑俊一君) 異議なしと認めます。

以上で、平成28年第3回総務文教福祉常任委員会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。

(午後5時55分)